

平成20年 3 月定例会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成20年 3 月 4 日 開会

平成20年 3 月11日 閉会

横 芝 光 町 議 会

## 平成 2 0 年 3 月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 ( 3 月 4 日 )

|   |    |
|---|----|
| 議事日程.....                               | 1  |
| 本日の会議に付した事件.....                        | 1  |
| 出席議員.....                               | 1  |
| 欠席議員.....                               | 1  |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 1  |
| 職務のため出席した者の職氏名.....                     | 2  |
| 開会の宣告.....                              | 3  |
| 開議の宣告.....                              | 3  |
| 会議録署名議員の指名.....                         | 3  |
| 会期決定の件.....                             | 3  |
| 諸般の報告.....                              | 3  |
| 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙.....                 | 10 |
| 議案第 1 号ないし議案第 3 1 号の上程、説明.....          | 12 |
| 休会の件.....                               | 59 |
| 散会の宣告.....                              | 59 |

### 第 2 号 ( 3 月 7 日 )

|   |    |
|---|----|
| 議事日程.....                               | 61 |
| 本日の会議に付した事件.....                        | 61 |
| 出席議員.....                               | 61 |
| 欠席議員.....                               | 61 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 61 |
| 職務のため出席した者の職氏名.....                     | 62 |
| 開議の宣告.....                              | 63 |
| 一般質問.....                               | 63 |
| 齊 藤 隆 君.....                            | 63 |
| 杉 森 幹 男 君.....                          | 78 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 森川 忠君.....  | 88  |
| 越川 洋一君..... | 103 |
| 休会の件.....   | 119 |
| 散会の宣告.....  | 119 |

### 第 3 号 ( 3 月 1 1 日 )

|   |     |
|---|-----|
| 議事日程.....                               | 121 |
| 本日の会議に付した事件.....                        | 122 |
| 出席議員.....                               | 122 |
| 欠席議員.....                               | 123 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 123 |
| 職務のため出席した者の職氏名.....                     | 123 |
| 開議の宣告.....                              | 124 |
| 諸般の報告.....                              | 124 |
| 一般質問.....                               | 124 |
| 川 島 富士子 君.....                          | 124 |
| 議案第 1 号の質疑、討論、採決.....                   | 141 |
| 議案第 2 号の質疑、討論、採決.....                   | 141 |
| 議案第 3 号の質疑、討論、採決.....                   | 145 |
| 議案第 4 号の質疑、討論、採決.....                   | 146 |
| 議案第 5 号の質疑、討論、採決.....                   | 147 |
| 議案第 6 号の質疑、討論、採決.....                   | 147 |
| 議案第 7 号の質疑、討論、採決.....                   | 148 |
| 議案第 8 号の質疑、討論、採決.....                   | 148 |
| 議案第 9 号の質疑、討論、採決.....                   | 150 |
| 議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....                 | 150 |
| 議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....                 | 151 |
| 議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....                 | 152 |
| 議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....                 | 153 |
| 議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....                 | 154 |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 議案第 15 号の質疑、討論、採決..... | 155 |
| 議案第 16 号の質疑、討論、採決..... | 158 |
| 議案第 17 号の質疑、討論、採決..... | 158 |
| 議案第 18 号の質疑、討論、採決..... | 159 |
| 議案第 19 号の質疑、討論、採決..... | 160 |
| 議案第 20 号の質疑、討論、採決..... | 161 |
| 議案第 21 号の質疑、討論、採決..... | 162 |
| 議案第 22 号の質疑、討論、採決..... | 162 |
| 議案第 23 号の質疑、討論、採決..... | 194 |
| 議案第 24 号の質疑、討論、採決..... | 198 |
| 議案第 25 号の質疑、討論、採決..... | 199 |
| 議案第 26 号の質疑、討論、採決..... | 199 |
| 議案第 27 号の質疑、討論、採決..... | 200 |
| 議案第 28 号の質疑、討論、採決..... | 200 |
| 議案第 29 号の質疑、討論、採決..... | 201 |
| 議案第 30 号の質疑、討論、採決..... | 205 |
| 議案第 31 号の質疑、討論、採決..... | 205 |
| 請願の件.....              | 206 |
| 閉会の宣告.....             | 207 |

## 平成20年3月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成20年3月4日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙
- 日程第 5 議案第1号ないし議案第31号について(町長施政方針・提案理由説明)
- 日程第 6 休会の件

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

|     |   |   |   |   |   |     |    |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 杉 | 森 | 幹 | 男 | 君 | 2番  | 森  | 川 |   | 忠 | 君 |   |
| 3番  | 實 | 川 |   | 隆 | 君 | 4番  | 川  | 島 |   | 仁 | 君 |   |
| 5番  | 齊 | 藤 |   | 隆 | 君 | 6番  | 若  | 梅 | 喜 | 作 | 君 |   |
| 7番  | 川 | 島 | 富 | 士 | 子 | 君   | 8番 | 鈴 | 木 | 克 | 征 | 君 |
| 9番  | 野 | 村 | 和 | 好 | 君 | 10番 | 山  | 崎 | 貞 | 一 | 君 |   |
| 11番 | 伊 | 藤 | 因 | 樹 | 君 | 12番 | 嘉  | 瀬 | 清 | 之 | 君 |   |
| 13番 | 川 | 島 |   | 透 | 君 | 14番 | 鈴  | 木 | 唯 | 夫 | 君 |   |
| 15番 | 八 | 角 | 健 | 一 | 君 | 16番 | 川  | 島 | 勝 | 美 | 君 |   |
| 17番 | 越 | 川 | 輝 | 男 | 君 | 18番 | 越  | 川 | 洋 | 一 | 君 |   |

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |     |       |         |        |
|-------|-----|-------|---------|--------|
| 町     | 長   | 佐藤晴彦君 | 理事      | 鈴木孝一君  |
| 総務課   | 長   | 林英次君  | 企画財政課長  | 林新一君   |
| 環境防災課 | 長   | 布施勇君  | 税務課長    | 並木俊郎君  |
| 住民課   | 長   | 高蝶文徳君 | 産業振興課長  | 高埜広和君  |
| 都市建設課 | 長   | 瀬理和夫君 | 福祉課長    | 山本照男君  |
| 健康管理課 | 長   | 実川薫君  | 食肉センター長 | 土屋文雄君  |
| 東陽病院  | 事務長 | 田鍋悦央君 | 会計管理者   | 海保清一郎君 |
| 教育    | 長   | 海保教之君 | 教育課長    | 小堀正博君  |
| 社会文化課 | 長   | 越川岳君  | 監査委員    | 大木國臣君  |

職務のため出席した者の職氏名

|   |   |      |    |      |
|---|---|------|----|------|
| 局 | 長 | 實川裕宣 | 書記 | 須合京子 |
|---|---|------|----|------|

#### 開会の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。これより、平成20年3月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

#### 開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

5番議員 齊藤 隆 君

13番議員 川島 透 君

を指名します。

#### 会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を、本日より3月13日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理しました請願2件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告いたします。

次に、民生文教常任委員会委員長、鈴木克征君からお手元に配付のとおり、調査事件の中間報告がありましたのでご報告いたします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、山武郡市環境衛生組合議会について。

議員、杉森幹男君。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

1番（杉森幹男君） 去る1月8日に開催されました平成20年第1回山武郡市環境衛生組合議会臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会上程された議案は、1議案であります。

議案第1号 山武郡市環境衛生組合ごみ収集手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、一般家庭から排出されるごみ及び事務所から排出されるごみで、組合の施設へ直接搬入した場合の手数料の額を近隣環境衛生組合との料金格差を解消すべく、提案されたものです。

この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

上程された議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会臨時会の概要報告とさせていただきます。

続きまして、2月20日に開催された山武郡市環境衛生組合議会平成20年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会上程された議案は、4議案です。

議案第1号は、平成19年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算についてであります。

本案は、繰越金を財政調整基金に積み立てるべく、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,460万2,000円とするものであります。

議案第2号は、平成20年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億719万4,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は 8 億 8,400 万円で、うち当町の負担金は 2 億 828 万 8,000 円です。使用料及び手数料 1 億 6,485 万 5,000 円、財産収入 3,116 万 8,000 円、繰越金 2,663 万 1,000 円、その他繰入金、諸収入 54 万円です。

また、歳出の内容は、総務費 5,550 万円、衛生費 5 億 6,021 万円、公債費 4 億 8,568 万 9,000 円、その他議会費、予備費 579 万 5,000 円であります。

議案第 3 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

上程されました 4 議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会平成 20 年 3 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 1 番議員 杉森幹男君降壇 〕

議長（八角健一君） 次に、八匠水道企業団議会について。

議員、川島透君。

〔 1 3 番議員 川島 透君登壇 〕

1 3 番（川島 透君） 去る 2 月 5 日に開催されました平成 20 年 2 月八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに 4 議案が上程され、議長には匠瑳市の佐藤正雄氏が選出されました。

続いて、議案第 1 号は、郵政民営化法が平成 19 年 10 月 1 日から施行に伴い、八匠水道企業団情報公開条例の条文整理についての専決処分の承認を求めるものであります。

議案第 2 号は、八匠水道企業団長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 3 号は、平成 19 年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益 696 万 8,000 円を増額し、支出の水道事業費用 2,175 万 6,000 円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入 6 億 3,770 万円を増額し、資本的支出 6 億 4,774 万 9,000 円を増額するものであります。

議案第 4 号は、平成 20 年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益14億2,676万5,000円、支出は水道事業費用14億2,960万円であります。また、資本的収入及び支出は、資本的収入が4,707万4,000円で、資本的支出が2億7,543万7,000円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,836万3,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

上程されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成20年2月八匠水道企業団議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 川島 透君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会について。

議員、鈴木克征君。

〔8番議員 鈴木克征君登壇〕

8番（鈴木克征君） 2月14日に開催された匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成20年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会は、副議長の選挙並びに8議案が上程され、副議長には匠瑳市の林英士夫氏が選出されました。

続いて、議案第1号は、ごみ破砕機及び焼却炉内耐火物について、緊急に修繕をする必要が生じたことに伴う3,697万3,000円の支出における、平成19年度匠瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算の専決処分の承認を求めるものであります。

議案第2号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、議案第3号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、一般会計歳入歳出の決算上、剰余金が生じた場合に当該剰余金のうち2分の1を下がらない金額を基金に編入するための条例の一部を改正と条文の整理であります。

議案第4号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、横芝光町の区域表現を整理するものであります。

議案第5号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、当組合の事務局組織を統合整理するものであります。

議案第6号は、平成19年度匠瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算についてであり

ます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,751万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,597万4,000円とするものであります。

議案第7号は、平成20年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,303万3,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金5億9,627万4,000円、使用料及び手数料1億5,495万7,000円、その他財産収入、繰入金、繰越金等3,180万2,000円です。

また、歳出の内容は、総務費1億4,535万4,000円、衛生費4億4,696万4,000円、公債費1億8,759万3,000円、その他議会費、予備費312万2,000円であります。

議案第8号は、平成20年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算にかかわる負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は1億443万1,000円であります。

上程されました8議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成20年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 鈴木克征君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、山武郡市広域水道企業団議会について。

議員、嘉瀬清之君。

〔12番議員 嘉瀬清之君登壇〕

12番（嘉瀬清之君） 報告をさせていただきます。

去る2月19日に開催されました平成20年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました議案は、10議案であります。

議案第1号は、漏水事故の発生による損害賠償の額の決定についての専決処分の承認を求めるものであります。

議案第2号は、漏水事故の発生による損害賠償金197万4,000円の支出に伴う平成19年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算についての専決処分の承認を求めるものであります。

議案第3号は、山武郡市広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約に関する

る条例の制定について。

議案第4号は、山武郡市広域水道企業団情報公開条例の制定について。

議案第5号は、山武郡市広域水道企業団個人情報保護条例の制定について。

議案第6号は、山武郡市広域水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第7号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

議案第8号は、山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益1億1,008万6,000円を増額し、支出の水道事業費用2億2,784万3,000円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入3,287万9,000円を減額し、資本的支出5,192万5,000円を増額するものであります。

議案第9号は、平成20年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益56億603万1,000円、支出は水道事業費用54億3,444万円であります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が4億1,695万3,000円で、資本的支出が13億5,126万9,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億3,431万6,000円は、今年度分消費税、地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第10号は、東金市、山岸恵一氏の監査委員の選任について同意されました。

上程されました10議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成20年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 嘉瀬清之君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。

議員、伊藤囿樹君。

〔11番議員 伊藤囿樹君登壇〕

11番（伊藤囿樹君） 平成20年3月定例会の報告をさせていただきます。

去る2月22日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成20年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに7議案が上程され、議長には匝瑳市の佐藤浩巳氏が選出されました。

続いて、議案第1号は、平成20年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,442万3,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金10億391万8,000円、うち当町の負担金は3億9,031万8,000円です。組合債2,420万円、そのほか使用料及び手数料、県支出金、繰越金、諸収入630万5,000円です。

また、歳出の内容は、総務費9億9,694万7,000円、公債費3,534万8,000円、その他議会費、予備費213万3,000円であります。

議案第2号は、平成20年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金であります。

当町の分担金は、3億9,031万8,000円です。

議案第3号は、平成19年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算についてであります。

本案は、人件費の減額等に伴い、歳入歳出それぞれ826万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,163万3,000円と定めるものでございます。

議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合長期継続契約を契約することができる契約に関する条例の制定について。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合議員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議でございます。

以上、上程されました7議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成20年3月定例会の概要報告とさせていただきます。以上であります。

〔11番議員 伊藤囃樹君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、東総衛生組合議会について。

議員、野村和好君。

〔 9 番議員 野村和好君登壇 〕

9 番（野村和好君） 2月28日に開催されました平成20年東総衛生組合議会 3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に上程された議案は、2議案です。

第1号議案は、平成20年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,022万4,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は4億2,947万8,000円で、うち当町の負担金は3,997万3,000円です。

使用料及び手数料3億73万4,000円、その他繰越金、諸収入1,001万2,000円です。

また、歳出の内容は、総務費1億110万8,000円、衛生費3億6,605万1,000円、公債費2億6,263万9,000円、そのほか議会費、予備費1,042万6,000円であります。

第2号議案は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、消防救急無線の広域化、共同化の事務を当組合の事務に追加するとともに、組合規約の一部を改正することについての協議であります。

上程されました2議案、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成20年東総衛生組合議会 3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 9 番議員 野村和好君降壇 〕

議長（八角健一君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会及び千葉県後期高齢者広域連合議会については、お手元に配付の資料をもって報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

議長（八角健一君） 日程第4、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔 議場閉鎖 〕

議長（八角健一君） ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、杉森幹男君、2番、森川忠君を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（八角健一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（八角健一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（八角健一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（八角健一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木克征君 17票

越川洋一君 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、鈴木克征君が匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました鈴木克征君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（八角健一君） ここで休憩いたします。

再開は10時55分。

（午前10時37分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議案第1号ないし議案第31号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第5、議案第1号ないし議案第31号を一括議題とします。

町長からの施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めまして、おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日ここに、平成20年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

今年度も、残すところあとわずかとなりましたが、おかげをもちまして計画いたしました諸事業は、議会を初め町民の皆様方のご協力により、いずれも順調な進展を見ることができました。改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、去る2月19日の早朝、千葉県房総半島沖の海上で自衛隊の最新鋭イージス艦「あたご」と勝浦市の漁船「清徳丸」が衝突事故を起こし、連日テレビ・新聞等で大きく報道されておりますが、この事故は、当町からも身近な場所で発生した海難事故であり、とても他人事とは思えません。いまだに、漁船に乗っていた親子2名の消息が不明で、現在も必死の捜索活動と事故原因の究明が続いておりますが、いずれにいたしましても、不明となっているお二人の早期発見と、二度とこのような事故が起こらないよう切に願うものであります。

それでは、今年度実施いたしました幾つかの事業並びにこれからの見込み等について述べさせていただきます。

まず初めに、合併当初からの大きな懸案であり、念願でもありました「横芝中学校建設事業」についてでございますが、昨年12月にくい打ち工事が完了し、現在は、基礎工事作業を行っております。今後は、4月中旬に1階部分の躯体工事を開始し、5月下旬には2階部分を、7月からは3階部分の工事が始まることになっており、工事現場もだんだんと立体的に姿をあらわしてくるものと思われます。その後は、8月から窓サッシや建具工事など細かな部分の工事を行う予定であり、これらの本体建築にあわせた電気や設備機械工事も同時に進めてまいります。

なお、これらの建築工事一式については、来年2月中には完成させたいと考えており、工事の進捗状況等を議員の皆様方にご確認していただくための現場見学会を、適時計画したいと思っております。

次に、昨年4月1日にオープンした町民サービスセンターにつきましては、開設してはや1年を迎えようとしておりますが、毎月1,000件以上の取り扱いと1,200万円前後の収納があり、特に、土曜・日曜と夜8時までの開設は、利用者の皆さんから大変好評を得ております。来年度からは横芝行政センターが廃止になることから、ますます利用者が増加するものと予想されますので、なお一層の利用促進と町民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、少子化対策・子育て支援の一環として、近隣自治体に先駆けて実施している「小学校6年生までの医療費の無料化」並びに「公費負担による妊産婦検診の実施」につきましては、子育て世代の皆さんに大変好評を得ており、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、第一次横芝光町総合計画についてであります。昨年12月議会において基本構想の議決をいただき、その後、前期基本計画並びに3カ年実施計画について検討を重ね、このたびその内容の取りまとめが終了いたしましたので、過日の議会全員協議会でご報告をさせていただきます。

本計画は、地域資源と町民のつながりを生かした協働による新たな町の魅力と誇りの創出及び総合的かつ計画的な行財政運営を基本とし、速やかな一体性の確立と住民福祉の一層の向上並びに地域格差のない均衡のある発展を目的に、町の将来像を「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生する町～協働のまちづくり～」と定め、平成29年度を目標年度と

して策定いたしました。今後、平成24年度までの前期基本計画及び平成22年度までの3カ年実施計画に基づき、町民の皆さんが将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「合併してよかった」、「横芝光町に住んでよかった」と思っただけのよう、町民の視点を尊重しながら全力を挙げて取り組んでまいりますので、議会を初め町民の皆さんの格別のご協力をお願いいたします。

次に、平成18年度・19年度の2カ年継続事業として策定しております「地域防災計画」につきましては、千葉県との事前協議も終了いたしましたので、町防災会議に諮った後、県との本協議を行い、同時に発注いたしました防災ハザードマップとあわせて、年度内に完成の予定で進めております。

町の災害対策は、この計画に基づいて行われることとなりますが、今後、防災訓練の充実、自主防災組織の育成指導を推進し、住民の防災意識の啓発と災害対策に努めてまいりたいと考えております。

また、さきの9月議会でご説明いたしました全国瞬時警報システム（J - A L E R T）への接続に係る町の改修工事につきましては、3月末までには完了する予定ですが、千葉県のシステム整備が平成19年度から20年度に変更されたことから、運用開始については20年度の秋ごろになるとの連絡をいただいております。

以上、今年度実施した諸事業の概要等について申し述べさせていただきましたが、今後も町民の皆さんが「将来に向かって、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、精一杯努力してまいりますので、議員各位には、さらなるご支援とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

梅の花も咲き始め、日ごとに春の気配が感じられるきょうこのごろであります。これからの季節は寒暖が繰り返される時期でもありますので、皆様方にはくれぐれもご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、平成20年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成20年度の予算の概要について申し上げます。

まず、国の一般会計予算及び地方財政の見通しについてであります。国の一般会計の予算規模は83兆613億円で、前年度に比較して1,525億円、0.2%の増、国債費及び地方交付税交付金等を除く一般歳出は47兆2,845億円で、前年度に比較して3,061億円、0.7%の増となっております。

また、地方財政につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが

鈍化する中で、社会保障関連経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。このため、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方の歳出を見直すこととする一方、地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、一般財源の総額を確保することを基本とした地方財政対策を講じることとしたため、地方財政計画規模は83兆4,014億円となり、前年度に比較して2,753億円、0.3%の増となっております。

このような中、本町の平成20年度予算編成方針においては、昨年度に引き続き「限られた財源の重点的・効率的な配分に徹する」ことを基本として、歳入面では、町税収入の確保、国庫補助制度や地方交付税措置のある地方債制度の活用等を図り財源の確保に努めました。

それでは、歳入について申し上げます。

町税につきましては、平成19年度の決算見込みをもとに、現下の社会経済状況を勘案し推計した結果、町税全体で24億9,586万円となり、平成19年度当初予算と比較して、率で4.3%、額で1億1,000万円余りのマイナスを見込んだところであります。

なお、19年度は町税の減額補正をしており、補正後の現計予算との比較では、率で0.7%、額で1,800万円余りのマイナスとなり、ほぼ19年度並みの税収規模となっております。

個人町民税につきましては、依然として先行き不透明な経済状況の中、個人所得の伸びは見込めない一方で、税源移譲による住宅借入金等特別控除や要介護者の障害者控除等の減収を見込んだため、平成19年度当初予算と比較して率で8.9%、額で9,100万円余のマイナスを見込みました。

法人町民税につきましても、依然として管内の法人所得は低迷しているため、平成19年度当初予算と比較し、率で14.5%、額で2,500万円余のマイナスとし、今年度の決算見込み額並みとしたところであります。

固定資産税につきましては、宅地価格が引き続き下落しているものの、新增築家屋の増加や企業の設備投資を見込み、平成19年度当初予算と比較して率で0.5%、額で500万円余の増額を見込みました。そのほか、たばこ税、軽自動車税、鉱産税につきましても、確実な見込み額を計上したところであります。

平成20年度も引き続き課税客体の的確な把握に努め、公平な課税を行い、税負担の不公平感が生じないよう徴収体制をさらに強化して収納率の向上に努め、自主財源を確保してまいりる所存であります。

一方、歳出面では、現在策定している総合計画との整合を図りながら、各種施策の年間需要額すべてに検討を加え、投資効果、緊急度を優先させる等、施策の見直しを行うことで真に必要な事業や行政需要に対し重点的に配分するとともに、予算の執行に当たっては、さらに節減、合理化に努めることを確認しながら予算編成を行ったところであります。

これらの方針に基づき予算調整をした結果、平成20年度当初予算の規模は、一般会計が前年度当初予算比6.3%増の103億3,200万円、特別会計は、制度改正に伴い新たに設置いたしました後期高齢者医療特別会計などの6会計で、同18.2%減の57億1,200万円、東陽病院事業会計が同0.4%増の14億4,426万円となり、各会計の予算の合計では、同3.6%減の174億8,826万円となる予算案を本会議に提案させていただいたところでございます。

以上、平成20年度の予算概要について申し述べさせていただきましたが、詳細につきましては、過日の議会全員協議会においてご説明させていただいたとおりですのでよろしくお願いをいたします。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、町内循環バス運行ルート・ダイヤ改正についてであります。町内循環バス「よこしば号」「ひかり号」全路線の運行ルートとダイヤ改正を4月1日付で実施いたします。

今回の改正では、現行ルートを基本とし、利用者の利便性を高めることはもちろん、運行面での安全性と経費面での効率性を改善することを目的として改正を行いました。

公共施設間の移動を効率的に行うため「公共施設循環」を新たに運行することとしており、プラム・横芝駅・サビア入口・サビア町民サービスセンター・文化会館・役場・東陽病院を右回り3便、左回り3便の計6便を他の町内循環バスと連絡させて運行することとしております。

町民の皆様への周知につきましては、3月広報の配布とあわせ、新たな時刻表を配布させていただきました。

今後も利用者の皆様にとって、利用しやすい運行体制を確立すべく調査研究を行い改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、環境防災課関係の事業についてでございますが、長く消防水利として利用させていただいてきました幹線1号線用水路が、平成20年度にパイプライン化されることから、関係地域の消防水利を確保するため、防火水槽1基及び消火栓2基の整備を計画いたしました。また、消防水利が少なく、かねてから要望のあった中台地区角田集会所付近に、防火水槽1

基を整備すべく平成20年度予算に計上させていただくとともに、消防車両についても、鳥喰地区の小型動力ポンプ付積載車の更新をすべく予算計上させていただきました。

次に、環境の保全と美化活動についてであります。町では多くの町民の皆様のご理解とご協力をいただき、町内一日清掃や栗山川、道路、海岸等の環境美化活動を行っており、このほか不法投棄監視員や警察、県などの関係機関により定期的に不法投棄防止活動に取り組んでおります。今後も、さらなる町の環境美化を図るため、これらの活動の充実と環境ボランティアの充実、環境美化の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、公共水域等の水質保全、公衆衛生の向上並びに生活雑排水の適正処理を図るため、かねてより合併浄化槽の設置を推進しております。新築家屋についてはおおむね推進が図られてきておりますが、比較的数の多い既設単独し尿浄化槽からの転換が特に進んでいないのが実態であり、今後は単独し尿浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を、重点的に促進してまいりたいと考えています。

続いて、国民健康保険関係についてであります。医療構造改革に伴う平成20年度からの2つの大きな制度改正について申し上げます。まず、1つ目の「特定健診・特定保健指導」についてですが、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者やその予備群の減少を目的とした健診・保健指導を実施することにより、生活習慣病に起因する医療費の伸びの抑制を目指すものであります。

この特定健診・保健指導につきましては、国保担当の住民課と事業の実施担当である健康管理課が密接な連携を保ちながら、5年後のメタボ減少率10%という目標達成に向け、積極的に事業を推進してまいります。

次に、2つ目の「後期高齢者医療制度」についてであります。本制度は高齢化の進展に伴い、医療費の一層の増大が見込まれる中、75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方を対象とした新たな独立した医療制度として創設され、平成20年4月からスタートいたします。

この制度の運営主体である千葉県広域連合と構成市町村の役割分担が広域連合規約で定められ、町の分担事務である保険料徴収と申請・届け出の受付や保険証の引き渡し等の窓口業務に係る各条例及び特別会計予算等の議案を、今議会において提案させていただきましたのでよろしくお願ひ申し上げます。

続いて、福祉課関係事業についてであります。児童福祉についてはきめ細かな保育需要に対応すべく、私立保育所との連携による子育て支援体制の充実強化を初め、小学生児童医

療費助成事業の推進等支援対策の拡充に努めてまいります。

高齢者福祉については、はり・きゅう・マッサージ助成事業、福祉カーによる移動支援サービス事業等、快適な日常生活の確立に向け取り組むほか、老人クラブ連合会への活動支援及びシルバー人材センターの育成強化による高齢者の社会参加の推進とあわせて、健康維持による介護予防対策へも取り組んでまいります。

障害者福祉については、平成18年度に作成した第一次生涯福祉計画が平成20年度で終了することから、障害者自立支援法の抜本的な見直しの動向も注視しながら、障害者の多様なニーズに対応し、支援サービスの安定した提供が図られるよう第二次障害福祉計画を作成するとともに、第一次計画とあわせて、着実かつ効果的な事業運営に努めてまいります。

また、住民福祉の向上を目的に策定した町基本計画に示す子育て支援・高齢者支援・地域福祉対策等、3カ年実施計画の推進に向け、積極的な事業展開に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業についてであります。介護保険制度は平成12年度の創設以来、社会に定着してまいりましたが、高齢化に伴い保険給付費が右肩上がりに増大していることから、国は制度の持続を図るため、要介護状態にならないための介護予防事業に重点施策を転換してまいりました。本年4月からは、65歳以上の高齢者の生活機能評価が介護保険会計で実施することが義務づけられるなど、今後この事業の実施については住民の利便性を考慮し、町が保険者である国保加入者の特定健診と同時に行うことになります。

なお、国保加入者や後期高齢者医療加入者以外の対象者については、山武都市医師会・八匠医師会に協力をお願いし、生活機能評価を実施するなどして、介護予防事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、保健関係事業についてであります。生活習慣病の予防のため、平成20年度から医療保険者に実施が義務づけられたメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施するとともに、健康づくりセンター「プラム」を拠点とし、各種検診、健康相談、健康教育等の事業を積極的に展開し、町民の健康づくり支援体制の充実を図ってまいります。

また、妊婦健康診査費の公費負担については、妊婦の保健の向上と経済的負担の軽減を図るため、受診票による2回の現物給付に加え、昨年10月から3回の償還払いによる助成を実施したところであります。平成20年度からは、受診票による5回の現物給付による公費負担のほか、診察料における妊婦負担分についても償還払いによる助成を実施してまいります。

続いて、産業振興課関係の事業についてであります。初めに、篠本新井地区で計画されている経営体育成基盤整備事業について申し上げます。

この地区は、かねてより町を代表する優良な水田地帯として稲作経営が行われておりますが、近年、農業を取り巻く環境が深刻さを増し、規模の拡大を推進している中で、湿田状態の10アール区画水田が大部分を占めており、耕作用の道路も狭く、排水路も排水用水兼用となっていることから大型機械の導入が困難で、大規模経営を目指すための農地集積が進まず、老朽化した土地改良施設の改修も思うように実施できない状況であります。

このようなことから、排水不良地域から脱却し、土地の高度利用を図るための汎用化水田・農道・水路の整備を実現させ、農地の流動化による大規模な経営体の育成を図るべく、経営体育成基盤整備事業の実施に向け、篠本新井土地改良区を中心とした取り組みが始まり、現在では、基盤整備事業の推進を行う事業推進委員会、集落営農の実現に向けた検討を行う営農部会、土地の価格評価等を行う換地評価委員会などの組織が設置され、平成20年度の事業採択に向け、精力的な取り組みが行われております。

この事業の概要であります。千葉県による県営事業であり、事業期間は平成20年度から25年度までの6カ年、事業費は35億5,000万円であり、横芝光町の負担額は10%の3億5,500万円となります。事業内容は、区画整理、道路工、パイプライン工、排水路工、排水機場工、暗渠排水工であり、20年度は、実施設計、文化財調査が実施される予定であります。

町としても、平成20年度の新規採択を是が非でも望むところであり、平成20年度予算においても、事業費の町負担金735万円を計上し、本議会に提案させていただきました。

次に、平成19年度から実施されている「農地・水・環境保全向上対策」事業であります。事業の趣旨について申し上げますと、農地や農業用水などの資源は、集落の共同活動により保全管理が行われておりましたが、近年では集落の高齢化や混住化が進み、これまでどおりの適切な保全管理が困難になってきております。この事業は、農業者だけでなく地域住民や自治会などが一体となった新たな保全活動組織により、これまで農業者などが行ってきた農業用施設の維持管理に加え、自然環境や景観の保全活動を行うものであります。

当町では、「小堤・篠本新井・二又・入」の四地区において保全活動組織が設立され、農業用施設の維持管理のための施設の点検・草刈り・維持補修や遊休農地の草刈りが実施され、また、景観形成のための遊休農地や施設への植栽や、生態系保全のための生き物調査などが実施されております。本事業を通して、農業用施設の維持管理、自然環境や景観の保全に対する地域住民の意識向上・共通認識が図られているところであり、このまとまりが集落営農

を醸成する土台となり、地域の営農について検討する活動に発展することが期待されております。

次に、「地産地消・食育推進計画」についてであります。千葉県「食育推進計画」の策定が早く、平成20年度までずれ込む見込みとのこと聞いております。しかしながら、当町においては当初計画どおり平成19年度内の策定に向け、現在、作業部会を立ち上げ内容の検討を行っているところであり、今後、地産地消・食育推進協議会においてご審議いただき、3月末までに推進計画案を作成し、その後できるだけ早期に議会への説明を行い、正式な推進計画にしたいと考えております。そして平成20年度には、策定した推進計画に沿い、地産地消と食育が町民に根づくよう、関係課はもとより、まちぐるみで活動してまいりたいと考えております。

次に、米の生産調整の実施状況についてであります。千葉県においては、平成19年度産米の生産目標数量26万6,000トンに対して6万1,000トンの超過、当町においては生産目標数量7,700トンに対して生産量3,200トン弱の超過となりました。この結果、平成20年度産米の千葉県の生産目標数量は、対前年比2.1%減の26万3,010トン、当町では、対前年比5%減の7,316トンとなりました。

なお、千葉県の過剰量は、福島県に次いで全国で2番目に多く、農林水産省では、生産調整を効率的に実施するための措置として、目標未達成の都道府県、地域・農業者に対しては、産地づくり対策交付金、各種補助事業、融資等に不利益な取り扱いをする、いわゆるペナルティーとして対処する旨の強い指導がありました。

については、横芝光町の生産調整への対応方針であります。当町の農業構造を踏まえ、特に集落ぐるみによるホールクロープサイレージ稲や飼料用米の生産を重点的な取り組みと位置づけし、推進してまいりたいと考えております。

続いて、道路整備事業についてであります。新町建設計画に基づき、本町の骨格となる幹線道路網の形成に向けて進めております。新粟嶋橋架橋及び(仮称)長塚、北清水架橋・取付道路整備事業や原方地先の2258号線、都市計画道路坂田北清水線の一部区間としての-10号線などの改良事業も引き続き推進するとともに、そのほか身近な生活道路の環境整備も行っています。

なお、この3月末で期限切れとなる道路特定財源の暫定税率につきましては、現在、国会で審議中ではあります。仮に廃止された場合、本町への影響を平成20年度予算で見ますと、暫定上乗せ分約1億4,400万円と道路整備交付金分1億2,500万円の計2億6,900万円の減収

が見込まれ、道路歳出関係予算の50%に相当するものであります。

このようなことから、現在実施している幹線道路の整備は大幅な見直しを余儀なくされ、多くは中止、延期をしなければならない状況となります。また、影響は町だけにとどまらず、昨年都市計画決定されました首都圏中央連絡道路（横芝～大栄間）、銚子連絡道路（光～匝瑳間）の完成の大幅なおくれや、さらにほとんどの県道整備が中止、延期に追い込まれてしまい、今後予定されている横芝駅前変形交差点改修にも大きく影響することが予想されます。道路特定財源の暫定税率延長については、政党間で賛否両論がありますが、町として他の自治体と同様、制度の維持とともにその延長を強く願うものであります。

次に、ひかり工業団地についてであります。当該工業団地は、千葉県企業庁が土地分譲を行い、現在2区画の合計5.2ヘクタールが分譲中であり、誘致活動を行っているところであります。このたび、千葉県企業庁に香川県の住宅用建築資材を生産している企業から、ひかり工業団地への企業進出を検討している旨の報告があったとのことで、町といたしましても、その企業にぜひ進出していただくよう近々ごあいさつに伺うことといたしております。

ひかり工業団地への企業進出につきましては、税収の確保や地元雇用など大きなメリットがありますので、今回に限らず、千葉県企業庁と連携を密にしながら誘致活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

続いて、横芝光町学校給食センター建設事業についてであります。さきの全員協議会でご説明させていただいたとおり、本年1月に開催しました第3回横芝光町学校給食センター建設委員会において、建設候補地は、東陽小学校西側駐車場とすることに決定されました。今後、測量調査等を行い、新しい給食センターの施設規模・運営方法などの具体的な計画については、建設委員会と給食センター運営委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上、平成20年度における施策の一端を申し述べさせていただきましたが、これら事業の達成のためには、町民の皆様と行政とがそれぞれの役割分担のもと協働したまちづくりに取り組んでいくことが必要であります。町においても職員一丸となり計画事業を推進してまいりますので、議員各位にはさらなるご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新年度予算を初めとする関連諸議案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号の横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、高齢化社会に対応した医療制度の実現のため、現行の老人保健制度が本年4月から

後期高齢者医療制度に切りかわることに伴い、住民課の事務分掌を改めるため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号の横芝光町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。本案は、後期高齢者医療制度の運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と構成市町村の役割分担が広域連合規約で定められたことから、町が行う事務の範囲、保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収に係る保険料の納期等を定めるため、横芝光町後期高齢者医療に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第3号の横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、医療制度改革による健康保険法等の一部改正及び70歳から74歳までの高齢者の負担見直し凍結措置等に伴い、被保険者の窓口一部負担割合の規定を国民健康保険法に連動するように改めること、葬祭費について被用者保険及び後期高齢者医療制度との整合を図るため、7万円から5万円に改めること等のため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、公営住宅における暴力団員の不法行為等が全国的に多発していることから、公営住宅入居者等の生活の安全と平穏確保、公営住宅制度の信頼確保等のために、国が示した「公営住宅における暴力団排除の基本方針（平成19年6月1日付国住備第14号）」を受け、横芝光町営住宅からの暴力団排除について規定するため、横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号の横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者に対し、平成18年度及び平成19年度において講じられていた激変緩和措置を平成20年度も引き続き講ずることができるようにするため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）が公布されたことを受け、条例で緩和措置の対象者及び保険料を定める必要があることから、横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号の横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、宝米児童遊園及び傍示戸児童遊園について、児童遊園利用者が減少したこと及び遊具の老朽化による事故防止を図るため、今後の維持管理等について地元行政区と協議した結果、遊具を撤去し、当該児童遊園を廃止することとしたため、横芝光町児童遊園条例の一部

を改正すべく提案したものであります。

議案第7号の横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、厚生労働省令等の一部改正により、病院等が発生した領収書でひとり親家庭等医療費等を助成するために必要な情報を確認できるようになったことから、当該医療費等の給付申請を簡略化し、利用者の申請時における利便性の向上を図るため、横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、東陽病院の2階と3階に分かれている一般病床のうち、3階にある一般病床5床を療養病床に変更し、一般病床の総数を60床から55床に、療養病床を40床から45床に再編することにより、すべての病床を今以上に有効活用するとともに、管理運営面での向上を図るため、横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号の横芝光町文化スポーツ振興基金条例の制定についてであります。本案は、財団法人横芝光町文化スポーツ振興財団が本年3月31日をもって解散することに伴い、当該財団への出資金相当額が町に寄附される見込みであることから、この寄附金及び横芝光町文化振興基金を原資とし、文化及びスポーツの振興を図る基金を新たに設置するため、横芝光町文化スポーツ振興基金条例を制定すべく提案したものであります。

議案第10号の千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、移動局無線設備を除く千葉県内の消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務が、千葉県市町村総合事務組合の共同処理事務に追加されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務及び千葉県市町村総合事務組規約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第11号の山武都市広域行政組規約の変更に関する協議についてであります。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）の施行により、本年4月1日から、市が加入する組合の教育委員会は6人以上の委員をもって組織することができること、また、委員に保護者である者を含まなければならなくなったことから、山武都市広域行政組合教育委員会の組織の充実を図るため、構成6市町（東

金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町)の教育委員会の推薦を受けた者6人に、保護者1人を加えた7人を組合教育委員会の委員とするに当たり、現行5人となっている委員定数を改めるため、組合同約を変更することについて関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第12号の指定管理者の指定(横芝光町駅前広場)についてであります。本案は、横芝光町駅前広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第13号の指定管理者の指定(横芝光町老人憩の家)についてであります。本案は、横芝光町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第14号の指定管理者の指定(横芝光町地域活動支援センター)についてであります。本案は、横芝光町地域活動支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第15号の平成19年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)についてであります。本案は、主要な歳入の決算見込み及び横芝中学校校舎等改築事業を初めとする主要事業の決算見込みに立った調整、減債基金への積み立て、国民健康保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億8,598万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,207万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号の平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。本案は、所得見込みの下方修正による国民健康保険税の減額、交付決定に基づく国調整交付金及び療養給付費負担金の調整並びに退職被保険者療養給付費交付金の精算、医療費動向による保険給付費の調整、決定通知に基づく老人保健拠出金及び介護納付金の精算、前年度繰入金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,818万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億346万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第17号の平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案は、老人医療費に係る支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の調整、国庫及び県負担金の交付率調整による減額分等補てんのための一般会計繰入金、医療費動向による医療給付費、医療費支給費及び高額療養費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計への

返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,599万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,409万円とすべく提案したものであります。

議案第18号の平成19年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費等の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等の調整、これに伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金等の調整並びに医療費制度改革に伴うシステム改修費及び介護給付費準備基金積立金に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,236万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,612万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第19号の平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、給与改定による人件費の調整並びに平成13年度から平成16年度分の消費税及び地方消費税の課税誤りを更正し、過誤納分が還付されることに伴う一般会計への繰入金に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ656万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,675万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第20号の平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、給与改定に伴う人件費の調整並びに原油高により不足する燃料費及び光熱水費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億967万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第21号の平成19年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的収支予算において、国保直営診療施設運営費に係る国保特別調整交付金の交付決定に伴う国保特別会計からの繰入金の収入及びパート医師賃金の支出に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ100万円を追加し、収益的収支予算の総額をそれぞれ13億659万4,000円とすること、資本的収支予算において、医療器械の購入に係る国保調整交付金の額の決定及びX線一般撮影システムほか、医療器械等の購入額の確定に伴う企業債及び補助金収入並びに資産購入費の支出に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ25万円を追加し、資本的収支予算の総額をそれぞれ1億3,258万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第22号の平成20年度横芝光町一般会計予算について、議案第23号の平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について、議案第24号の平成20年度横芝光町老人保健特別会計予算について、議案第25号の平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号の平成20年度横芝光町介護保険特別会計予算について、議案第27号の平成20年度横

芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第28号の平成20年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について、議案第29号の平成20年度横芝光町病院事業会計予算について、議案第22号から議案第29号までは、平成20年度の各会計予算を定めるため、地方自治法第211条第1項の規定により提案したものであります。

議案第30号の横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員に伊藤清美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第31号の横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約の締結についてであります。本案は、横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提案いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） ここで休憩いたします。

再開は13時からです。

（午前 11時56分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長、林英次君。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） それでは、議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料といたしましては、議案つづり、それから新旧対照表、この2つで説明をさせていただきたいと思っております。議案つづりににつきましては、議案第1号からのつづりでございます。

新旧対照表につきましては、議案第1・3～8・10・11号関係資料というものでございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年3月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、現行の老人保健制度が本年4月1日から後期高齢者医療制度に切りかわりますことに伴いまして、住民課の事務分掌を改めるため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案をしたものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、お手元の新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

表の現行の事務分掌（事務分掌）、第2条、住民課の部、第6号中のアンダーラインの部分、「老人保健」、これを改正案では「高齢者医療」に改めるというものでございます。

そして、また議案つづりのほうに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成20年4月1日から施行するというものでございます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第2号及び議案第3号について、住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） それでは、議案第2号、それから第3号について詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、ただいま第1号議案と同じく、議案つづり、それから新旧対照表のつづり、この2つをごらんいただきたいと思います。

第2号議案につきましては、議案つづりのみの使用となります。

議案つづりの3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

横芝光町後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月4日提出、横芝町長、佐藤晴彦。

4ページをごらんください。

本案は、平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度事務分担のうち、町の行う事務について必要な事項を制定すべく提案したものであります。

まず、第1条であります。町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者に関する条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより事務を行うとする規定であります。

第2条であります。町が行う事務として、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第6条及び第7条において定められている事項、これは、被保険者証や資格証明書などの交付や返還に関することなどの規定であります。それらのほか、第1号に規定する葬祭費の支給に関する申請書の受付事務。第2号から第6号までは、保険料に関する通知書の引き渡しから、徴収猶予や減免に関する受付や交付事務について。第7号の広域連合条例第21条本文、これは被保険者の所得に関することを指しているものであります。この申告書の提出の受付に関するもののほか、第8号で、ただいま申し上げました各号に付随する事務を行うとする規定であります。

第3条は、保険料を徴収する被保険者の規定であります。第1号で横芝光町に住所を有する被保険者であること。第2号から第4号では、病院や養護老人ホーム、介護施設などに入所されている場合の特例について規定されております。

第4条は、普通徴収の保険料の納期についての規定であります。第1期を7月として、翌年2月の第8期までの8回で納付していただくこととし、それぞれ各月の月末を納期限と定めるものであります。

また、6ページでございますが、同条第2項では、納期の特例を定めることができる旨の規定。第3項では、納期ごとの分割金額に100円未満の端数が出たときは当該年度の最初の納期に端数を合算させるとする規定であります。

第5条第1項では、延滞金が発生した場合の計算方法や年利について。同条第2項では、うるう年であっても1年を365日として計算するとした規定であります。

第6条から第8条は罰則規定であります。第6条では文書等の提出もしくは提示を命ぜられたものが、正当な理由がなく従わなかったときや虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料、俗に過ち料を科すとしたものであります。

第7条では、不正行為等により保険料などの徴収を免れた者には、その金額の5倍に相当する金額以下の過料を科すとしたもの。

第8条第1項は、前2条に定める過料の額は情状により町長が定めることとし、第2項では過料の納期限について発布の日から起算して10日以上を経過した日とする規定であります。

次に、附則であります、この条例の施行期日を第1条で、平成20年4月1日から施行するものとしております。

附則第2条第1項は、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の納期については、第4期、10月から徴収を開始する旨の規定。また、第2項では、第4条第2項の読みかえ規定を定めております。

附則第3条では、延滞金の計算についての特例で、商業手形の基準割引率に4%を加算したとき、7.3%に満たない場合は当該特例割合で延滞金を算出するとした規定であります。

以上、議案第2号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例案の詳細説明といたします。

続きまして、第3号議案 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

資料は、議案つづりの9ページから11ページ、新旧対照表の2ページから4ページまでを使用してお説明を申し上げたいと思います。

まず、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、第5条の一部負担金の改正であります、医療機関などで受診をした際、年齢区分や所得などに応じて1割から3割の個人負担が生じることとなっておりますが、今回、国民健康保険法の改正により、現行第5条第2号の「3歳」が「6歳」に、同じく第3号の負担割合、「10分の1」から「10分の2」に改正されました。

これに伴って、町条例も改正するわけではありますが、従来どおりの表示にすると法改正があるたびに町条例の改正手続が必要となるため、今回の改正案のように国民健康保険法第42条第1項を参照することにより、法改正ごとの条例改正手続が不要となるため、今回、国民健康保険法を参照する形に改正するものであります。

なお、高齢者の2割負担につきましては、高齢者の負担の軽減措置により、平成20年度については1割負担のまま据え置かれることになっております。

次に、第6条につきましては、第7条に第2項が加わったことと表記の整理のための改正であります。

第7条の葬祭費であります、平成18年6月の医療制度改革関連法の交付により、被保険者保険の埋葬料の法定支給額が5万円に定額されたこと、4月からスタートする後期高齢者医療制度でも5万円に決定したことなどから、7万円を5万円に改めようとするものであります。

また、出産、育児一時金と同様に、他の保険者から給付を受けられるときは、同様に不支給とすることを第2項に追加規定したものであります。

第9条の保健事業の改正につきましては、第5条の改正と同様に、健康保険法を参照するように改正するものであります。

対照表、次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

第13条、罰則につきましては、この部分の国民健康保険法という表記が前のほうの第5条で出てきますので、それに応じた表現に改正するものであります。

次に、議案つづりの11ページをごらんください。

附則であります。本条例改正案の施行期日は、平成20年4月1日としたところであります。また、経過措置といたしまして、附則の2で第7条の葬祭費の支給については、平成20年4月1日以後に死亡した被保険者に適用することとし、当日前に死亡した場合は従前の例によることとしております。

以上で第2号議案、第3号議案の詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第4号について、都市建設課長、瀬理和夫君。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、議案第4号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案つづりにつきましては13ページ、こちらをまずごらんください。

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年3月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

なお、説明資料につきましては、議案関係資料によりご説明いたします。この資料の5ページから8ページになります。関係資料の、まず5ページの新旧対照表をごらんください。

第6条、入居者の資格では、第6号を新規に追加するもので、6ページになりますが、6号、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと」を追加するものでございます。

第42条、住宅の明渡請求では、7ページになりますが、第6号、「入居者又は同居者が暴

力団員であることが判明したとき」を追加し、現行の6号を、改正案では7号に繰り下げするものでございます。

改正案、52条、意見聴取では、町長は、第8条第2項、これは入居の申し込み及び決定、第12条、これは同居の承認、または第13条第1項、これは入居の承継をそれぞれ決定、承認しようとする場合において、必要があると認めるときは第6条第6号、暴力団員でないことに該当する事由の有無について山武警察署長の意見を聴くものとする。

また、第2項では、「町長は、町営住宅の入居者又は同居者が第42条第1項第6号に該当する疑いがあると認められるときは、その理由を付して、山武警察署長の意見を聴くことができる」を追加し、続きまして、8ページになりますが、第53条、町長への意見、「山武警察署長は、町営住宅の入居者又は同居者が第42条第1項第6号に該当する事由が認められるときは、町長に対し、当該事由について、意見を述べることができる。」以下、現行52条を改正案では54条へ、第53条を第55条へそれぞれ繰り下げるものでございます。

以上で議案第4号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第5号ないし議案第7号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） それでは、議案第5号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりにつきましては、17ページが議案文でございます。改正本文につきましては18、19ページでございます。また、新旧対照表は9ページでございます。準備をお願いいたします。

それでは、ご説明を申し上げます。

まず、本案は、介護保険料の激変緩和措置を講ずるため、平成18年において条例の一部改正を行ったわけでございますが、この激変緩和措置を平成20年度まで、さらに1年間延長することといたしましたので、平成18年に改正いたしました条例をさらに改正する必要性が生じたものでございます。したがって、一部改正の内容は、介護保険料に関する特例を定めるものでございます。

これは、税制改正に伴い、収入額が以前と変わらない方でも、介護保険の保険料段階が大きく上がることがあり、このような方については平成18年度と平成19年度の2カ年について、保険料の激変緩和措置を講じてまいりました。今回の改正は、平成18年に行った激変緩和措置の実施に関する一部改正について、平成18年、19年度の2カ年に引き続き、平成20年度においても実施すべく期間を延長するために行おうとするものでございます。

それでは、説明につきましては、新旧対照表にて説明を申し上げます。9ページをごらんください。

左側が現行、右側が改正案でございます。新旧対照表の内容は附則でございます。

附則第3条の見出しの改正は、激変緩和措置の対象期間を平成20年度まで延長するためのものでございます。

附則第3条に1項を加える改正ですが、現行の第1項で、平成18年度分保険料について、第2項で平成19年度について規定しており、今回、第3項とする項を追加いたしまして、平成20年度の激変緩和規定を定めようとするものでございます。新旧対照表では一部省略してございますが、文言表現につきましては第1項、第2項、そして、今回追加する第3項も基本的に共通しております。

具体的にお示ししますと、10ページに移ります。

第3項第1号は、税制改正が行われたことによって保険料率が第1段階から第4段階に上昇する人について規定しておりまして、本来、第4段階の年額3万6,000円であるところ、3万円に減額するものでございます。

同様に、第2号は、保険料率第2段階から第4段階に上昇する人で、本来、年額3万6,000円のところを3万円に。これは、平成19年度の賦課ベースで90人の該当でございます。

第3号は、保険料率第3段階から第4段階に上昇する方で、本来、年額3万6,000円のところ、3万3,000円に減額するもの。これは54人でございます。

第4号は、保険料率第1段階から第5段階に上昇する人で、本来、年額4万5,000円のところ、3万6,000円に減額をするというものでございます。19年度の対象はございません。

第5号は、保険料率第2段階から第5段階に上昇する人で、本来、年額4万5,000円のところ、3万6,000円に減額する方で、平成19年度は8人でございます。

第6号は、保険料率第3段階から第5段階に上昇する人で、本来、年額4万5,000円のところ、3万9,000円に減額するというものでございまして、平成19年度の実績は、今のところ309名でございます。

第7号は、保険料率第4段階から第5段階に上昇する方で、本来、年額4万5,000円のところ、4万2,000円に引き下げるといふものでございまして、19年度の実績では465名でございます。

そのように、それぞれ減額するものでございまして、保険料収入の影響額といたしましては、およそ500万円というふうに見込んでおります。

本条例の施行期日は、平成20年4月1日とし、附則で定めるものでございます。

以上で議案第5号の介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

次に、議案第6号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案つづりは21ページでございます。また、新旧対照表は12ページでございます。12ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、遊具の点検のため、過日、全施設について調査を実施したところでございます。児童遊園は、町内に31カ所ございますが、子供が少なくなっていることが影響してか利用が少なく、遊具の老朽化も進んでいる状況でございました。

このような状況の中で、行政総務員の皆様にご協力をいただき、地元にある児童遊園施設の今後の維持管理などにつきまして協議をさせていただきましたところ、傍示戸地区、そして宝米地区におきましては遊具を撤去し、児童遊園を廃止してもらいたいとの意向が示されました。町といたしましては、地元の意向を受け、傍示戸及び宝米の2カ所の児童遊園を廃止することといたしましたので、条例中の関係する項目を削除しようとするものでございます。

なお、一部改正条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案つづりは23ページ、新旧対照表は14ページでございます。

本案は、医療機関等が発行する領収書に係る省令等が改正されまして、この領収書により、ひとり親家庭等医療費等を助成するために必要な情報を確認できるようになりましたので、申請手続の簡素化を図り、利便性の向上を図るため、条例を改正しようとするものでございます。

新旧対照表の14ページをごらんください。

第6条第2項にただし書を加えるものでございます。ただし、病院等が発行した領収書により当該医療費等の給付内容が確認できる場合は、当該証明は要しないものとする。どういふことかと申しますと、つまり、行った治療が保険適用か、保険対象外かが確認できる領収書の場合は証明がなくてもよいとするただし書を追加するものでございます。

この領収書に関する省令の改正は平成18年4月に行われ、経過措置を置いた後、平成18年10月から本格実施されておりますが、ひとり親家庭等医療費等の助成に関しましては2年間の遡及適用があり、省令改正前と省令改正後の領収書が混在していたため、このたび、今議会にて一部改正をさせていただこうとするものでございます。

なお、一部改正条例の施行期日は、平成20年4月1日とするものでございます。

蛇足でございますが、現時点におきまして改正後の領収書が添付されているものにつきましては、医療機関の証明は求めておりません。

以上、3議案について補足説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご承認くださるようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第8号について、病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料は、議案つづりの25ページと、新旧対照表の15ページになります。

今回の条例改正案は、病床の区分を変更しようとするものでございます。第2条の表、東陽病院の病床数の欄中、60床を55床に、40床を45床に改めるものでございます。

現在、東陽病院における病床数は、全体で100床でございますが、その内訳は一般病床が60床、療養病床が40床となっておりますが、このうち一般病床は2階に55床、3階に旧産婦人科病床が5床ありまして、この5床が他の一般病床と別フロアに位置するということから、患者管理の都合上、有効活用ができない状況となっております。そのため、この5床を療養病床に変換をいたしまして、3階に40床あります既存の療養病床と合わせて45床といたしまして、100床すべての病床を有効に活用すべく本条例を改正し、一般病床を60床から55床に改め、療養病床を40床から45床に改めようとするものでございます。

なお、本条例は、平成20年4月1日を施行期日とするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第9号について、社会文化課長、越川岳君。

〔社会文化課長 越川 岳君登壇〕

社会文化課長（越川 岳君） 議案第9号 横芝光町文化スポーツ振興基金条例の制定について補足説明させていただきます。

議案つづりは27ページでございます。

提案理由につきましては、冒頭、町長から説明があったとおりであります。

28ページをお開きください。

第1条は、設置であります。町の文化スポーツの振興を図るため、地方自治法第241条の規定により、横芝光町文化スポーツ振興基金を設置するものであります。

第2条は、積立てであります。基金として積み立てる額、金額は一般会計歳入歳出予算で定める額とする規定であります。

第3条は、管理であります。現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2項で、現金は確実かつ有利な有価証券に変えることができる規定であります。

第4条は、運用益金であります。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金にする規定であります。

第5条は、繰替運用であります。町長は、財政上必要があるときは、繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金を運用することができる規定であります。

第6条、処分であります。基金は、文化及びスポーツの振興に資する事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる規定であります。

第7条、委任であります。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、町長が別に定めるとするものであります。

附則として、1項で、この条例は、平成20年4月1日から施行する。2項で、横芝光町文化振興基金条例は、廃止する。3項で、経過措置として、この条例の施行の前日までに横芝光町文化振興基金条例の規定により積み立てられた金額、債権、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなすものであります。

なお、現時点での横芝光町文化振興基金は、19年度末見込み額で7,335万6,000円であり、財団寄附金受け入れ予定額1億4,500万円のうち、1億3,000万円を基金積み立てし、残り1,500万円については20年度で予定をしています。横芝B & Gプール改修工事及び公園等の管

料に充当を予定しております。また、基金総額は、20年度末で2億1,039万2,000円となる見込みであります。

慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

〔社会文化課長 越川 岳君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第10号及び議案第11号について、総務課長、林英次君。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） それでは、議案第10号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますけれども、議案つづりの31ページ、また、新旧対照表は16ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第10号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めらる。

平成20年3月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、現在、午前中に各一部事務組合の議会でも協議案件として報告がございましたけれども、消防救急無線のデジタル方式への移行及び共同化、広域化を目的に進められております千葉市内の消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を、千葉縣市町村総合事務組合が関係市町村、関係消防組合等にかかわって共同処理することで方向づけがなされておりますけれども、これに伴いまして同組合の規約を変更する必要性が生じております。

地方自治法では、一部事務組合が組合規約を変更するに当たって、関係地方公共団体と協議をし、議会の承認を受け、県知事の許可を受けることと規定されておりました、同組合からの求めによりましてこれを提案したものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、新旧対照表の16ページ、17ページをごらんいただきたいと思っております。

表の上段の改正案、組合の共同処理する事務の第3条第1項第15号、これは17ページのサイドライン部分になりますけれども、新たに「消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理」が組合規約に追加をされまし

た。

そして、その後続きます別表第2、これは17ページから18ページ、19ページにまたがり  
ますけれども、これらの事務を、18ページのサイドライン部分の千葉市から真ん中に匝瑳市  
横芝光町消防組合がございしますが、これらを含めた最後の夷隅郡市広域市町村圏事務組合ま  
での31団体にかわって、市町村総合事務組合が共同処理をするということについて、構成市  
町村等に協議を求め、これを定めるというものでございます。

そして、議案つづりの32ページに戻っていただきたいと思えますけれども、一番後ろの附  
則の1、施行期日では、この規約は、平成20年4月1日から施行する、また、33ページの附  
則の2でございますけれども、経過措置として、総合事務組合が共同処理を始める本年4月  
1日以前に整備された消防救急無線設備については、それぞれの団体が管理を行うというも  
のでございます。

続きまして、議案第11号でございます。山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議に  
ついてであります。

議案つづりの35ページ、また、新旧対照表では一番最後になりますけれども、20ページを  
お聞きいただきたいと思えます。

議案第11号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について。

山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地  
方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条  
の規定により議会の議決を求める。

平成20年3月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約。

山武郡市広域行政組合格約の一部を次のように改正する。

本案につきましては、教育関連法の一部改正に伴いまして、山武郡市広域行政組合の教育  
委員会委員の定数を現行の5人から7人に改めるため組合格約を変更することについて、同  
組合から協議を求められましたことから、これを提案するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、20ページ  
をごらんいただきたいと思えます。

表の現行の教育委員会の設置及び委員の定数、第11条の2、第2項中のアンダーライン部  
分、「5人」を改正案では「7人」に改めるというものでございます。

そして、議案つづりに戻っていただきたいんでございますけれども、議案つづりの附則で

は、この規約は、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第12号について、都市建設課長、瀬理和夫君。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、続きまして、議案第12号 指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）の補足説明をさせていただきます。

なお、議案つづりにつきましては37ページをごらんください。

指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

平成20年3月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

公の施設の名称、横芝光町駅前広場、指定管理者となる団体の名称、横芝光町東町区、指定の期間、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間。

横芝光町駅前広場の指定管理者につきましては、平成18年9月1日から平成20年3月31日までの1年7カ月、東町区で現在実施してくれております。今回は、平成20年4月1日から3年間につきまして、去る1月11日から1月30日まで募集を行いました。その結果、現在管理していただいております東町区1件のみの応募でございました。

本施設は、平成6年7月、旧横芝町が開設し、当初から東町区へ委託しております。既に14年ほど経過しており、この間、東町区におきましては、町の玄関口にふさわしい取り組み、とりわけ観光案内、環境美化、これは花植え等でございます。また、トラブル発生時の素早い対応、また、地域ぐるみでの取り組みはすばらしいものと感謝しております。

以上で議案第12号の補足説明とさせていただきます。議会におかれまして慎重審議の上、ご可決承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第13号及び議案第14号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第13号、14号、続けて補足説明を申し上げます。

議案つづりは39ページでございます。

指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）の案件でございます。

この施設は、平成6年4月、高齢者の心身の健康保持と教養の向上を図るため、レクリエーション施設として開設されたもので、木造平屋建て、建物面積は167平方メートルでございます。町民会館の南側でございます。

指定業務の内容でございますが、利用許可に関する業務、それから、利用許可の取り消しに関する業務、使用許可の制限に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、その他施設の管理上、町長が必要と認める業務でございます。

指定管理者となる団体の名称は、社団法人横芝光町シルバー人材センターで、指定の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間でございます。

なお、本件につきましては、指定管理者の手続条例第6条の規定により指定管理者の公募を行わず、適正と認められる団体を特定し、手続を行っております。これは、町と連携し、公共的施設の維持管理業務を適正に実施していること。老人憩の家設立当初から現在まで管理運営に努めており、利用者が余暇活動を行う上で安全かつ快適に利用できるよう便宜を図り、善良な業務と円滑な管理運営を行っていること。現在も老人憩の家の指定管理者であり、管理体制が確立されていること。管理運営団体を変更した場合、管理業務の機能が損なわれるおそれがあり、事業の継続性の観点からも指定管理者として適正と認められるという理由によるものでございます。

続いて、議案第14号の指定管理者についてでございます。

議案つづりは41ページでございます。

本案は、横芝光町地域活動支援センターたんぼぼに関するものでございます。

昨年12月の議会におきまして、福祉作業所を地域活動支援センターとすることについてご承認をいただいたところでございます。

この施設は、平成11年4月、心身障害者の自立の促進と社会参加を図るために開設されたもので、木造平屋建て、建築面積は124平方メートルで、町健康福祉センタープラム西側でございます。現在10名の方が利用し、指導員は2名体制でございます。

指定業務内容は、指導員の採用を含め、作業の提供、日常生活に必要な指導、社会生活への適用訓練など地域活動支援センターとしての業務運営、施設設備の安全管理に関する業務、施設設備の維持に関する業務でございます。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会で、指定の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間でございます。

なお、本件につきましても、指定管理者の手続条例第6条の規定により、指定管理者の公

募を行わず、適正と認められる団体を特定し、手続を行っております。

理由といたしましては、町と連携し、社会福祉事業の推進に積極的に取り組んでいること。知的障害者等の福祉の向上を図り、本件福祉作業所の開設当初から保護者会等と連携し、運営に携わっていること。現在も福祉作業所の指定管理者であり、利用者の作業訓練など指定管理体制が確立されていて、事業の実施が確実に認められること。管理運営団体が変更となった場合、利用者である知的障害者等に不安を与え、機能が損なわれるおそれがあり、事業の継続性の観点からも指定管理者として適正と認められるという理由でございます。

以上、2件について補足説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） ここで休憩いたします。

再開は14時10分です。

（午後 1時53分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

議長（八角健一君） 議案第15号について、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、私のほうから平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書に基づきましてご説明を申し上げますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,598万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ95億9,207万1,000円とするものでございます。

なお、継続費の補正、繰越明許費の設定並びに地方債の補正をあわせて行おうとするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

2 ページ、3 ページには歳入を、4 ページ、5 ページには歳出を、それぞれ示してごさいます。内容は後ほど、事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

6 ページをお開きください。

第2表、継続費補正でございます。

横芝中学校校舎等改築事業の事業費総額を29億2,059万7,000円から24億1,500万円に変更し、年割額を補正後で19年度8億5,308万5,000円、20年度15億6,191万5,000円に変更するものでございます。

第3表は、繰越明許費の設定でございます。町道 - 11号線道路改良事業で2,785万9,000円、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業で2,117万9,000円、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業で2,778万円の繰越明許費を設定するものでございます。

7 ページ、第4表、地方債補正でございます。限度額を合併特例事業では6億540万円を4億1,260万円に、施設整備事業では4,250万円を4,320万円に、農業基盤整備事業では3,500万円を3,130万円に、道路橋梁整備事業では2,400万円を1,570万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更はございません。

8 ページから10ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括表となっております。それでは、11ページからの表に基づきまして、内容をご説明させていただきます。

1款2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、日本郵政公所有資産所在市町村納付金で、額の確定による調整でございます。

3款1項1目利子割交付金、4款1項1目配当割交付金は、県の決算見込みに合わせた調整をしております。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、昨年の交付状況と現在までの交付額から推定しての計上でございます。

12款2項1目民生費負担金の1節老人福祉負担金は、それぞれ実績見込みによる調整でございます。

2節児童福祉費負担金は、保護者の所得状況が変わったため、135万円の減額補正となっております。

2目農林水産業費負担金は、負担金額が確定したことによる減額補正でございます。

11ページから12ページにかけての13款1項5目教育使用料は、各項目とも実績見込みによる調整をしておりますが、3節社会体育使用料は、横芝ふれあい坂田池公園サッカー場使用

料として陸上競技場を利用してのサッカー利用に対して新たに料金を徴収することとしたものの、料金改定によりまして減額となっております。

13款 2 項 2 目民生手数料は、生活管理指導員の派遣希望が増加したことから22万円の増額補正となっております。

14款 1 項 1 目民生費負担金は、1 節社会福祉費負担金、2 節児童福祉費負担金は、実績見込みにより調整を行い、3 節保険基盤安定負担金は、交付決定により増額補正となっております。

14款 2 項 2 目民生費補助金の1 節社会福祉補助金では、交付見込み額による調整をしているほか、後期高齢者医療制度補助金では、保険料負担の激変緩和措置に伴うシステム改修補助金を見込んでおります。

3 目衛生費補助金は、実績見込みによる調整を行っております。

4 目土木費補助金の1 節道路橋梁費補助金の地方道路交付金は、実績見込みによる調整で、2 節住宅費補助金の住宅建築物耐震改修等事業補助金は、庁舎の耐震診断を先送りしたことから減額補正となっております。

5 目教育費補助金は、実績見込みによる調整のほか、3 節中学校費補助金の安心・安全な学校づくり交付金では、横芝中学校改築交付金で19年度交付額が9,500万円程度見込めることとなったため、5,500万円を増額補正しております。

15款 1 項 1 目総務費負担金は、交付額の決定による減額補正でございます。

2 目民生費負担金は、先ほど国庫支出金でご説明いたしました内容と同じでございます。

15款 2 項 1 目総務費補助金の1 節総務管理費補助金は、いずれも航空の騒音対策に係る補助金でございますが、実施希望者の減少により減額補正となっております。

2 目民生費補助金の1 節社会福祉費補助金では、実績見込みによる調整のほか、障害者自立支援特別対策事業補助金で、事業運営円滑化事業、通所サービス利用促進事業、就業意欲促進事業に係る補助金で120万2,000円の計上と、地域活動支援センター運営費補助金では、県の補助額が定まったことにより48万9,000円の計上となっております。

2 節児童福祉費補助金では、実績見込みによる調整のほか、すこやか保育支援事業補助金では、長時間保育事業補助金が交付基金の改正により該当する保育所がなくなったため、111万9,000円の減額、産休等代替職員費補助金は、公立保育所が該当しなくなったため66万5,000円の減額となっております。

3 目衛生費補助金、4 目農林水産業費補助金は、実績見込みによる調整でございます。

15款 3項 1目総務費委託金、2目農林水産業費委託金は、額の確定、または実績見込みによる調整でございます。

16款 1項 1目財産貸付収入の高圧線路線下補償は、18年度に2カ月分の補償を受けていたところであり、大総会館診療所貸付料は、19年4月から20年7月までの分を計上しております。

2目利子及び配当金は、額の確定、または実績見込みによる調整でございます。

16款 2項 2目物品売払収入は、入れかえを行い、不要となりました消防車3台の販売収入でございます。

17款 1項 3目教育費寄附金は、ひかりライオンズクラブからの寄附金でございます。

18款 1項 1目国民健康保険特別会計繰入金、2目老人保健特別会計繰入金は、18年分の精算でございます。

18款 2項基金繰入金でございますが、1目財政調整基金繰入金、3目公共公益施設整備基金繰入金は、資金繰りがついたため全額を減額補正し、2目房総導水路補償施設維持管理基金繰入金、4目横芝中学校建設基金繰入金は、事業費に合わせた調整を行うものでございます。

19款 1項 1目繰越金は総額の計上で、20款 2項 1目町預金利子は、実績見込みによる調整で、20款 4項 1目民生費受託事業収入は、利用者1名の増によるものでございます。

20款 5項 2目雑入の1節空港周辺対策交付金は、県補助金で説明いたしましたとおりであり、2節学校給食費負担金、3節保育所給食費負担金、4節雑入は、実績見込みによる調整を主とした計上でございます。

21款 1項 1目総務債、2目農林水産業債、3目土木債は、それぞれ事業費に合わせた調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

各歳出項目のうち、職員給与費につきましては、給与改定、あるいは人事異動による補正となっております。

1款 1項 1目議会費は106万8,000円の減額補正で、議員報酬では給与改定の影響があるものの、新議員につきましては6月期の期末手当支給額が満額ではなかったため、69万5,000円の減額で、議会だより発行事業では年3回の発行となったため、44万1,000円の減額となっております。

2款 1項 1目一般管理費は2,075万1,000円の減額補正で、特別職給与費では 長分の

減額で1,033万6,000円の減額、一般職給与費では給与改定等の影響がございますが、18ページになりますが、負担金補助及び交付金で額の確定により減額、一般管理事務費でも額の確定により減額となっております。

2目人事管理費は、職員の健康診断等の費用でございますが、実績見込みによりまして24万5,000円の減額補正、4目広報広聴費につきましても、広報発行費用の実績見込みで179万5,000円の減額補正、5目財政管理費では7,592万1,000円の減額補正で、財政調整基金へは利子分を、減債基金には7,501万4,000円を積み立てることとしております。

7目財産管理費は、802万6,000円の減額補正で、実績見込みに立ちました調整をしているほか、19ページになりますが、その他財産管理事業で耐震診断業務委託を先送りとし、540万円の減額としております。

8目企画費、9目行政センター費、20ページになりますが、10目地域安全対策費は、実績見込みに立った調整で、11目地域振興費は事業費の確定により減額、12目空港対策費では事業費の確定並びに実績見込みにより7,652万4,000円の減額補正で、住宅防音工事補助事業から、次ページの航空機騒音対策空調機器設置事業まで、いずれも実施希望者の減少により減額となっております。

21ページ、13目情報管理費は実績見込みによる減額でございます。

14目諸費も実績見込みによる減額でございますが、官公庁関係団体負担金の総合事務組合自治研修センター一般負担金は、19年度分が不用となったことからであり、22ページになりますが、職員互助会事業では東陽病院職員分が東陽病院事業会計で措置されることから減額するものでございます。

2款2項1目税務総務費の税務総務事務費は、家屋調査等に使用いたしますデジタルカメラの購入費でございます。

2目賦課徴収費は377万4,000円の減額補正で、町民税等計算事務では、実績見込みにより過誤納返還金で150万円の増額、固定資産基礎資料整備事業では航空画像撮影及び写真図データ作成業務委託が、企画財政課で行っております地形図作成業務の一環として行われることとなったため、全額を減額しております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は給与改正の影響のほか、実績見込みによります減額補正でございます。

23ページ、2款4項3目参議院議員選挙費、4目千葉県議会議員選挙費、24ページ、5目町議会議員選挙費は、事業費の確定に伴う減額補正でございます。

3款1項1目社会福祉総務費は、給与改定等の影響のほか医療費の確定、または実績見込みによる調整でございます。

2目老人福祉費は2,062万3,000円の減額補正で、25ページの老人福祉総務事務費から26ページの緊急通報体制等整備事業費までは、利用者の減少等による実績見込みにより減額となっておりますが、老人保健特別会計繰出事業では支払基金並びに国県負担金の交付不足を立てかえるため5,000万円の増額補正であり、介護保険特別会計繰出事業は、介護保険特別会計の決算見込みから1,634万6,000円の減額補正であり、後期高齢者医療広域連合事業では激変緩和措置に伴います保険料徴収システム改修費用346万5,000円の増額補正となっております。

3目障害者福祉費は、各事業ともそれぞれ実績見込みにたった調整を行うものでございます。

27ページ、3款2項1目児童福祉総務費、2目児童措置費は、実績見込みによる減額補正でございます。

28ページ、4目保育所費では、給与改定の影響のほか、各保育所運営費では、臨時雇い保育士から派遣保育士に変更となったことを主な要因とする補正計上のほか、実績見込みによる調整をしております。

なお、29ページ中段のすこやか保育支援事業の長時間保育事業補助金は、交付基準の改正により該当する保育所がなくなったことにより減額補正としております。

5目学童保育費では、指導員の中途退職により賃金及び負担金補助及び交付金で減額、委託料は実績見込みにより減額となっております。

30ページ、4款1項1目保健衛生総務費、2目予防費、3目健康づくり費、4目老人保健対策費は、給与改定等の影響のほか、いずれも実績見込みによる調整でございます。

31ページ、4款1項5目環境衛生費は1,886万円の減額補正で、給与改定の影響のほか不法投棄防止対策事業では、焼却残灰の成分検査委託料が灰を環境衛生組合で処分することにより不要となったため全額を補正減としており、環境美化推進事業では、中台及び三本松地区のごみ集積所設置補助金を予定しており、そのほかは実績見込みによる調整でございます。

32ページでございます。

4款2項1目塵芥処理費は1,449万3,000円の減額補正でございますが、組合の実績見込みにより減額となっております。

5款1項1目農業委員会費、2目農業総務費、3目農業振興費、4目畜産振興費は、給与

改定等の影響のほか、実績見込みによる調整でございます。

33ページ、5目農地費の農地事務費の委託料、農業振興地域整備計画策定業務委託料は、企画財政課で行っております地形図作成業務の一環として行われることになったため、全額を減額しております。

34ページ、経営体育成基盤整備事業につきましても、篠本新井地区基盤整備に係る事前調査の必要がなくなったということから全額を減額しております。

農業集落排水事業特別会計繰出事業は給与改定に伴うものであり、屋形排水機場管理事業は除じん機のベルトコンベア改修工事費94万5,000円の増額計上、房総導水路補償施設管理事業では宝米排水機場の建設を先送りしたことにより81万9,000円の減額補正、農地・水・環境保全向上対策事業は5地区の実施を予定しておりましたが、4地区となったため200万7,000円の減額補正で、その他は実績見込みによる調整でございます。

35ページでございます。

6目農道整備事業は 事業費の確定に伴う減額費計上でございます。

5款2項1目林業振興費、36ページの5款3項1目水産業振興費では、事業費の確定により、6款1項2目商工振興費は、実績見込みによる補正計上でございます。

7款2項1目道路橋りょう総務費は、道路橋りょう事務費でハンマーナイフモアの購入を主とするものでございます。

37ページ、2目道路維持費は、粟嶋橋修繕工事の事業費確定に伴う減額補正であり、3目道路新設改良費は、給与改定の影響のほか、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

38ページでございます。

7款3項2目砂防費の急傾斜地崩壊防止対策事業は、県事業費の確定により増額するものでございます。

7款4項1目都市計画総務費の、39ページになります、都市計画策定事業でございますが、1号線に係る都市計画道路変更図面を作成する予定でしたが、警察との交差点協議が調わないということから、来年度へ先送りとしたものでございます。

8款1項1目常備消防費は精算による減額補正でございます。

2目非常備消防費の非常備消防事務費は、総合事務組合の福祉共済負担金の算定期間が変更され、19年度は7月から3月までの納付とされたことから減額となり、消防団活動費では新規消防団員に貸与する被服費の計上となっております。

3目消防施設費では、屋外子局パンザマスト2本の交換工事を予定しておりましたが、デ

デジタル化とあわせて行うこととし、劣化部分のみの修繕としたための減額となっております。

40ページ、9款1項1目教育委員会費は、教育委員1名が昨年6月に退職していることによる減額でございます。

2目事務局費は、給与改定等の影響のほか事業費の確定、または実績見込みによる調整でございます。

41ページ、9款2項1目学校管理費は、給与改定等の影響のほか小学校施設維持管理事業では、大総小学校の冷暖房施設改修費33万6,000円の増額補正、日吉小学校管理事業では、知的障害学級開設のための備品購入費2万8,000円の増額補正、南条小学校管理事業では、来年度、情緒学級を修理するための備品購入費14万2,000円の増額補正となっており、42ページ、小学校施設整備事業では、日吉小学校並びに南条小学校の特別支援教室開設に伴う間仕切り工事費237万3,000円の増額補正となっております。

2目教育振興費の小学校情報教育推進事業並びに横芝小学校教育振興事業は、それぞれ実績見込みによる補正で、上堺小学校教育振興事業は、ピアサポート、豊かな人間関係づくりプログラム教育推進指定を受けたため、必要となった経費9万7,000円の増額補正でございます。

9款3項1目学校管理費は、実績見込みによる減額補正で、3目学校建設費は、横芝中学校校舎等改築事業の平成19年度事業費の実績見込みによる減額補正でございます。

9款5項1目社会教育総務費は、給与改定等の影響のほか、社会教育総務事務費では、社会教育指導員が選任できなかったことによる減額補正となり、青少年健全育成事業では、ひかりライオンズクラブからの寄附金をもってマレットゴルフ用品を購入するもので、その他は事業費の確定による減額補正でございます。

3目共同利用施設費は、実績見込みによる減額補正で、44ページ、4目図書館費では、給与改定の影響のほか、実績見込みによる減額補正となっております。

9款6項1目保健体育総務費の文化スポーツ振興財団事業では、委託料から人件費分1,853万5,000円を負担金補助及び交付金へ振りかえるとともに、消費税の減額分を見込み委託料を2,523万円の増額としたところでございます。

45ページ、2目体育施設費は、実績見込みによる調整を行うほか光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業では、自動ドアの修繕費40万円を計上したところでございます。

3目学校給食費は688万4,000円の減額補正で、給与改定の影響のほか実績見込み、または事業費の確定による調整を行うものでございます。

46ページでございます。

11款1項2目利子は、18年度借り入れ分の償還金利子が見込み計上であったことから5万3,000円の減額補正となっております。

47ページ、48ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第16号及び議案第17号について、住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） それでは、議案第16号、議案第17号につきまして詳細説明をさせていただきます。

資料は、まず、16号につきましては、平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）をごらんいただきたいと思います。

まず、補正予算案、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,818万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億346万6,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税3,770万円の減額及び2目の退職被保険者等国民健康保険税の830万円の増額であります。当初の見込みほど18年度分所得の伸びがなかったため、減額するとともに、一般分から退職分への移行のための補正であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金9,294万7,000円の減額であります。国からの交付決定に基づき、減額補正をするものであります。

2項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑導入事業補助金27万円は、後期高齢者医療制度の導入等に伴う電算システムの改修の補助金であります。

同じく、2目財政調整交付金1,636万2,000円は、交付額の決定による補正であります。

5款1項1目療養給付費等交付金1,579万円は、同じく交付額の決定によるものであります。

す。

8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金51万6,000円は、財政調整基金の預金利子であります。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金144万1,000円は、交付決定による保険基盤安定繰入金の調整と、給与改定による職員給与費の調整及び出産育児一時金の決算見込み額により一般会計からの繰入金を調整しようとするものであります。

10款 1 項繰越金、2 目その他繰越金1,772万1,000円は、今回の補正に伴う財源調整のため、前年度繰越金を充てるものであります。

11款諸収入、3 項 5 目雑入205万9,000円は、旧制度の高額共同事業積立金の制度の切りかえに伴う精算金の分配金であります。

次に、歳出であります。8 ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費340万7,000円は、職員の給与改定による調整とともに国保の電算システムの改修委託料であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、1 目一般被保険者療養給付費の財源内訳の更正を行うとともに、2 目退職被保険者等療養給付費の不足が見込まれるため600万円の補正を行おうとするものであります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより1,000万円を減額し、2 目退職被保険者等高額療養費については、100万円の増額補正を行おうとするものであります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金につきましては、昨今の少子化等の影響もあるのでしょうか、当初見込みより件数で5 件の減を見込み、175万円を減額補正するものであります。

3 款 1 項老人保健拠出金につきましては、10ページの一番上の補正額の計の欄のとおり、5,506万4,000円の減額であります。支払基金の決定通知に基づき補正計上したものであります。

次の4 款 1 項 1 目介護納付金につきましても、支払基金の決定通知により1,601万7,000円の減額補正を行うものであります。

7 款 1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金51万7,000円の補正は、財政調整基金の利息をそのまま基金に積み増しするものであります。

9 款諸支出金、3 項繰出金、1 目一般会計繰出金の324万8,000円は、18年度分の繰出金に

ついて、精算のため一般会計に返還するため計上したものであります。

2目直営診療施設勘定繰出金99万9,000円の補正は、県から交付される金額をそのまま東陽病院会計に繰り出しするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ6,818万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億346万6,000円とするものであります。

続きまして、第17号議案 平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算案（第1号）についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、老人保健特別会計補正予算案（第1号）をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,599万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億7,400万9,000円とするものであります。

老人保健特別会計は、今年度初めての補正になるわけではありますが、医療費動向や国、県の交付決定により今回補正計上を行わせていただくものであります。

4ページをごらんください。

歳入ではありますが、1款支払基金交付金は、医療費の50%分を支払基金から交付されるものでありますが、交付決定に基づき3,572万6,000円の減額を行おうとするものであります。

また、2款国庫支出金で3,870万7,000円、3款県支出金1,410万円の減額につきましても、それぞれ交付決定に基づき減額補正するものであります。

4款繰入金の5,000万円の追加ではありますが、自主財源を持たない老人保健会計では、一時的に歳入不足が見込まれるときは一般会計繰入金で調整し、翌年度精算し、一般会計に返還することになりますので、そのための繰り入れであります。

5款繰越金2,242万6,000円の補正ではありますが、財源調整に前年度繰越金を充てるものであります。

次に、歳出ではありますが、5ページ、下のページをごらんください。

2款医療諸費5,740万2,000円の減額ではありますが、当初申し上げましたとおり医療費動向を勘案し、今回減額補正を行おうとするものであります。

4款諸支出金4,141万1,000円の増額補正ではありますが、18年度に行われました一般会計からの繰入金の精算のため補正計上するものであります。

以上、歳入歳出それぞれ1,599万1,000円の減額を行おうとするものであります。

以上で議案第16号、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第18号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第18号 平成19年度介護保険会計の補正についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算案（第2号）でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

今期補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,236万8,000円を減額し、15億1,612万2,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、特別徴収の対象となります年金の拡大に伴う保険料関係費目の調整、介護予防給付費の減額に伴う関係費目の補正、また、前年度繰越金につきましては、平成20年度以降の保険事業の安定を図るため、基金へ積み立てようとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入のご説明を申し上げます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料1,849万2,000円の増額、2節現年度分普通徴収保険料1,467万8,000円の減額でございますが、当初予算におきまして、保険料全体の80%を特別徴収として、20%を普通徴収と見込みましたが、平成19年度から遺族年金と障害年金受給者も特別徴収の対象となりましたことから、特別徴収は10ポイント増の90%に、普通徴収は逆に10%減の10%程度となる見込みとなりました。また、これに加え、12月までの賦課実績と1月から3月までの65歳到達者等を勘案し、補正するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、3目地域支援事業手数料、2節包括的支援事業・任意事業手数料75万5,000円の減額は、後ほど歳出でご説明いたしますが、包括的支援、任意事業として実施しております配食サービスや、おむつを支給するための家族介護用品支給事業の事業費に減額補正の必要が生じたので、配食サービス事業の個人負担分28万6,000円とおむつ支給分個人負担46万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分の2,940万7,000

円の減額は、12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込み、制度に基づき国への変更申請額にあわせ減額補正するものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分196万円の減額は、制度に基づき国への交付申請額にあわせ減額補正するものでございまして、保険給付費の6.85%を見込んだものでございます。

4目システム改修費補助金、1節システム改修費補助金61万2,000円の増額につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴うもの、また、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長するため必要となりますコンピューターシステムの改修に対し、国からの補助金を受け入れるものでございます。

4款支払基金交付金、1目介護給付費負担金、1節現年度分4,152万6,000円の減額でございますが、12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込み、制度に基づき支払基金への変更申請額にあわせ、減額補正をするものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分77万1,000円は、12月までの給付実績と1月から3月までの支給額を見込み、制度に基づき県からの追加交付を受けるものであります。

なお、国と支払基金の負担額が減額するのに対して、県負担金を増額補正いたしますのは、負担金の所要額調査の時期がずれていたため、国と基金の負担金計算の基礎数値と県の基礎数値の乖離が生じたためでございまして、これらにつきましては平成20年度において精算するものでございます。

7ページでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節介護給付費準備基金利子29万6,000円は、介護給付費準備基金9,138万8,000円に係る利息でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節介護給付費現年度分1,073万6,000円の減額は、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス給付費にそれぞれ補正の必要が生じたため、制度に基づき減額補正するものでございます。

2目地域支援事業繰入金、2節包括的支援事業・任意事業87万4,000円の減額は、配食サービス、家族介護用品支給事業にそれぞれ補正の必要が生じたので、制度に基づき町が負担すべき額の減額補正をするものでございます。

3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金17万4,000円は、給与改定による職

員給与等の増額でございます。

2節事務費繰入金491万円の減額は、要介護認定に係る主治医意見書手数料と要介護認定調査委託料のそれぞれに補正の必要が生じたため、制度に基づき一般会計から繰入金を減額するものでございます。

2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金836万4,000円の減額は、前年度繰越金の充当や介護サービス給付費の減額等により、基金から繰り入れることなく介護保険会計の運営ができる見込みとなりましたので、計上させていただきました額の全額を減額補正するものでございます。

9款1項1目1節繰越金6,049万7,000円につきましては、精算による前年度繰越金の計上でございます。

以上、歳入補正総額は3,236万8,000円の減額でございます。

8ページでございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の黒丸、一般職給与費17万4,000円の増額は、給与改定に伴う職員給与費の調整でございます。

また、次の黒丸、一般管理費126万円につきましては、後期高齢者医療制度創設と介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで継続することに伴うコンピューターシステムの改修費用でございます。

3項介護認定審査会費、2目認定調査費等の減額は、当初見込みに比較して申請件数が減少していることが要因となっております。具体的には546万5,000円の減額となるものですが、12節役務費の要介護認定に係る主治医意見書の作成件数が減少したことにより159万3,000円の減額を。また、13節委託料の介護認定調査委託料は、申請件数の減少に加え、町職員が直接調査を行っております新規の申請に対する調査が多くなり、結果として施設へ委託して実施する調査件数が大きく減少したため387万2,000円の減額補正をしようとするものでございます。

なお、介護認定は、6カ月ごとの更新が基本ですが、症状が固定している場合は認定期間が最高で2年まで延長可能となっていることも影響しているものと思われま。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金2,674万6,000円を増額計上するものであります。内訳は、居宅介護サービス給付費に1,534万3,000円を追加し、一方、地域密着型介護サービス給付費につきまして2,170万

1,000円を減額することといたしました。また、居宅介護福祉用具購入費117万円、居宅介護住宅改修費は110万1,000円を、それぞれ実績から推計して追加補正するものでございます。

9ページでございます。

居宅介護サービス計画給付費を3,083万3,000円増額する補正ですが、当初は平成19年4月から新たに実施される介護予防サービスへの移行などを考慮し、介護保険事業計画に沿い、前年度と比較して減額計上したところですが、介護予防事業が始まったばかりということもあり、予防給付への移行が少ないという実態から予算に不足が生じたので、追加補正をさせていただくものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金1億1,772万1,000円の減額ですが、内訳は、居宅介護予防サービス給付費が1億151万8,000円の減額、地域密着型介護予防サービス給付費が361万7,000円の減額、介護予防サービス計画給付費は1,258万6,000円を減額しようとするものでございます。

先ほども介護予防事業に触れましたが、介護保険制度の改正により、平成19年4月から新たに要支援1と要支援2という区分ができ、この区分に該当した人へは要介護1以上の、いわゆる要介護状態にならないための介護予防サービスを提供することとなりました。平成19年当初予算の計上に当たりましては、介護保険事業計画に沿った予算計上をしたところですが、実態としては事業が始まったばかりということもあり、事業計画に見込んだ利用者数より少ない状況で推移しております。

また、要支援1、要支援2の認定を受けた方は、日常生活上不便は感じながらも比較的症状が軽いため、介護サービスは利用しないという傾向が見え隠れしておりまして、これらの要因により予防サービス給付費が大幅な減額となったものでございます。ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、12節手数料31万円の減額は、国保連合会へ支払う審査支払手数料を減額しようとするものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金594万円の追加につきましては、低所得の施設入所者への食事、居住費を補てんする特定入所者介護サービス費に不足が見込まれるため、増額補正しようとするものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節介護給付費準備基金積立金6,203万1,000円は、介護給付費準備基金利子31万4,000円と前年度繰越金の未充

当分6,171万7,000円の合計6,203万1,000円を基金に積み立て、今後の介護保険運営の財源に充てようとするものでございます。

10ページをごらんください。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、19節負担金補助及び交付金・地域包括支援センター補助金70万5,000円の減額は、平成19年4月に開設した横芝光町地域包括支援センターの活動の足となります車両の購入価格が129万5,000円であり、確定しましたので減額補正しようとするものでございます。

2目任意事業費、13節委託料431万8,000円の減額は、高齢者配食サービス事業の131万円の減額と家族介護用品支給事業、紙おむつでございますが、この300万8,000円を減額補正しようとするものでございます。

以上、歳出補正総額は3,236万8,000円の減額でございます。

以上をもちまして介護保険特別会計補正予算の補足説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第19号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について、補足説明いたします。

補正予算書の第1ページ、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,675万4,000円とするものであります。

それでは、6ページをお開きください。

まず、歳入であります。給与改定に伴う担当者の人件費を補うため21万7,000円を一般会計から繰り入れてもらうものであります。

5款の諸収入であります。平成13年から平成16年分に係る消費税の課税方法に誤りがあったとして、国税局から還付がありましたので受け入れるものであります。

次に、7ページの歳出であります。1目一般管理費、先ほど申し上げましたように、職員の給与分21万7,000円ほか、19節までが人件費であります。

先ほど申し上げました国税局の誤りによって還付される634万6,000円を、一般会計に繰り戻すため計上をさせていただきました。

極めて簡単ですが、農業集落排水特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第20号について、食肉センター所長、土屋文雄君。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、議案第20号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

1ページ、お願いをいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億967万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、5款繰越金260万円を追加し、2,882万1,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費に100万円を追加し、8,633万3,000円とするものであります。追加の理由につきましては、給与改定に伴います職員9名分の人件費の調整でございます。

続きまして、2款1項1目施設管理費に160万円を追加し、6,419万8,000円とするものでございます。

11節需用費の燃料費で60万円、光熱水費で100万円を追加するものでございます。追加の理由につきましては、昨今の原油価格高騰による影響でございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第20号の説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第21号について、病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第21号 平成19年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

資料は、こちらの平成19年度横芝光町病院事業会計補正予算（案）、これをごらんいただきたいと思えます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第2条の収益的収入及び支出予算におきまして、収入、支出ともに既決予定額の13億559万4,000円に100万円を追加し、13億659万4,000円とし、第3条の資本的収入及び支出予算では、収入、支出ともに既決予定額の1億3,233万2,000円に25万円を追加し、1億3,258万2,000円に補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、4ページの補正予算説明書を、こちらをごらんいただきたいと思えます。

収益的収入及び支出の予算の収入で、1款病院事業収益、2項医業外収益、3目負担金交付金が100万円の増額です。これは、国庫特別調整交付金の運営費分が交付されることに決定したことによるものでございます。

支出につきましては、非常勤医師の賃金を100万円増額するもので、昨年12月に退職いたしました内科医師の補充のために確保いたしました非常勤医師の給料分に充当しようとするものであります。

続きまして、5ページの資本的収入及び支出予算をごらんください。

X線一般撮影システムほか医療機械等の購入額が確定したことと、それらに係る国保調整交付金の額が決定したことに伴いまして、企業債収入で242万5,000円を減額し、補助金収入で267万5,000円を追加し、建設改良費の支出で25万円の追加をお願いするものでございます。

以上、平成19年度病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（八角健一君） ここで休憩いたします。

再開は3時25分です。

（午後 3時10分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

議長（八角健一君） 議案第23号ないし議案第29号の平成20年度会計予算については、町長の提案理由説明及びさきの全員協議会において内容等をご理解いただいているものと思えますので、担当課長の説明を省略いたします。

続きまして、議案第30号について、総務課長、林英次君。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） それでは、議案第30号につきましてご説明をさせていただきます。

議案第30号は、横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。議案つづりの43ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 横芝光町教育委員会委員の任命について。

次の者を横芝光町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所は、横芝光町横芝2233番地、氏名、伊藤清美、生年月日、昭和37年2月26日。

平成20年3月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、平成19年6月22日から1人欠員となっております教育委員会委員に、横芝光町横芝2233番地、伊藤清美、46歳を任命するに当たりまして、議会の同意を得る必要があることからこれを提案するというものでございます。

なお、今回の任命に当たりましては、国の法律の一部改正に伴いまして、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないとの規定を受け、地域性を考慮し、横芝中学校区の保護者でPTA等の活動経験もあり、現在学習塾を営んでいる伊藤氏を推薦するというものであります。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第31号について、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） 議案第31号 横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約を締結するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、去る2月25日に11社の参加による受注希望型競争入札を行い、新日本測量設計株式会社が入札書比較予定価格5,355万円に対しまして、入札書記載価格2,940万円で落札候補者となり、同日に資格審査を行い、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えました3,087万円を契約金額とし、千葉県成田市花崎町142番

地3、新日本測量設計株式会社成田支店、代表取締役成田支店長兼務安里光雄を契約の相手方として委託契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格を公表し、最低制限価格を設けないで実施いたしました。他社の入札状況につきましては既にご案内のとおりでございますので省略をさせていただきます。

以上、横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

休会の件

議長（八角健一君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

3月5日及び3月6日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、3月5日及び3月6日は休会と決定いたしました。

散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

3月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）

## 平成20年第3月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成20年3月7日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

|     |   |   |   |   |   |     |    |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 杉 | 森 | 幹 | 男 | 君 | 2番  | 森  | 川 |   | 忠 | 君 |   |
| 3番  | 實 | 川 |   | 隆 | 君 | 4番  | 川  | 島 |   | 仁 | 君 |   |
| 5番  | 齊 | 藤 |   | 隆 | 君 | 6番  | 若  | 梅 | 喜 | 作 | 君 |   |
| 7番  | 川 | 島 | 富 | 士 | 子 | 君   | 8番 | 鈴 | 木 | 克 | 征 | 君 |
| 9番  | 野 | 村 | 和 | 好 | 君 | 10番 | 山  | 崎 | 貞 | 一 | 君 |   |
| 11番 | 伊 | 藤 | 囿 | 樹 | 君 | 12番 | 嘉  | 瀬 | 清 | 之 | 君 |   |
| 13番 | 川 | 島 |   | 透 | 君 | 14番 | 鈴  | 木 | 唯 | 夫 | 君 |   |
| 15番 | 八 | 角 | 健 | 一 | 君 | 16番 | 川  | 島 | 勝 | 美 | 君 |   |
| 17番 | 越 | 川 | 輝 | 男 | 君 | 18番 | 越  | 川 | 洋 | 一 | 君 |   |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 佐 | 藤 | 晴 | 彦 | 君 | 理 | 事 | 鈴 | 木 | 孝 | 一 | 君 |   |   |   |   |   |   |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 林 | 英 | 次 | 君 | 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 林 | 新 | 一 | 君 |   |   |
| 環 | 境 | 防 | 災 | 課 | 長 | 布 | 施 | 勇 | 君 | 税 | 務 | 課 | 長 | 並 | 木 | 俊 | 郎 | 君 |   |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 高 | 蝶 | 文 | 徳 | 君 | 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 高 | 埜 | 広 | 和 | 君 |

|             |           |         |             |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 都市建設課長      | 瀬 理 和 夫 君 | 福祉課長    | 山 本 照 男 君   |
| 健康管理課長      | 実 川 薫 君   | 食肉センター長 | 土 屋 文 雄 君   |
| 東陽病院<br>事務長 | 田 鍋 悦 央 君 | 会計管理者   | 海 保 清 一 郎 君 |
| 教 育 長       | 海 保 教 之 君 | 教 育 課 長 | 小 堀 正 博 君   |
| 社会文化課長      | 越 川 岳 君   | 監 査 委 員 | 大 木 國 臣 君   |

職務のため出席した者の職氏名

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 實 川 裕 宣 | 書 記 | 須 合 京 子 |
|-----|---------|-----|---------|

## 開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

## 一般質問

議長（八角健一君） 日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

齊 藤 隆 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆君。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

5番（齊藤 隆君） おはようございます。

議長のお許しを得まして、大綱2点について一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

先日、議員の皆さん、町長初め役場職員の皆さん、さらには町内外の多くの方々からご協力をいただきました匝瑳市の大木まさたか君であります。当初の目標金額を上回る1億4,000万円ほどの募金が寄せられました。まことにありがとうございます。まさたか君は去る3月4日にアメリカ、カリフォルニア大学ロサンゼルス校のメディカルセンターに向け旅立ちました。多くの方々にご支援、ご協力をいただき、治療のチャンスを与えていただきましたことに改めて感謝申し上げます。今後、検査を受け、ドナーを待つこととなりますが、皆さんとともに手術の成功をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

初めに、町民の多くが関心を持っている地域医療についてお伺いいたします。

最近では、医療崩壊の報道が多く、医師不足や救急車のたらい回しなど全体の医療環境に対する心配が起っております。私が一般質問を通告した2月12日時点では、九十九里地域医療センター構想に関する議員全員協議会での説明会が予定されておりました。しかし、15日に6市町長会談で白紙撤回が決められました。19日に行われた全員協議会で白紙撤回に至る説

明をいただいた際に、今後、新たな枠組みでの協議再開の話も出ているとのことでした。その見通しをお聞かせいただくつもりで一般質問の準備をしていましたが、おとといには東金市、大網白里町、九十九里町の3市町で新構想検討との新聞報道がありました。このように早いスピードで事態が変化しておりますが、今後の見通しについてご説明願います。

現実的には当面は単独で東陽病院を運営していくわけでありますが、どのように運営されていられるのか、お伺いいたします。多くの町民が心配している医療の問題でありますので、積極的に情報公開し、住民の皆さんの安心を得るべく周知されてはいかがでしょうか。

また、医療再建を図るべく自治体病院の再建を国が支援する対策が始まっております。これは東陽病院に当てはまるものなのでしょうか。また、よりよい医療の提供につながるものなのでしょうか。お伺いいたします。

町長は、12月議会での答弁で「病診連携と医福連携を図り、医療・介護の質の向上に努め、町民の健康を守るセーフティーネットを築く」と強い決意を示されましたが、多くの町民からも大変期待されております。そこで、どのような方策をとられるのか、具体的にわかりやすい説明を願います。

次に、学校と家庭、地域社会との連携についてお伺いいたします。

子供は地域の宝と言われ、国の教育再生会議では「社会総がかりで教育再生を」と題して報告をまとめています。改正された教育基本法を踏まえ、国家100年の計と言われる教育も改革のかじを切るものと思いますが、横芝光町の教育行政はどのように変わりますでしょうか。

また、12月議会、山崎議員からの「少子化時代に沿った小学校区の再編について」の質問に対して、保護者の方々から大きな期待と、また不安の声も上がっております。近隣の匝瑳市と多古町でも学区再編が進められ、非常にタイムリーな問題提起であり、関心が高まっております。長い歴史と伝統があり、地域に根ざした学校の再編であることから簡単にできるとは考えられませんが、何事も最初の一步から始まります。今後、どのような検討を重ねていくのか、特にいつごろになるのかということに関心が高まり、保護者の多くの方々を知りたがっておりますので、全体の計画をお示しく下さい。

2点目として、行財政改革についてお伺いいたします。

平成20年度予算がこの3月定例会に上程されておりますが、予算編成の上で特に重点を置いた点や事業について解説願います。

町長は、町民に元気を告げようとしてか、新年会や各種会合などで「新年度予算は100

億円を超える」とか「合併をしたおかげでこんなに大きな規模の予算が組める」などと発言されています。町民の方々に途中経過を報告されることは、開かれた町政運営やきめ細かな情報公開の面からも町民の方々に高く評価されていました。ただ、人口が倍の大網白里町と同じ規模の予算が使えるという点については意見が分かれるところでもありますので、意味を町民にご説明願います。

次に、国が進める新会計方式の導入であります。町の対応はどのように考えていますか。これに対するメリットとデメリットとあわせてお示してください。

最後に、産業振興課に新設される商工観光班についてお伺いいたします。

私は、合併前から商工観光課の新設を提案しておりましたが、大きな前進であると思います。町発展のために大いに期待いたしておりますが、どのような役割を持って活躍するのかお伺いして、壇上からの質問といたします。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めまして、おはようございます。

それでは、齊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、学校と家庭、地域社会との連携については教育長から、また、新会計方式導入については企画財政課長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めに、安心安全なまちづくりについてのご質問のうち、地域医療について今後の運営について、病診連携、また医福連携の具体策についてお答えをいたします。

まず、地域医療の問題でございますが、平成15年度から計画策定が進められてまいりました九十九里医療センター計画が、ご承知のように関係市町の意見の一致が見られずに白紙撤回となったところでございます。このため、今後、横芝光町の医療をどのように確保していくかという新たな課題が発生したわけでございます。新聞報道によれば、東金市は新たな枠組みで早急に医療体制の再構築を検討したいというような意向であるようでございますが、当町におきましては、地理的な問題からもその計画に加わることは考えにくいかと考えているところでございます。しかしながら、昨年12月に総務省から示されました「公立病院改革ガイドライン」によれば、二次医療圏等の単位で病院の経営主体の統合を推進することとされていることから、東陽病院のあり方につきましても再編、ネットワーク化も念頭に置きな

から検討していくことが必要であると認識しているところでございます。

また、東陽病院の今後の運営方法については、先ほど申し上げましたような病診連携と医福連携の具体策についてということでございますけれども、病診連携につきましては、東陽病院におきましては開業医の先生からの患者紹介や三次救急病院である旭中央病院との連携により、ある程度確保ができているものと考えておりますが、今後は「公立病院改革ガイドライン」に基づく改革プランにおいて医療関係ごとの機能分担についても整理して検討するつもりであります。また、医療と福祉の連携でございますが、現在も東陽病院では、町内の2カ所の特別養護老人ホームと2カ所の養護老人ホームの協力病院を務めておりまして、病院の入院患者や在宅で訪問看護を受けている方々につきましては、ソーシャルワーカーが施設や地域包括支援センター等との連携を図りながら、医療・福祉を必要とする方々に対するサービスの調整にも努めているところでございます。

次に、行政改革についてのご質問でございます。

まず、平成20年度の予算編成で特に重点を置いた点や事業でございますが、昨年10月にお示した予算編成方針では、町税を初めとする自主財源確保が非常に厳しい状態から、昨年度に引き続き、限られた財源の重点的・効率的な配分に徹することを基本として予算編成に努めてまいったところでございます。

合併3年目となる平成20年度当初予算では、策定しておりました横芝光町総合計画との整合を図りながら、合併協議に基づく事業を最優先課題として取り上げ、重点的な予算配分を行っております。おかげをもちまして議会のご理解をいただきながら実施してまいりました各事業については、順調に進捗しているところでございます。とりわけ横芝中学校校舎改築事業につきましては、平成20年度に校庭整備工事を実施する予定としており、来年2月の完成を目指し整備を進めることとなっております。また、新町の基幹道路となります新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、(仮称)長塚・北清水架橋・取付道路整備事業等の交付金事業を初めとする篠本・新井地区経営体育成基盤整備事業についても、平成25年までの債務負担行為を設定させていただきながら事業を進めてまいる予定でございます。

次に、人口が倍の大網白里町と同じ規模の予算が使える意味はとのご質問でございますが、これは合併に伴う臨時財源を最大限に活用しながら事業を進めていく結果として100億円の予算規模となりましたことを、合併による臨時財源のない大網白里を引き合いに出して話をさせていただいたものでございます。本会議に提出させていただきました平成20年度一般会計の予算規模は103億3,200万円、このうち合併特例債を充てる事業は横芝中学校校舎改築事

業で19億5,000万円、町道 - 12号線道路改良事業で400万円、新粟嶋橋架橋取付道路整備事業で約7,000万円、(仮称)長塚・北清水橋架橋・取付道路整備事業で約6,000万円、町道2258号線道路改良事業でおおむね7,000万円となっておりますので、これらの事業費を除きますと82億2,300万円の予算規模となりますことから、合併に伴う財政支援や道路整備交付金等の国庫補助金を活用しながら新町としての基盤づくりを進めている結果として100億円を超える予算規模になっていることをご理解いただきたいと思います。

次に、産業振興課に新設される商工観光班が町発展のためにどのような役割を持って活躍するのかというご質問でございます。現在、産業振興課産業班は、農林水産商工業、消費者行政、観光など、恐らくすべての町民に何らかの形でかかわる事務を所掌しておるところでございます。国や県における施策は多種多様にわたり、数えれば切りがないほど細分化されており、専門的になってきております。また、情報化、国際化等の進展により住民ニーズも日々高まっており、そういうような中で商業の活性化、工業の振興、水産業の振興、消費者行政の充実、観光の振興などの分野、いわゆる商工観光分野では横芝光町の活性化を図る意味からも農業と並んで中心となるべき分野であり、それぞれが独立して対策に当たることが重要であると判断をいたしましたところでございます。

特に、商業の振興といたしましては、商工会が行う各種振興支援事業に補助をしているところであり、商工会は地元企業の経営基盤強化、地域商工業の総合的発展、住民福祉の向上に貢献すべく、経営改善普及事業、地域総合振興事業などの対策を独自で講じているところであり、また、一店逸品運動を展開し、ホームページで紹介するなど振興を図っているところでございます。しかしながら、個人消費の回復に強さが戻らず、購買力は大型店に流出し、個人商店は大変厳しい経営状況となっており、後継者不足も相まって事業所数は減少しているところでございます。このような状況の中、より一層商工会と連携を密にし、地域の特性を生かした産業のまちづくりを目指し、努力してまいり所存でございますので、齊藤議員におかれましてもご理解とご協力をお願いを申し上げ、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長(八角健一君) 教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長(海保教之君) おはようございます。

それでは、齊藤隆議員の安心安全なまちづくりの3点目、学校と家庭、地域社会との連携

についてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのように、近年、科学技術の進歩、核家族化、価値観の多様化、規範意識の低下等、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。これらのさまざまな課題に対応するため、約60年ぶりに教育基本法が改正されたのは皆様にご存じのとおりだと思います。改正教育基本法では「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの普遍的な理念を大切にしながら、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にしています。この教育理念に基づき、学校教育法では義務教育の目標の新設、各学校種の目的・目標の見直し、副校長・主幹教諭など新たな職の設置などが示されております。教職員免許法では、教員免許更新制度の導入、指導力不足教員の人事管理の厳格化などが打ち出されております。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実などが挙げられており、学校教育の一層の充実が図られるものとなりました。

しつけも何もすべて学校がやらなければならない状況は本来の学校の姿ではなく、学校が本来やらなければならないことがおそれられるようになってしまいうおそれがあるという判断から、このたび千葉県教育委員会が打ち出した「千葉県教育の戦略的ビジョン」“みんなで取り組む千葉の教育”でも4つの柱の1つに、家庭・学校・地域連携による教育力の向上が挙げられております。議員のご指摘のとおり、今こそ学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確に見直すことが人間教育に大事だと考えられております。そのためにも学校は社会に対して「開かれた学校」の構築のため、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域とともに子供たちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけることが極めて重要だと考えております。そういう意味からも学校の方針や取り組み、児童・生徒の現状等の情報発信や学校評価やアンケートの実施、公表の促進は不可欠であります。

また、今回、地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正を受け、本議会においても教育委員選任議案を提出させていただきました。教育委員に保護者を登用することが本年4月1日より義務化されております。これらを受け、今後さらに教育委員会としてもさまざまな意見、評価をいただきながら、子供たち、保護者の視点に立ち、制度や取り組みの見直しを進める中で、学校の教育力を高め、次代を担う子供たちをはぐくむための環境を整え、地域に密着した教育行政を推進していきたいものと考えております。

次に、少子化時代に沿った小学校区の再編についてのご質問ですが、昨年12月議会で山崎議員のご質問にお答えしたように、全国では少子化に伴って学校1校当たりの児童・生徒数が減り、統廃合を進める自治体がふえております。これは学校の教育活動をより効果的にす

るためには複数学級の学年編成が望ましく、多様な集団の中で人間関係を含めた子供たちの成長を図っていくことがねらいであります。また、限られた予算の中でより安全で安心な学校づくりという面からも大きなメリットがあります。ただ、齊藤議員がご指摘のとおり、学校は単に子供の教育を行うだけではなく、それぞれ長い歴史と伝統があり、地域活動の拠点の1つでもあります。また、災害時には避難場所となるなど、実際には多様な機能を持っております。それだけに軽々に判断できる問題ではありませんが、決して避けては通れない問題であることも確かであります。

本町の現状を申し上げますと、前後の2学年で児童数が16名以下で編制される複式学級が心配されるのは、今の段階では数年先の日吉小学校や南条小学校、大総小学校が考えられますが、ただ、近隣市町村では複式学級への対応として、担任を持たない教員を活用して学級の維持を図ったり、市町村採用の講師を派遣して対応したりしているところも事実です。したがって、複式学級の有無が即学校の統廃合ということではありません。今後も統廃合へ向けた具体的な動きについては、人的環境、物的環境等々さまざまな視点及び文部科学省の方向性を十分に参考にし、より効果的な教育環境の構築に向けて、保護者や地域の実情に配慮しながら慎重に検討を重ねていきたいものと考えております。

以上で齊藤議員への回答です。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） おはようございます。

それでは、私のほうから行財政改革についての3点目、新会計方式の導入につきましてご答弁させていただきます。

公会計制度改革とは、現金主義、単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対しまして、発生主義、複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのことで、平成18年8月に策定されました「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」で公会計制度の取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は平成21年秋をめどに、また、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は平成23年秋をめどに情報の公開に取り組むこととされております。

企業会計手法導入のメリットといたしましては、一般的には財務諸表を作成することによって所有している資産や返済すべき債務などを把握することができ、全体像が理解されやす

くなると言われております。

なお、公会計制度における会計手法といたしましては、基準モデルと総務省方式改定モデルの2種類のほか、東京都など独自の方式をとっているものもございまして、今後、統一した指針が示されるものと考えております。当町におきましては、平成23年秋にはいずれかのモデルにより決算を公表することが義務づけられておりますので、近隣市の取り組み状況を参考としながら取り組んでまいり所存でございます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆議員。

5番（齊藤 隆君） それでは、自席での再質問をさせていただきます。

初めに、医療問題についてであります。今、町長からも答弁ありましたように、この横芝光町というのは、いかんせん旭中央病院に頼らざるを得ないのかなという思いが私もしております。その中で医療圏がまた変更されます。今は山武、印旛の医療圏であります。これが夷隅、長生、山武という医療圏と変更される計画であります。その時点においても、現在の旭中央病院との関係が今までのように良好に保てるものなのか、そういう点が1つ心配であります。その点については今後どのようになるのでしょうか。

それと、今、地域支援センターやソーシャルワーカーの活用ということが答弁でもありましたけれども、いかんせんまだ町民の中にその利用の仕方なりがうまく伝わっていない。せっかくこれだけのセンターを設けてバックアップの体制はとられているとは思いますが、町民の方々の利用が非常に結びつく場面が少ないのではないかなというふうな面を感じます。この辺、うまく活用されるようにどのようにしたらいいのか、あわせてお伺いしたいと思います。

それと、東陽病院についてでありますけれども、大きな流れの中で、今、町長言われたように、東金、九十九里、大網3市町で進められる新しい枠組みとは地理的な問題もある。つまり山武市をはさんでということではないかと思っておりますけれども、そういう面から即その3つの市町との協議には進みづらいのではないかなというふうには考えますが、行けない場合には東陽病院をどのように活用するかというのが大きな問題ではないかと思っております。東陽病院運営検討委員会というのが設置されておりますけれども、そういう場でもいろいろ協議されているのではないかと思っておりますが、どのような検討がされているのか、ありましたらお伺いしたいと思っております。

それと、健康面についてでありますけれども、病診連携、医副連携、なかなか難しいと思

います。そんな中で町民の中では自己防衛として地域に、身近なところにかかりつけ医を設けて、何かあったら、すぐそちらを利用する。そこから大きな病気なり検査というのは紹介をしてもらうというように自己防衛をされている町民の方も中におられます。こういうのをどんどん進めることが東陽病院と地域の病院との連携をつなげることにもなるでしょうし、また、東陽病院で手に負えないものは大きな病院へというこの連携づくりのためにも、このかかりつけ医というのを進めるようにしてはいかがかと思いますが、その点もお伺いいたします。

それから、先ほどの100億円の予算についてであります、約20億円程度合併関係の大きな事業が組まれており、それが基本的な部分を押し上げているというふうに私も判断しております。ただ、逆に町民の中には、町長が商人としての経営感覚を発揮して、人口半分なんだから半分でもできます、それはちょっと大げさではありますけれども、より経営的な感覚で町の財政を切り込む、さらにはスリムにしてくれるのではないかという期待があることが先ほどの私の質問になっております。その点について、町長、今後もどのように町を運営されていくのかについてお伺いいたします。

教育関係についてであります、今、教育長お話しいただいたように、教育力の向上のためにも学校、家庭、地域との連携というのが非常に大事になってくると思います。そんな中で学区再編に関心があるんですけども、心配な点をされているのが、この話が出るときに経費節減が議論の先に出てくるということがあります。結局、当事者である児童・生徒を重視してほしいということが保護者の中からも出ておりますので、そういう点を丁寧な進め方をお願いしたいと思います。教育長も横芝中学校の校長として困難な状況の建て直しにご尽力をいただいてきて、現場の状況をだれよりも熟知されていると思いますが、現在は執行部側ということ言いたいとも言えずにご苦労されているんじゃないかなと思います。現在の横芝中学校の建設においても、現場の声を要望として出させていただいている自分とは若干意見の合わない場面もありますけれども、根本は地域の子供たちのためという点で、この1点は間違いなくお互い一致していると思いますので、これについては議論を深めさせていただきたいと思います。特にこの学区再編に当たっては、繰り返しになりますけれども、丁寧な説明と地域住民に対する情報交換、意見交換というのをさせていただきたいと思いますが、その点についてあわせてお伺いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、自席から2回目の答弁をさせていただきます。

まず、最初の医療圏の再編について、その整合性と今後の東陽病院の病院問題の3点目の活用法、検討委員会のことについては質問がリンクしているように思いますので、一緒に答えさせてもらいますけれども、確かに山武、長生、夷隅の医療圏の再編があったわけですが、これと地域での医療のネットワーク化というのは、本来、私どもは別に考えております。その地域地域に合ったものと医療圏の再編の問題というのは、県の事務的な部分の医療圏というものも一番メインにあってこの再編がなされているのではないかなと私どもは認識している中で、地域の医療というのは、その地域地域の特性、現実の問題の中にどういう医療体制があるのかというものが一番肝要な中で進めていかなければならないのではないかなと思っていますので、先ほども壇上からも答弁をさせていただきましたけれども、旭中央病院も慢性的にベッドが満床になっている状況で、急性期を終えて安定期に入った患者さんを東陽病院で受け入れている状況がここ数年間続いておりまして、そういう部分で私どもで手術をお願いしたいものは旭中央病院をお願いして、慢性期、ある程度安定していれば東陽病院に入院をしてもらうというような連携を現在図っておるところで、それをなお一層強くできるようにするのも東陽病院の運営方法の大きな1つになるのではないかなと考えております。

それとまた、検討委員会においては、今までは特に九十九里医療センター構想の話がどうしてもメインになって、それについて東陽病院の位置づけについて我々は検討してまいったんですけれども、結果、東陽病院としては東陽病院が独立して進めていく方法を考えようというような検討の中で、結論的には旭中央病院との連携が一番ベターではないかというような結論を見出しているところでございます。

次のソーシャルワーカー、地域包括センターの活用のご質問ですが、今のソーシャルワーカーが非常に頑張ってくれていまして、そうした部分、先ほど言った老人ホームとの連携の問題の中で、町民の中からも医療制度改革の中で病院にずっと、社会的入院という言葉が今出ていますけれども、そうしたような人たちに対してどうしたらいいかというものに対してソーシャルワーカー、斉藤君という若い男の子が今頑張っておるところでございますけれども、正直なところ余り頑張り過ぎて病床利用率が下がってしまうというような、その辺の不均衡が出たりするところもあるんですけれども、頑張ってくれております。

また、地域包括支援センターについては、山本課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

あと、東陽病院の今後のというか、今現在、町民との連携、病院が地域医療の役目をなす

ためのかかりつけ医院の問題とかについては、現在、東陽病院は院長を筆頭に往診ということもやっています、この100床規模の病院で往診を対応している病院というのは余り耳にしたことがないんですけれども、今現在、ほとんどは町内が中心ですけれども、80名ぐらいの町内外の往診をしております。それも、あえて町内については外来で来てもらったのと同じ料金でやっている。そういうような状況の中で非常にありがたいがられているところもございますので、ひとつご報告をさせていただきたいと思っております。

それと、100億円の規模の問題でございますけれども、これは先ほど答弁申し上げましたとおり、要するに合併したのとしらないのではこれだけの差があるんだということを内外に知らしめたいというのがまず1つでございます、その次は経営手腕の問題でございますけれども、国・県の補助金をもらうことにより基盤整備部分をやる上で、この横芝光町にとって千載一遇のチャンスでございますこの予算を、それこそ最大限に利用することがこの町の将来のためにつながるものと確信しております、実際その予算を獲得した中でもこの1年間、入札制度についても検討、改革を繰り返しながらやってきておるわけでございまして、いろいろな部分でまだまだ完全なものというわけにはいかないのかと思いますけれども、そういう部分でも努力しながら、まちづくりというものを、ただ単に節約すればいいものでもなく、そういう部分がそれこそ経営なのかなというように認識していますので、そうした部分で将来にわたるこの横芝光町の財政を勘案しながら今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上で答弁とかえさせていただきます。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 齊藤議員さんの質問の中にありました小規模学校の将来的な展望なのでありますけれども、ただいまのお話の中に私も学校現場、36年間学校にありましたので、子供は好きでありまして、子供のためにできればという基本的な概念は決して忘れ去ることはありません。ただ、現在の社会状況の中で小さな学校、親たちも、この学校で子供たちが集団ゲームも何もできなくていいのかなという心配、同時に家族的でよかった、こういう学校でいいんだという気持ち、二通りがあります。そして、国のほうは、平成25年までに1,000校の統廃合を目指すというような考え方を過日新聞報道で出ておりました。しかし、それはあくまでも国の政策であって、我々この町として、今の子供たちにとってどういう教育環境が一番いいのかということは、子供を持つ親、そしてその地域の方々からよく意見を聞いて、それを考えながら、子供にとって一番よい教育環境をつくっていききたい。ですから、

必ずしも小規模学校だから統廃合、統合しなければならないとか、あるいは廃校にしなければならないとかということは現在私どもでは考えておりません。多分この5年間ぐらいが国の中での大きな動きがあるのではないかなと思っておりますけれども、その動きに合わせながら、特にうちの町の場合には、先ほど示しました何校かの小規模学校については、地域の住民、そして子供たち、それに携わる教師の意見等を十分に参考にしながら考えていきたい。子供にとって、この学校で学んでよかった、安心して学べる安全な学校づくりを目指すのは教育行政の基本でありますので、その辺をご了解いただければと思います。

なお、学校教育というのは、先ほど立場は違ったということであれなんですけれども、私は、経済的な予算だけで考えるというよりも、子供にとってよい学校をつくるためにはどうしたらいいのかなと。それも、今、横芝中学校をつくっておりますけれども、三百数十名の子供たちがいろいろな特色ある学校の中で学んでいくための最先端の設備をあそこで備えてあげたい。ですから、まず内部環境をしっかりとそういうものにしてあげたいと思っております。決して今度はお金がないからできないんじゃないなくて、無理をしても財政当局にお願いをしながらやっていくということを考えております。ただ、それはあくまでも360名の子供たち、すべての子供たちにとって、こんな施設で、こんなところで学習ができてよかった、美術室の机一つ見ても、あるいは図書館の冊子を見ても、あるいは家庭科室のすべての器材を見ても、最先端のこれでよかったんだと思えるような環境設備を整えていきたいというふうに考えております。

小規模学校については、子供たちにとって決してマイナスにならないように、今後とも我々もしっかりと頑張って調査、住民の意見を聞いていきたいというように考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 先ほど地域包括支援センターについてご指摘をいただきました。第二松丘園の中に地域包括支援センター業務を委託いたしまして、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士によって事業を行っております。事業は、皆さんご案内のように、介護予防を行っていくというのが最大の目的でございますが、そのほかにも病院と福祉の連携というものもございます。平成20年度、新年度に介護保険事業計画を見直しをいたしますので、その前段として現在アンケート調査を行ったわけでございますが、議員ご指摘のように、認知度はおよそ4割程度ということになっておりますので、このPRを十分に行っていく必要があるというふうに認識しておりますので、その辺は意を用いていきたいと思っております。

ちなみに実績でございますが、介護予防のためのプランの作成につきましては472件、相談業務は、総合相談、権利擁護あるいは虐待の相談であるとかいろいろございますが、これらが86件。平成19年度から事業を行っているわけでございますが、現時点でそのような数字になっております。ただ、これが多いか少ないかといえますと意見が分かれるところだと思っておりますので、十分PRをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） ありがとうございます。

それでは、今、教育長から子供のためにという基本的な理念は変わらないということで伺いましたので、私も安心しました。今後とも子供たちのためということでよろしく願いいたしたいと思っております。

それから、町長から、町の運営は経営だということで意気込みを伺いましたけれども、そんな中でいろいろな面で経費の削減は言うまでもありませんが、町としての収入をふやすということも経営の1つではないかと思っております。そんな中に今、Jリーグサッカーのジェフの傘下にあります女子のチームから、横芝光町で練習であるとか試合の開催をというようなオファーがあるようです。町の施設を利用させてほしいということでありますので、いろいろ難しい問題はあるかとは思いますが、選手が練習に来る、試合に来るということになれば、当然応援であるとか観客、いろんな面で横芝光町のPR、町の活性化にもつながると思っておりますので、ぜひそういう点もどんどん見つけられるものであれば取り入れていただきたいと思っております。今、工業団地へ企業の誘致をといひましても、なかなかすぐに見つかるものではなく、やっと1件この間ありましたけれども、そういう企業の誘致とともに事業の誘致も含めて、人の誘致を含めてお願いしたいと思っております。そうなれば、また町長忙しくなるかと思っております。現在でも大変多忙で疲れているということを聞いておりますが、ここで副町長、これは人事ですので私が言うわけにもいきませんが、副町長をきちんと置いて、町長が外務に専念でききるような体制をとる、それにより町のPRや町の収入のアップにもつながるような活動も1つの手じゃないかと思っております。現在、頑張る地方応援プログラムで平成19年度も町にご努力いただいて、おおむね2,000万円ぐらいの交付税算入措置がされたかと思っております。これも平成20年度以降も続くものでありますので、ぜひこれは町を挙げて行っていただきたいと思っております。こういうことによる収入の増加というものを図ることも町の経営を安定させるための1つだと思っております。

さらに、産業面においても、先ほどの商工観光班が町のPR、全体の業務について、町を

売っていただけていただけるような外に対する事業が1つ、それから、町の中でもいろんなものが循環する仕組みをそこが担っていただけるのではないかと期待しておりますので、そういう点についてもぜひお願いしたいと思います。

それから、教育関係につきましてですけれども、ちょっとずれるかと思いますが、今ある学区というのが、子供たちが多分そこに通うだけではなく、その地域に暮らしている方々もあわせて学区の中での交流も非常に大きいかと思えます。それが再編することによって地域との問題も出てくると思えますので、教育長お話しされたように、丁寧な説明もお願いしたいところであります。現在、学区外からの転入というのもあるかと思えますけれども、学校と地域が一体となるためにもその辺を考えていただきたいと思っております。

今、区外の学校へ行ってしまったからといって地域の付き合いも拒絶するような家庭が若干出始めておまして、地域活動についても問題が出てきて支障が出ております。先日の基本計画の中でもありましたように、協働のまちづくりという理念の中で地域、行政が一体となって物事を進めるんだということがいろんな場面で書かれておりますので、その中でも教育の占める重要性というのはあると思えますので、その辺を含めてぜひご検討いただきたいと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、町の活性化の問題でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、今、なでしこジャパン、女子プロサッカーリーグが坂田のグラウンドを使いたいというようなオファーを受けているという話を聞いていまして、教育部局には、どうしたらそれを呼び込めるんだという方法論を考えて、サッカーをやっている地元の子供たちもたんさんおられるわけで、皆さんにも本物を見せてあげるということもあって、また、ほかの地域からもたくさん見物人というか、サポーターが集まって地域を活性化することにもつながることでしょうから、今後も積極的に進めていきたいと思っております。

それとあと、私、まだまだ疲れてございませんので。確かに副町長云々というお話も全くないわけではございませんけれども、うちの職員、私を筆頭に、今も隣にいますけれども、理事職というものをつくらせていただいて、女房役として非常に頑張らせていただいている中で、副町長については議会の答弁の中でも今期中は持たずに、理事制をしきながら、そのまま進めていきたいと思っております。

また、先ほどの頑張る地方応援プログラムで2,100万円の交付金がなされました。さらに

特別交付金を今後確定次第、皆様にもお示しをさせていただきますけれども、プラスアルファがあることもひとつ皆さんの中にはご理解いただければありがたいのかなと思っております。

また、学校の再編の問題のことをございますけれども、先ほど教育長がお答えをしたわけでございますけれども、財政的に云々という話は全く考えておりません。地域というよりも、そこに通っている児童、子供たちにとって何が一番いいのか、それだけでございます。統合になることが子供たちにとって一番よいのであれば、それはそれでよいでしょうし、そうなれば二次的要素として、三次的要素として、それによる経費の節減が図られた部分については、より一層集まって統合された部分に、それこそ今、選択と集中という言葉がよくありますけれども、そうした中で集中することによってまた新たな付加価値が生まれる部分もあるだろうし、学校によりよいものをできるというような発想で教育長も言っているかと思えます。ともかくそれはあくまでも二次的、三次的なことをございますして、子供たちのために何をすべきか、それだけを考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 教育長、海保孝之君。

教育長（海保教之君） 先ほど齊藤議員さんの話の中にありました区域外就学、確かに現在、区域外というと、町内の小学校区域外への就学、それから町外、1つの例を示しますと、松尾町の八田地区から横芝中学校に来ている子供たち等があります。これは市外から、要するに学校町外ですね。今、齊藤議員が問題にしているのは多分町内の隣、要するに昔の境界線型というか、昔は入り組んでいた、飛び地になっていた部分だとか、栗山川が曲がっているためにどうしても昔はこっちだったよという部分、そこへ新しい住宅が建ったために、その方々が横芝地区から光の東陽小学校のほうへ、あるいは逆もあると思えます。そういう形が起きている。しかし、その親たちが地域社会、地域コミュニティーと一緒に参加できないというのは、親の常識的な問題であって、学校の中であれすることはできませんけれども、ただ、地域があつての学校だという意識を考えれば、PTA活動を通して極力地域のさまざまな活動に親が参加できるような体制は家庭教育学級等を含めた中でやっていきたいというふうに考えております。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほど平成20年度から産業振興課に新しい班体制をつくらせてもらうわけでございますけれども、それについては先ほど壇上で答弁をさせてもらったとおりでござ

ざいますが、今新たな部分でどういうものができるかについてはまだ始まっておりませんので、今後それができた中で、より一歩進んだ、前進できる施策ができるかなと期待をしているところでございますので、それについてお答えをさせていただきました。

議長（八角健一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分とします。

（午前10時56分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

杉 森 幹 男 君

議長（八角健一君） ただいま鈴木克征君から、体調不良により退席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

杉森幹男君。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

1番（杉森幹男君） ただいま議長の許可をいただき登壇させていただきます杉森幹男です。通告書の順序に従い、一般質問を行います。

質問は大きく分けて3点であります。答弁に当たって、漏れのないよう明瞭な答弁をお願いいたします。

初めに、第1点目、町道 - 10号線道路改良事業について質問をいたします。

現在、この道路は横芝地区のほぼ中央部を通り、横芝小・中学校の通学路となっておりますが、舗装も悪く、幅員もありません。しかも、大型店舗の進出や県道のバイパス開通によって栗山や上堺地区の方々の買い物や通勤車両などで交通量が激増しています。

1つ目として、この道路のコンセプトについて伺います。

今までの道路は、何となく車で走っていても、幅員や舗装などのグレードで国道、県道、町道の区別がはっきりわかる状況だったと思います。しかし、この道路の設計は、町内を通っている一般国道や県道のグレードをはるかに超え、幅員14メートル、舗装の表層は透水性、左右に各3.5メートルの歩道、幹線道路との交差点部分に右折レーン、左右に道路排水専用

の縁石つき側溝、道路中央部の地下には雨水管を敷設するなど、都市部でなければ見られない立派な道路の設計となっています。それもそのはずです。横芝地区は都市計画がありますので、この道路は都市計画道路の設計になっているように思います。確かにすばらしく立派な道路なのですが、私にはコンセプトが見えないので質問いたします。

道路をつくる場合は、道路を調査し、利用する人やそこに暮らす人たちのために、地域の発展のために、どんな道路をつくればよいのか、基本方針や概念が当然あって計画されると思います。例えば道路は人の移動や物資の輸送のために利用されるだけではなく、そのほかにもさまざまな役割があります。水道、電気、電話などの生活に必要なライフラインなどの収納、火災時の被害の拡大を防ぐ下水道がない地域における生活排水路を兼ねた側溝の整備、土地利用にも変化をもたらす、まちづくりの基礎をつくる重要なインフラ施設の根幹をなすものです。ぜひ町道 - 10号線、道路改良事業のコンセプトをお示し願いたい。

2つ目に、この事業の手順について伺いたい。

道路建設を行う場合は、まず初めに道路を利用する人やそこに暮らす人たちのために、あるいは地域発展のためにどんな道路をつくればよいのか計画・調査し、BパイCなどについても検討します。次に、地域の人たちの理解と協力を得るために計画された道路についての説明会を行います。そして、道路予定地の土地の様子を詳しく測量し、道路の設計図面をつくったりして、道路に必要な土地の広さを調べます。この測量図をもとに道路予定地の土地所有者と土地を譲ってもらうための用地交渉を行います。道路用地がすべて確保できたら道路工事が行われ、道路が完成されるというのが道路改良事業の一般的な手順だと私は理解しておりますが、町はどのような手順で進めているのか伺いたい。

なお、既に終了しているものについては、内容と結果についても伺います。

3つ目として、この事業の今後の進め方について伺いたい。

この道路改良事業については、2回の説明会が行われ、地元住民からいろいろなご意見が出されました。特に1月31日に地元住民を集めて行われた第2回事業説明会においてはいろいろな意見がありましたが、その中でも用地買収単価と生活排水の問題が大変気になっております。町は、地権者でもある住民の意見を無視してこの事業を進めることはできないと思うが、今後、どのような進め方で理解と協力を得るのか伺いたい。

町道 - 10号線道路改良事業を計画どおり平成23年度完成を目指すためには、今後の進め方が大変重要なポイントになりますので、ぜひ今後の進め方をお示し願いたい。

次に、第2点目として、両国地区の冠水問題について伺います。

1つ目として、この地区は低地であるため、栗山川の水位が上がると排水ができなくなり、降雨量が多いと道路まで冠水してしまうという状況になっておりますが、町は現在の状況についてどう理解し、どのように対応しているのか伺いたい。

2つ目として、この地域の冠水の解消を図るために、どのような計画で、今後どのように進めるのか伺いたい。

第3点目として、ごみ処理について伺います。

1つ目として、現在のごみ処理状況について伺います。

現在のごみ処理については、横芝地区と光地区でそれぞれの方法で処理されておりますが、現在のごみの状況について、具体的な量、その量に対する施設の処理能力について伺いたい。

2つ目に、将来のごみ処理計画について伺いたい。

広域ごみ処理を国・県が進めている中、平成11年3月、県より国へ、千葉県ごみ処理広域化計画「千葉県ゼロエミッション21に向けて」という名目のもと、千葉県を幾つかのゾーン、そしてそのもとに幾つかのブロックに分けて広域化を図るという計画がありましたが、当初、千葉県東部ゾーンのうち、横芝地区側をSブロック、光地区側をTブロックとして、それぞれ平成20年、平成19年までに広域化するという方向で計画が進められていたと聞いております。しかし、現在、この計画自体、市町村合併に伴い、この話題を余り聞かなくなったように思えますが、横芝光町のごみ処理をどのように進めていくのか、将来のごみ処理計画について伺いたい。

以上で第1回目の質問を終わりにいたします。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

議長（八角健一君） 杉森幹男君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、杉森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、両国地域の冠水問題については、産業振興課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに、町道 - 10号線道路改良事業についてでございますが、この町道 - 10号線道路改良事業につきましては、道整備交付金事業により総額5億円をもって一号線から旧県道までの1,200メートルの区間を、本年度より5カ年で整備する予定のものでございます。この道路は、県道横芝下総線及び上堺線のバイパスとして機能し、横芝地域中心部の

交通機能を円滑に処理する役割を担うとして、千葉県が平成13年5月に議員おっしゃられるように都市計画道路として決定した坂田北清水線の一部でございます。本来ですと、千葉県で整備をしていただくところでございますが、ご案内のとおり、県道横芝下総線バイパスの完成のめどが非常に厳しく、次の横芝上堺線バイパスの着手に入れない状況であります。こうした中、九十九里広域農道と市町村道を一体的に整備・接続し、この地域の道路ネットワークの充実を図るとして平成18年に策定しました地域再生計画が内閣府で認定され、これにより本改良事業が道整備交付金の助成を受けられることとなりまして、横芝地区において南北を結ぶ唯一の道路として、中学校建設後は下総線バイパス、大総新道と結ぶ通学道路としても大変有効で、当町発展にはなくてはならない道路であると考えておるところでございます。そして、これまでに杉森議員にも出席をしていただきました2回の事業説明会や排水放流先の協議などを通じて、地権者や関係者に道路設計、詳細設計、用地買収単価、今後のスケジュール等の説明を行ったところでございます。しかしながら、まだ一部の方には若干のご理解をいただけていないところもございまして、町としては一日も早い完成に向け、地元地域や地権者との話し合いを密にして、ご協力いただけるよう最善の努力を傾注してまいりたいと思いますので、杉森議員を初めとして議員の皆様方におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、ごみ処理についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

当町における処理の状況につきましては、現在、横芝地域を山武郡環境衛生組合で、そして光地域を匝瑳市ほか二町環境衛生組合でごみの収集処理を行っておりますが、平成18年度における横芝光町のごみ収集量は、横芝地域が4,538トン、光地域が2,346トンで、合計6,884トンでございます。平成14年度と比較いたしますと275トン、約4%の増加でございました。また、両組合とも特に今のところは問題もなく、ごみの収集処理を行っております。当町の将来のごみ処理計画につきましては、両組合の一般廃棄物基本計画及び町総合計画に基づき、ごみ処理体制の整備を進め、持続可能な循環型社会の構築を基本方針として、一部事務組合の運営の充実と、ごみの分別収集の徹底、発生の抑制、減量化、資源化を町民と事業者、行政が協働した取り組みを推進してまいりたいと考えております。また、こうした取り組みにより、ごみの最終処分場の延命と、ごみ処理における一般会計予算の組合負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

なお、匝瑳市、旭市及び銚子市で計画している広域ごみ処理施設の完成後、当町光地域が加入している匝瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ処理施設は廃止されることとなり、その時

点で光地域のごみ収集処理は山武都市環境衛生組合へ編入する予定となっております。しかし、平成24年度完成を予定していたこの地域ごみ処理施設の計画は、昨年9月議会政務報告でも報告させていただきましたが、建設予定地の見直しになり、現在、計画の見直しが立っていない状況にあります。ついては、それまでの間、構成市町の話し合いにより、現在の匝瑳市ほか二町環境衛生組合でのごみ処理施設の運営を行う方針となっております。

以上、私のほうからの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、私のほうから両国地域の冠水問題についてお答えを申し上げます。

まず、現在の状況でございますが、毎年のように大雨が降りますと農地は冠水し、作物に大きな被害を及ぼしております。このことから平成14年度から千葉県に対しまして、寺方地区から両国新田地区を流域といたします湛水防除事業での整備を強く要望しております。しかしながら、栗山川の河川改修事業のおくれや県の財政状況が極めて厳しいことから、採択の見込みが立っていない状況にあります。現在、両国新田地域には、昭和54年に房総導水路補償施設として設置された口径100ミリの水中ポンプ2台と、地元で設置された口径250ミリの水中ポンプ1台、計3台が排水ポンプとして設置されております。このポンプの排水能力といたしましては、3台同時に運転した場合、1分間に約10トンの排水が処理されます。しかしながら、3台のポンプはそれぞれ数年前から故障により現在は稼働していない状況にあります。現在の大雨時の排水処理といたしましては、古川排水路を活用し排水をしている状況にあります。

次に、今後の計画であります。町といたしましても、被害を最小限に食いとめるべく、昨年、地元関係者の皆さん立ち会いのもと、現地調査を実施し、ポンプの改修について平成20年度予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。整備内容は、現在の口径100ミリの2台のポンプを口径300ミリ1台に交換します。また、口径250ミリのポンプについてはオーバーホールを行う予定であります。また、これに伴う電気工事、水門ゲートの改修を同じく実施したいと考えております。この整備による排水能力といたしましては、1分間に15トンの排水能力になります。学校のプールを40トンとして例に例えますと、整備前は約40分かかっていた排水能力に対しまして、整備後は26分で排水が処理さ

れる計画であります。

なお、湛水防除事業につきましては、引き続き千葉県に強く積極的に要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、町道 - 10号線道路改良事業についてであります。地元の説明会で3号排水路より南側の生活排水はどのように処理するようになるのかという意見が出たと思っておりますが、それは町としてどのような処理をすることになるのか、お伺いします。

また、道路改良事業を行うときに、一番初めの質問の内容にありましたが、BバイCのような調査はなされたのかお伺いいたします。

また、手順について、第1回目の事業説明会において地元住民から意見を聞きながら、第2回事業説明会において回答がないという意見がありましたが、長期間ありながら、なぜ回答しなかったのか、また、この問題についてどういう対応をしていくのか、お伺いいたします。

3点目、今後の進め方についてであります。第2回事業説明会では、ほとんどの住民が道路建設に反対するという大変厳しい意見でしたが、これらの意見にどのように町は対応するのか、お伺いいたします。

次に、両国地区の冠水問題について再度質問させていただきます。

一番水害が出やすい時期の前にぜひ解消してもらえないのか、お伺いいたします。

また、町内には両国地区以外にも、横芝駅周辺や東陽地区など排水が悪い地区が多いのですが、町内全域の排水整備計画などのようなものを策定し、計画的に解消していかなくてはならないと思うのですが、町の考えを伺いたい。

次に、ごみ処理計画について再度質問させていただきます。

例えば広域化が進んでいく中、それによる町に対してメリットやデメリットはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、今、3点。まず、 - 10号線道路改良事業については、都市建設課長より答弁させます。そして、3点目のごみ処理の広域化の問題については環境防災課長のほうから答弁させまして、町の排水計画を今後どのように見ているかについてお話をさせていただきたいと存じますけれども、先ほど産業振興課長のほうから壇上で答弁がありました栗山川の広域河川改修工事が昭和49年から進められておりまして、県道整備部とこの話はずっとおっしゃるわけでごさいます、おおむねあと5年ぐらいで栗山川の河川改修事業が終了をする予定となっております。その広域河川改修事業が終了いたしますと、当然のことながら特に水田、農地も冠水に対しては問題が大きいわけでごさいますけれども、住宅地における冠水の問題はさらに大きな問題になってきまして、その辺の部分もありまして住宅関連ということでこの栗山川広域河川事業が一挙に予算もつくようになっております。千葉県財政の非常に厳しい中において大変なところでございますけれども、あえてその部分については県も一生懸命やってくれている中で、おおむねあと5年過ぎれば終わると。そして、今度、河口部分からしゅんせつ作業をしていきます。それによって栗山川自体の水面が確定されます。要するに栗山川の水面の高さを勘案した中で計画的なものをつくっていかねばならないのかなど。要するに最終的に動力による排水というのは限界がございます。やはり地形を利用するという、そういうわけで一番有効なのが先ほど申し上げましたとおり栗山川の改修というものになってくるわけであって、それが完成した時点では、ちょっと正確に覚えていないんですが、9月議会のどなたの質問だったか忘れてしまいましたけれども、平成9年の大きな台風があったときに、約1,600ヘクタールが冠水をしてしまった。それに対して栗山川改修事業が終われば、おおむね300ヘクタールぐらいになるではないかというような予測を立てておられるわけでごさいます、一日も早く栗山川の改修工事を終わらせるよう今後も県に引き続き要望活動を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その後、そのような全体的な部分を考えなければならないと思っております。

以上で答弁にかえさせていただきます。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、杉森議員から第2回目の再質問、 - 10号線に關しましての件でありますけれども、この問題の第1点につきましては、3号排水から南側の排水に対する処理について。2点目につきましては、2回目の質問に対する回答がないというようなことでごさいます。3点目につきましては、ことしの1月31日に第2回目の地元

説明会をしたわけでございますけれども、杉森議員もご出席していただきましたが、この反対に対して、これからの町の対応ということでのご質問に対しまして、私のほうから1点ずつお答えをさせていただきます。

まず、3号排水から南側の個人の生活雑排水の処理に関しましては、ここに地元の若梅議員さんおられますけれども、この地区に関しましては、排水処理に関しまして非常に敏感になっておりまして、非常に難しい問題がございます。現在におきまして、この地区に住んでおられる多数の方が流末の排水を流せなくて非常に困っていらっしゃいます。そういったことがございまして、町が今ここですぐこういった方に対しまして、排水を流してもいいですよというような回答はできない状況でございます。排水に関しましては、蒸発散方式とかそういったものもございまして、それらを現在もやっておると思いますが、そういったことでこれからまた粘り強く本人を説得しながら話をしていきたいというふうに考えております。

また、2回目の質問に対しましても回答がないというふうなニュアンスでございましたけれども、うちのほうではできる限りの回答はしておるつもりでございますけれども、その回答がどういったものがないというのが今頭の中で浮かんでこないわけでございますけれども、それらが議員わかっておれば、再度、今この場でそれらを示していただきたいと思っております。

また、私、非常に認識不足なんですけれども、BパイCというようなお言葉を使われましてけれども、勉強不足でわかりませんで、それらを再度教えてもらえればありがたいんですけれども。

それから、3回目の1月31日の地元説明会で大分反対の方というか、一部意見の強い方がおっしゃったことは事実でございます。これにつきましては、やはり先ほどの排水を流せない問題あるいは用地の買収の単価の問題、これにつきまして不満を漏らした方はおられましたけれども、用地の単価につきましては、町も不動産鑑定士2名を入れまして、近隣、近傍価格を参照した中で、議員も当時資料を渡しましたけれども、宅地で平米2万円、畑で平米8,000円、田んぼで平米7,000円という価格をお示しさせていただきました。それと同時に、こういう公共事業に関しましては、税の5,000万円の特別控除がございます。実際に現在いる聞いておりますと、非常に米が安いというか、そういった現象もとらえて、こういった不動産売買は価格が非常に安い相場で取引をされているという事例もお伺いしておりますので、決してこれは安い単価ではないというふうに町は認識しております。それと同時に、既に今現在でございますけれども、この路線におきまして3人の方、4筆、約500平米でござ

いますけれども、これにつきましては既に用地のほうを買収しております。ということで、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） ごみの関係の広域化におけるメリット、デメリットという件でございますが、冒頭、町長のほうからご回答申し上げましたとおり、現在のところ、方針としては現在の光地域、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、山武環境衛生組合のほうに編入という方向ではあるわけでございますが、現在の状況につきましては町長が申し上げたとおりでございます。そうした中で広域化によるメリットというものにつきましては、現在の匝瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ処理施設は23年経過という状況で老朽化が危惧されている状況にあります。そういったこともありまして、現在、収集システムあるいは料金といったところが多少の違いがあるわけでありまして、完全に一元化されるという意味では大きなメリットだというふうに考えております。また、デメリットは、収集のシステムあるいは料金が多少違っておりますので、それらが移行時に若干なれるまでどうかなというところが心配される場所ではあります。

以上であります。

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1 番（杉森幹男君） 3 回目の質問をさせていただきます。

先ほど課長から B バイ C は何かということだったんですが、それを説明させていただきますと、今話題になっている政策評価であるとか、事業評価の中の費用便益分析の中の用語なんですが、事業費用、コストと事業効果を貨幣価格に換算した便益、ベネフィットの比であるということで、例えばすべてを費用として計算して割ったやつが 1.0 以上になると事業として有用であるとか、そういう計算式だと私は認識しているんです。それが一応 B バイ C の説明であります。

最後の質問として、今まで 3 点にわたって質問させていただきましたが、いずれもこれは町としては大変重要な問題であり、特に将来を見据えた場合、根幹をなすであろう解決すべき問題であると私は考えております。そこで、やはり執行部として明確なる対応、そして迅速に対していただきたい。そう願ひ、以上で一般質問を終了させていただきます。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） ありがとうございます。

BバイCの件につきましては、今、議員おっしゃられたように、これにつきましてははっきり言って計算しておりませんので、それらを踏まえて検討してまいりたいと思います。

それと、先ほど一部理解が得られなかったという方ですけれども、これはハウスをやられる方が、その後、私のほうに何も連絡なかったというお話だったかというふうに今思い出しましたけれども、この道路につきましては、平成13年5月11日に県決定として都市計画を決定したものを、法的に決定したものをとらえて町が事業を行っておりますので、若干道路がフィフティー・フィフティーにならなくて少し寄ったということは、その辺は何とか理解をていただきたいということでございますので、それらがちょっと回答が出せなかったのかなというふうに考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、BバイCの話でございますけれども、今、都市建設課長のほうから答弁させていただいたとおり、数値的に出しておるわけではございませんけれども、先ほど壇上からの答弁にもありましたとおり、この横芝光町にとって必ずや有効であって、まちづくりのために、発展のために必ずや必要な道路だと考えておりますので、今後も粘り強く、また、地域住民、地権者の皆様方には懇切丁寧に対応してまいりたいと思いますので、議員にもよろしくご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

それともう1点、ごみ処理の広域化の問題でございますけれども、今、環境防災課長が答えたとおりでございますが、広域化に伴い、より一層の合理化を図れること、そしてあと、環境に対する地域住民の非常に強い関心、要望にこれからもこたえていかなければならない中で、新しいシステムというのもどんどん必要になってくるきょうこのごろでございますので、そういった分にとっても大きなメリットが見出せるのではないかなと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 先ほど両国地域の排水関係であります、9月の台風シーズンぐらいまでにはということでありましたけれども、両国地域につきましては、いわゆる水稲中心の作付が行われている地域であります。したがって、田植え時期から収穫時期というのがあります。したがって、地元の皆さんと今後よく協議をいたしまして工期を決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（八角健一君） 以上で杉森幹男君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後 1 時からといたします。

（午前 11 時 52 分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

森 川 忠 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

森川忠君。

〔 2 番議員 森川 忠君登壇 〕

2 番（森川 忠君） それでは、議長の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

初めに、町民花火大会についてお伺いいたします。

合併後、過去 2 回開催されたわけではありますが、ことしはふれあい坂田池公園北側で行われている横芝中学校建設もあり、同地では無理かと思いますが、どのように対処するのか、また、方針に変更があればお伺いいたします。

この花火大会は、旧横芝時代にふるさと創生基金、つまり 1987 年、当時の竹下総理が掲げた持論、ふるさと創生論に基づき、物の豊かさばかりを求めた過去を反省し、心豊かな社会をつくることを目標に掲げられ、全国の市町村にそれぞれ 1 億円が交付された事業でございます。旧横芝時代に始めたものの、継続事業であり、最近では昨今の景気の悪化も影響し、商工会等の寄附金も大幅に減少してきてしまいました。そこで、総務員等を通じて住民の皆様にも寄附をお願いしたり、さまざまな方法で予算を集めてまいりましたが、昨今示された花火大会の予算を見ても 20 万円であります。このことから見てもかなり厳しいと察しますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、現在開催されております梅まつりであります。坂田城跡で行っております。過去には NHK で放送されたりした影響もあり、年々訪れる観光客がふえております。坂田城跡に隣接する梅林は県下でも最大級で、約 1,500 本の巨木は圧巻です。しかし、行かれた方はご存じかと思いますが、現地に行くには急勾配の階段を上っていくことになり、特に高齢者等

には不可能に近いような状況であります。また、車での来場には仮設駐車場の制限があり、多くの方を迎えるには無理があると思います。そこで、階段をよりなだらかな傾斜に改善したり駐車場をふやす等のお考えがあるのか、お伺いいたします。

3番目に、約1年前から行われております横芝光インター北側の町有地と県有地を使用し、のチャレンジテントについてお伺いいたします。今後、どのように進むべきか、町長のご所見をお伺いします。

次に、町内各地に点在する休耕地を滞在型農園にしてはどうかという提案でございます。これは都市部の市民にオーナーになっていただき、地域間交流を図ることを目的とし、休耕地の有効活用をされるようにする提案であります。ちなみに、近隣の香取市栗本地区で行っている体験農園なども検討されてはいかがでしょうか。

続いて、税務関係について2点お伺いいたします。

合併後の町税と国民健康保険税の徴収率並びに滞納繰越額をお教えてください。また、徴収率を上げるために横芝光町としてどのような取り組み、対策をなされているのか、お伺いいたします。

現在、国税庁が推進しているe-taxについてお伺いいたします。今は確定申告真っ最中で税務課は大変忙しいかと思えます。e-taxとは、パソコンのインターネット機能を使い、電子申告等ができる仕組みです。住民基本台帳カードを使い、大変便利なシステムであります。町としてe-taxに対してどのように取り組んでいるのか、また、住民基本台帳カードの発行状況、枚数についてお教えてください。

次に、媒体の拡大による広告収入増加対策についてお伺いいたします。例えば大都市であれば指定する命名権のスポンサーを募集する等により収入を確保することも可能ですが、小さな自治体では広報紙とかホームページにバナーを募集する等のことが一般的であろうかと思えます。少しでも財源を確保しようということで、自治体によっては封筒、各種刊行物の活用も考えている自治体もあります。

最後になりますが、国の工事でありませけれども、現在、工事が行われております1号線用水路、東町、栗山にはされまた用水路でございます。桜並木が横芝では観光化されて有名であります、この道路改良に伴い、それをどのようにするのか、お伺いいたします。

平成18年12月の東町地区の説明会では、歩道の設置に伴い、北側の桜を伐採し、道路建設とあわせて歩道の設置と桜を植えかえるとの説明があったと聞いておりますが、どのような計画になっているのか教えてください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。明快なご答弁をお願いいたします。

〔 2 番議員 森川 忠君降壇 〕

議長（八角健一君） 森川忠君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔 町長 佐藤晴彦君登壇 〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、森川議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは産業・観光関係と建設関係についてのご質問にお答えをさせていただいて、そのほかにつきましてはそれぞれ担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、初めに、産業・観光関係のご質問のうち、1点目の花火大会についてでございますが、旧横芝町時代から観光協会が主催する町の最も大きなイベントとして17回続けてきたふれあい坂田池公園での花火大会は、九十九里地域最大の規模、県内でも有数の花火大会として認知され、町のPRに大きく貢献してきたものと認識をしております。また、合併後のアンケート調査結果も半数以上の方が実施を望まれていたことから、町も議会のご協力をいただき、事業費を支援してまいったところであります。しかしながら、回を重ねるごとにふえるお客様と比例して交通渋滞の拡大をしたこと、また、景気回復の見えない中で協賛金募集など町民の皆様のコセンサスもなかなか得にくい状況となっていると聞いております。現在、横芝中学校の建設を行っていることから、開催場所についても検討しなければならない状況でございます。このようなことから、現在、観光協会では開催場所を含め、多くの町民からコセンサスを得られる大会運営に向けて検討中とのことでございますので、それにあわせて相談をさせていただくような形になるのかなというふうにご考えておるところでございます。

次に、梅まつりの会場の坂田城跡の整備についてでございますけれども、ふれあい坂田池公園駐車場から最も近い入り口は傾斜がきついため、ここから来訪されたお客様には大変不評でございます。現地を精査したところ、最も急な箇所の一部には手すりになるようなものがなく、このため脚力の弱い方には非常に厳しいものであることがわかりました。幸いにもことしは、地元の皆様のご協力を得まして仮設の手すりを設置していただいて対応をしたところでございます。また、平成20年度予算において、急な箇所の階段の改修、手すりの設置を予定し、所要の金額を計上させていただいております。ご承知のとおり、当梅林は当町の観光資源としても大変大きなものの1つでございますので、今後も積極的な施策を講じて

まいりたいと考えております。ちなみに、ことしから身障者用、高齢者用の駐車場も約20台ほど確保をしているところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、3点目のチャレンジハウスの今後のあり方についてでございますが、銚子連絡道路が計画変更され、千葉県及び道路公社と進めてきた横芝光インターチェンジ休憩施設設置検討委員会も休止状態でありましたが、チャレンジハウス組織検討委員会が中心となって毎月1回開催している実験店舗、いわゆるチャレンジテントを継続して開催していただいたことにより再開の見通しが立ち、今後、インターチェンジ周辺の土地利用計画を詰めていくこととなりました。また、本年度実施してまいりましたチャレンジテントにおける問題点や消費者ニーズなど得られた貴重な結果を踏まえ、チャレンジハウスのコンセプトをさらに明確にし、組織や運営方法をどのようにするか、3月末を目途にまとめる予定としております。今、日本国民は、さきの中国製ギョーザに付着した農薬が原因の食中毒事件の影響で食品の安全・安心に対しまして今まで以上に敏感になっております。輸入農産物よりも国内産、さらには国内産の中でも生産者の顔が見えることによって得られる安全・安心な地場産品を買い求めたいと思う消費者心理が、全国の直売所に連日大勢訪れるようになったという報道もされております。このようなことも踏まえ、平成20年度も引き続きチャレンジテントを実施していく予定でございますが、今後、建設の早期実現に向けた組織を立ち上げる所存でございますので、議会議員の皆様にもご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続いて、4点目の休耕地の活用、滞在型農園の提案についてでございますが、農家の後継者不足と高齢化、農産物価格の不安定の要素などから、当町においても遊休農地や耕作放棄地が年々増加をしているところがございます。水田や畑の耕作放棄地は、山沿いや古い時代の土地改良事業で行われた小区画の田畑が多く、水はけや道路事情が悪く、機械化の困難なところに多く見受けられております。このようなことから、作物の生産は極めて困難であり、現在の農業経営では採算が合わないとされ、借り手はほとんど見つからない状況にあります。しかしながら、さきに述べましたように、消費者は安全・安心な農産物を求めており、グリーン・ツーリズムがはやっていることなどを見ますと、自分の食べる物は自分でつくるといった都市住民も潜在的に多くいると考えております。議員のご提案の滞在型農園は、遊休農地の解消と観光の振興に大きく寄与するものであると思われまますので、かねてから私も滞在型の観光を推進してまいりたいと思っているところでありますので、実現のできるように今後も努力をしてまいりたいと考えております。

次に、一号線道路改良工事により桜並木はどのようにするのかというご質問にお答えをさ

させていただきます。

この一号線道路改良工事につきましては、道路整備交付金事業により総額2億7,000万円をもって県道横芝上塚線から色川道路までの1,450メートル区間を、平成21年度より3カ年で整備する予定にしております。道路計画に当たりましては、県道から横芝小学校までの1,030メートル区間が都市計画道路野々合原田線であることと、南側、栗山側の桜並木の保存を考慮し、道路幅を片側3メートル、計6メートルの車道と3.5メートルの歩道を両側に設けまして、交差点を除き、全体で14メートルとしたところでございます。一号線の桜並木は町の観光資源の1つであり、また、一昨年開催いたしました説明会で保存してほしいとの意見を多くいただいたことも踏まえ、北側、要するに東町側の歩道を全面的には施工せず、隅切りや右折車線が入る交差点以外は、老朽化した桜ではありますが、極力残す計画にしております。さらに、現在の遊歩道下、南側に埋設する用水管工事は国営施工でことしの秋ごろから始まりますが、これにより桜に影響することが懸念されていることから、施工に当たりましては可能な限り現在の用水路に寄せていただき、また、支障となる枝の伐採を必要最小限にとどめるようお願いをしているところであります。

以上で私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

〔税務課長 並木俊郎君登壇〕

税務課長（並木俊郎君） それでは、森川議員からご質問のありました一般町税と国民健康保険税の徴収率とその向上対策についてお答えいたします。

まず初めに、19年度の滞納繰越額でございますが、個人町民税が調定額ベースで9,012万4,633円、法人町民税が440万9,100円、固定資産税が2億3,864万3,371円、軽自動車税が621万6,093円、町税の合計でございますが、3億3,939万3,197円となっております。

次に、国民健康保険税ですが、滞納繰越額が3億3,444万963円となっております。

次に、今年度の2月末現在の徴収率でございますが、町民税につきましては、現年分が88.7%、前年同期と比べまして0.46%の増となっております。滞納繰り越し分につきましては14.9%、前年同期と比べまして4.09%の増。固定資産税につきましては、現年分94.49%、0.2%の増。滞納繰り越し分が8.79%、0.86%の減となっております。軽自動車税につきましては、現年分が94.25%、0.03%の増。滞納繰り越し分につきましては12.54%、3.61%の増となっております。一般町税全体といたしましては、現年分が92.23%、0.55%の減とな

っております。滞納繰り越し分が10.56%、0.63%の増となっております。一般町税全体の現年度分と滞納繰り越し分を合わせました徴収率は82.87%、昨年同期より1.09%の増となっております。

次に、国民健康保険税ですが、現年分が80.50%、昨年同期と比べまして0.26%の増。滞納繰り越し分につきましては15.11%、昨年同期と比べまして3.40%の増となっております。この国保の滞納繰り越し分につきましては、昨年の決算の数字を既に上回っております。

次に、徴収率向上対策といたしまして、どこの町村でも行っておりますが、まず、督促状、催告書等の文書による納付の勧奨を行っております。

続きまして、滞納整理ですが、年間を通じまして収税班による臨戸徴収を行っております。また、強調月間といたしまして、4月から5月、10月から11月の2期間を税務課全職員による夜間・休日の滞納整理を実施しております。また、ことしから実施しております町税等収納特別対策本部によりまして休日の滞納整理を12月に実施しております。これにつきましては、町の管理職職員全員によりまして24班体制によりまして12月に実施しております。来月4月27日にも2回目を行う予定であります。

続きまして、再三の納付催告にも応じない滞納者に対しましては、預貯金調査あるいは会社への給与照会等の財産調査を行いまして、悪質な滞納者に対しましては、税負担の公平性確保のため、預金、給与等の差し押さえを実施しております。ちなみに、ことしの2月末までの預貯金、給与等の差し押さえ件数につきましては46件となっております。

また、未納者対策の1つといたしまして、納め忘れになっている方や、平日の日中納められない方の利便性向上のため、19年4月から町民サービスセンターでの公金の収納も行っております。それから、日直による休日の公金の収納、あとは口座振替の推進などを行っております。

今後も町の財源確保のために一層の収納率向上に努力してまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力をお願いいたします。

続きまして、e - t a x についてでございますが、先ほど質問の中にもございまして、森川議員ご承知のこととは思いますが、e - t a x は所得税や消費税などの国税の申告や納税が自宅や事業所のパソコンからできる電子システムのことでございます。申告の作成は24時間、申告データの送信も平日夜9時まで可能なほか、平成19年分と20年分の所得税の申告では、5,000円を限度といたしまして税額控除がいずれか1回受けられるようになっております。また、源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類の省略、還付金の受け取り期間の短

縮なども加わりまして、紙での申告に比べまして、より便利になっているところです。

東金税務署では管内の e - t a x 利用実績の目標数値を定め、署内に e - t a x コーナーを設けるほか、税理士会や青色申告会等の関係団体を通じまして、その普及に努力しております。町でも広報紙掲載やポスターの掲示のほか、町ホームページにリンク先としまして e - t a x のアドレスを張りつけるなど、税務署の活動に協力しております。

e - t a x の利用につきましては、町で交付する公的個人認証付住基カードが必要になりますが、2月20日現在の公的個人認証付住基カードの交付総数99枚のうち、ことしになりましてから36枚が交付されております。

e - t a x での所得税の確定申告は、1月28日から始まっておりますが、2月末現在で東金税務署管内の申告者のうちの5%が e - t a x を利用しているということでございます。

また、今後、税務署の国税の関係でございますが、町といたしまして協力できることがあれば協力していきたいと思っております。

以上でございます。

〔税務課長 並木俊郎君降壇〕

議長（八角健一君） 総務課長、林英次君

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） 次に、森川議員からご質問のありました媒体拡大による広告収入増についてでございますが、これにつきましては町ホームページの利用増並びに税外収入の確保を目的に、いわゆる町ホームページにバナー広告を掲載してはどうかとのご提案だと思っておりますが、バナー広告につきましては、ご承知のようにインターネットを使った広告で、自治体のホームページ上に広告主のサイトへつなげるよう設定した画像を掲載するものでございまして、近年、全国の地方自治体では、自治体ホームページの利用増と税外収入の確保及び地元企業の活性化等を図るためにバナー広告を掲載する市町村が増加いたしております。

当町におきまして、今年度初旬に一部の地元企業から町ホームページのバナー広告掲載の要望がありましたことから、近隣市町村の状況調査並びに内部で検討を行いました結果、この2月に要綱の制定を実施いたしました。そして、ことしの4月から町ホームページ並びに図書館のホームページにバナー広告の掲載を行うことといたしました。

内容といたしましては、町ホームページ、図書館ホームページともに、広告の企画は縦1.5センチ、横3センチということで、容量は4キロバイト以内ということで、広告掲載料につきましては、町ホームページが、町内に事業所を有するものについては1枠当たり月額

6,000円、また、町内に事業所を有しないものについては1枠当たり月額1万円といたしました。また、図書館のホームページにつきましては、町内に事業所を有するものについては1枠当たり月額1万円、事業所を有しないものにつきましては1枠当たり月額1万5,000円というような金額設定といたしました。この図書館のホームページと町のホームページの掲載料に差がございますのは、いわゆるアクセス件数によるものでございまして、図書館のホームページは全国から数多くのアクセスが予想されることから高額となっております。

また、このバナー広告の1年間の収入でございますが、町のホームページは6枠、図書館ホームページは10枠、これがすべて町内業者から申し込みがあったと仮定をいたしますと、最大で町のホームページで43万2,000円、また、図書館のホームページでは120万円が見込まれ、合わせて163万2,000円の収入が見込まれまして、新たな財源確保が図れるものとなります。

また、先ほど議員ご質問がありましたが、このほかに他の自治体例では、現在、鴨川市が広報紙上、広報の一番最後のページの一画に広告掲載をさせております。また、山武市では循環バスを利用した広告収入、こういうもので財源確保を図っているという状況にございます。このようなことですので、これらを参考といたしまして、広告収入確保について今後も町として財源確保をいかに図るべきかということで検討を加えてまいりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、自席から再質問させていただきます。

まず、町民花火大会であります。再度観光協会、商工会、また関連各種団体とご協議を重ね、開催に向けて進んでいただければありがたいと思っております。町単独で開催が難しいということであれば、近隣自治体との共催等も視野に入れてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

続いて、梅まつり会場の坂田城跡の整備であります。先ほど町長からご説明ありましたように、私も何度か参りまして、高齢者、障害者等に提供される駐車場が約20台ございます。その周りを見回しますと、古木と思われる梅の木が伐採されているのをご存じかと思えます。伐採されているからということではなくて、このような場所をできるなら借り受け、より多くの方にご来場いただくということから駐車場の確保も考えてはいかがでしょうか。横芝光

町の有数な観光資源として町全体で守り、育てていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、チャレンジテントであります。本年1月の役員会で匝瑳市のふれあいパーク八日市場の立ち上げから軌道に乗せた横芝在住の林さんという職員の方がいらっしゃいますが、その方に講師に来ていただき、研修会を開催していただきました。その講話の中で、当初、市長から指名され無我夢中で運営し、とにかく一度来ていただいたお客様にいかにもリピーターとして二度三度と来ていただくかということに全精力を注ぎ、毎週末イベントを打ち、いろいろな方法で広告等をして、その存在を知っていただいたことに力を入れたということでもあります。現在、チャレンジテントでございますが、私も参加させていただいておりますが、1月1回の開催で、比較的町内の方には目立ちにくいといひましようか、ちょっと離れたところではございますけれども、月に1回数時間のテントがあって、そこに大きな旗を立てて、その文字は「地産地消」という大変すばらしい町の意気込みを感じる文字で、すばらしいとは私も思っております。悲しいかな月1回ではなかなか認知もされにくいと考えております。出店される方も、売れないから出店しない、お客様も店舗数、商品の数が少ないから魅力に欠けるという悪循環も考えられます。町長には、先ほどのお答えもありましたけれども、早くに決断をしていただき、でき得れば常設の建物も検討していただければありがたいなと考えております。また、その地は東金道路の野呂パーキングから約30キロということで、トイレ等の休憩施設としても不可欠かと私も考えております。先ほどのご説明で県のほうもその検討委員会を再開してくださるということで、私も本当にうれしく思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

休耕地を利用した滞在型農園でも、特に光地区の長塚、木戸等に民間宿泊施設が多数ございます。こちらともお互いにジョイントして、またホームページ等でより広くPRすべきではないでしょうか。再度ご所見をお伺いいたします。

次に、税務関係の質問に対するお答えでございますが、課長には非常に数字を細かく述べていただきましたけれども、徴収率が低いということは大変ゆゆしき問題であると私も考えております。その中で特に国民健康保険税が低いのはなぜでしょうか。また、滞納額が累積というのはどうしてかということと考えた場合、これは単に保険税の負担が重いということも考えられます。一部では心ない住民の方もおるのではないかと推測はされますが、そこで保険税の軽減が考えられないかということについてお尋ねいたします。

医療費が増大し、また保険税を高くするという悪循環になっているということもあろうか

と思いますが、そこで医療費がふえないようにするための抜本的な対策を打ち出すことも必要ではないでしょうか。医療費がふえるということは病気になるということで、でき得れば病気にならないように健康づくりを主に考えなければなりません。健康診断は町でもやっていただいておりますが、企業等で受けている方もたくさんいらっしゃいます。全住民に受けていただけるように、さまざまなPR、啓蒙をしていただければと考えております。健康づくりのために体操とかプールを使つてのさまざまな運動等も奨励することも考えられると思いますので、医療費増加の元凶を断ち切るための抜本的なお考え、対策があれば伺いいたします。

続いて、e-tax、電子納税でございますけれども、実は私も今回初めて住基カードの交付を受けまして挑戦してみました。住基カードは個人認証をつけると1,000円かかります。そして、カードリーダーというものを家電店等で購入します。それが約3,000円かかります。実は自宅でこつこつとやってみただけであります。私自身初めてということもあり、ワンクリックで物事が進んでしまうという、今はやりの例えば振り込め詐欺とかいろんな詐欺がございますけれども、便利なだけに気をつけねばならぬという考えで、税務課に教えてほしいというお尋ねをしました。そうしますと、町のほうではちょっと無理だ、税務署に行つてほしいということで、私も東金税務署に行きましたら、先ほど課長からご説明あったようにe-taxコーナーというものがあつて、カードリーダーもそこに設置してあり、そのままできる環境にありました。当町にもそのような専門コーナーはともかく、e-taxは今後ふえることは間違いありません。特に通信環境を整え、その場でどなたか精通された方が指導されれば、町を含めた税務課の大変な軽減にもなろうかと思っておりますので、より一層の普及を図つてはいかがでしょうか。ご提案申し上げます。

また、余談になるかもしれませんが、本年1月より横芝地区、栗山地区のみでございますが、光ケーブルを通していただき、使用可能となりました。ご存じかと思いますが、光ファイバーケーブルは、電気信号を流し通信するメタルケーブルと比べて通信のロスが少なく、超長距離等でのデータ通信が可能であり、また、電気信号と比べて光の信号の漏れは遮断しやすいため、光ファイバーを大量に束ねても相互に干渉しないというメリットがあります。現在、当町でもまだまだ一部にインターネットが使いにくい、使えないという通信環境の地域があると聞いておりますが、今後、このような便利な光ファイバーを横芝光町全地域に普及され、まさに通信過疎にならないように町長初め町全体でITの推進を図っていただきたいと考えます。

また、先ほど総務課長よりご説明いただいたバナー広告の件は、まさに私の意図すること  
でございまして、今後も積極的な推進を願いたいということで大いに期待をしております。

最後に、私自身も隣接して住んでおりまして、地元東町ということもありますので大変興  
味を持っておりますが、一号線水路の桜並木、横芝小学校出身のOBもたくさんおられる  
と思いますが、まさに「堤の桜窓辺に生えて」という校歌にもなっているほど親しみのある  
桜でございます。しかし、約80数年たっておりまして、言葉が雑駁ではございますが、痛み  
が非常に激しいという木が大半でございます。現に私、けさもちょっと見てまいりまして、  
国道78号線、要は横芝上堺線の東側、現在、国で用水ポンプの設置工事をやっているほうの  
北側はほとんど桜がありません。北側です。東町側です。それと県道78号線の横芝小学校西  
側の、北側の東町と一部上町にまたがる、先ほどから出ております - 10号線ですか、その  
辺も並木と呼んでいいのかということが疑問なほどに、実際北側に関しては痛みも激しいし、  
私個人的には伐採していただいてもいいのかなという思いはあります。南側に後から植えて  
いただいた約何年でしょうか、桜の木も大分大きくなりまして 現在、桜まつりはふれあ  
い坂田池公園で行っておりますけれども、以前は一号線桜並木でやっておりました。しかし、  
駐車場がないとか大分古木になったということで、ふれあい坂田池公園のほうが10数年で立  
派になったということで移った経緯も、私も当時から参加させていただいておりましたので存  
じ上げております。地区の立場から言いますと、町長から説明がありましたように、3メー  
トル、3メートル、また、3.5メートルの歩道、それは聞きますと、車いすと自転車が楽に  
通れるということでそういう数字だそうでございますので、でき得れば北側にもきちっとし  
た3.5メートルの歩道をつけていただきたいと思います。また、管理がどうなのかというこ  
とで、町として、その管理についてもわかる範囲でお願いしたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、多岐にわたって2回目のご質問をいただいたわけござい  
ますけれども、国保税の問題、医療費の削減の問題については、担当のほうからご答弁させ  
ていただきます。

まず、花火大会の問題でございますけれども、過去の議会の答弁の中でも花火大会に対す  
る住民の声の中に、当時のアンケート結果を出した話もしましたけれども、あれから町民の  
受け取り方も随分変わってきている部分もあったり、何分地元の皆さんに多大なご迷惑がか  
かってきてしまっている流れが非常に大きくクローズアップされている中、それと中学校建

設が佳境に入っている状況の中で、あの坂田部分での花火大会を今までと同じ規模でやることには極めて難しい問題があるということで、そこについては別の場所ですとか、また、光地域の皆さんのお話の部分においても、ずっとあそこで花火を上げてることがいかなものかですとか、いろいろな問題が多々ある中で、ただ、この事業についてはあくまでも観光協会の事業としてやっていることであって、町がそれに対して予算と人的部分で職員を動員させてもらっているというような状況の中で、リーダーシップを観光協会の中でとっていただいた中で、本当に真に町民が求めるものの構築ができるものであれば、その後を考えていく必要はあるかと思えますけれども、今の状況の中では非常に難しいのかなというふうに考えている中で、一晩で約1,000万円近いお金を考えようによっては燃してしまうというよう中で、あれだけごみ、そしてまた地域の皆さんに対しても非常にご迷惑がかかっているというのも、果たして未来にわたってこれを続けることが町のためになるのか、その辺も重々検討した中で私も判断をしているところでありまして、この後、観光協会の総会もあることでしょうし、その中でどういうご結論が導かれるのかなという部分も勘案して、とりあえず議員おっしゃられるとおり20万円の予算でというようなことでやらせておるところでございます。

次に、梅林の問題でございますけれども、おっしゃるとおりで、梅林につきましては昨年度は1万6,000人ぐらいの観光客も見えて、年々、観光地としての認知が大きくなってきているように伺っております。実際にそういう数字も出ておる中で梅林組合の皆さん、地元の皆さん、地権者の皆さんも含めて、そこについてはより一層考えていきたい、いいものにしていきたいと考えておりますので、今後ともひとつよろしくお願いをしたいと存じます。

続きまして、チャレンジテントの件でございますけれども、今、常設の設備の問題という話をさせていただいたわけでございますけれども、いかにせん民間の直売所が近くにあるということも含めて、建物をつくる以前に準備段階の組織がきちんとしたものか構築されるのが優先ではないかなと考えておりますし、現実問題、千葉県のほうが休憩施設をつくるというお話をしてくれていますので、その辺の部分については二重投資になることも考えられるので、十分慎重に考えていきたいと思っております。そうした中で軽微な施設については若干考えてもいいのかなと思えますけれども、いかにせん民間の直売所の皆さんとの話し合いも、ある部分していかなければならないのかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また、滞在型農園でございますが、まさしくそういうことでありまして、今後、民宿組合さんですとか、それこそ午前中の質問の中にありました新しい産業振興課の班をもって、そ

ういう部分についてもいろいろ研究を重ねる大きな1つであると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、e - t a xの件でございますけれども、これは基本的には国税を扱うものでございまして、直接町に云々ということではないわけでございますものの、今後、町としましても税を皆さんに理解してもらおう、また、そういう部分でもある程度そういう指導的なものが必要なのかなど。カードリーダーの問題でございますけれども、これはe - t a x専用なんですよね。今のところは、ほかには使えないです。それがどのような国の施策としてなっていくのかというのがまだ目に見えない中ですが、うちの方としても1台、2台買ってみて、私も1回買ってみてやってみようかなと考えておりますので、ひとつその辺のところでご理解を賜りたいと思います。

また、光ファイバー、この町をITの推進をしていこうということでございますけれども、N T T東日本が横芝地区と栗山地区に1月から光ファイバー網が既に設置され始めております。そうした中で、聞くところによりますと結構順調に推移をしていて、300件ぐらいの申し込みがあると次のエリアに進んでいくんだということもありますので、商工会にもその推進については いかんせん光ファイバーはN T T東日本の進めているものでございまして、一民間企業のものでございますので、町として民間企業のものを宣伝して歩くというのは非常にやりづらい立場にあるところがございまして、商工会などにその辺の部分もお願いして、ある程度の成果が得られているというように伺っております。今後、それを推進してまいりたいと考えております。

あと、桜並木の件でございますけれども、基本的にはその両側歩道で、なおかつ桜も残すというような設計を今させているところでございますので、老朽化が激しい部分については新たな植栽も考えていかなければならないと思っておりますし、そうすることによって、また新たな、より一層すばらしい桜並木を構築できるものと考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 森川議員のご質問の国保税の徴収率が低いということでございますが、会社へ勤めている方は社会保険ということになりまして、どうしても若干低目の方が国保あるいは農家の方とか、そういう制度のない方が入っております。それで所得の低い方には6割軽減だとか4割軽減というのがございます。

それから、先ほど申し上げました2月末現在の収納率80.5%でございますが、出納閉鎖ま

で3カ月ございますので、これからまた努力してまいりたいと思います。国保につきましては、2月末が8期の納期でございますので、若干おくられている方もあろうかと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

それから、e - t a x につきまして町長より答弁ございましたが、私もこの申告が始まる前までは、来年はe - t a x コーナーを申告会場につくったらどうかなという考えは持っておりましたが、実際、申告を受け付けてみますと、e - t a x コーナーへ1人割くほどの人員がございませんので、それならば申告のほうに回して、待っているお客様を早く帰してやりたいというふうになってまいりましたので、今後、税務署とも協議いたしまして、何かできる方法があればやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 国民健康保険として医療費の上昇を防ぐためにどのようなことを行っているかというご質問でございますけれども、現在、国保で直接行っている事業といたしましては、水中ウォーキング教室というものを光海洋センターを会場に年間4回、1回当たり10周、大体20名から30名ほどの参加者がございます。ですから、年間約100名ぐらいの参加者があるんですけれども、一応国保事業として水中ウォーキング教室というものをしております。ウォーキング教室については、今後も継続して行っていくという予定であります。

それから、各医療保険者が医療費の増大を防ぐために平成20年度から特定健診、特定保健事業というものを開始することになります。これは、従来、住民健診でやっていた事業にプラスして行う部分もあるんですけれども、今まではどのような保険に加入している方であっても、住民健診に来られた方はすべてそこで受けていたわけですけれども、今後は町としては国民健康保険の加入者のみが対象ということになってきます。通常の企業の社会保険に入っている方は、そちらの医療保険のほうで健診、保健指導を行うということになります。これは何度もご説明申し上げますけれども、メタボ対策、腹囲等をはかったりとか、それだけじゃないんですけれども、そういうものをはかって、ある程度の値になった人に対して保健指導を行って病気にならないようにしていくという事業が平成20年度から新たに開始されるということでもあります。

以上です。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） 時間がないので、最後に簡単にお聞きしたいと思います。

お聞きしたいことは一号線用水路であります、特に東町地区なので恐縮です、現在、消防用の水利として使っております。それがパイプライン化されたことによって3カ所の消防用水利を確保してくださるということでございますけれども、それを具体的にご説明願いたいと思います。

それと、一号線に関する東町地区の説明会等では、北側の桜は切ってもやむを得ないとの同意を得ているということを経最後に申し述べます。住民の安全性を重視し、地元の声を大事にしていきたい。また、後で伐採し、整備とかそういうことはできないのではないかと、いう心配もございませう。ぜひとも前向きに願いたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） この工事に伴う消防水利の件でございますが、ちょうどサビアの道路のほう、ちょうど交差点付近、それから県道の横芝上塚線までの約600メートルの間に防火水槽40トン1基、それから両サイドに消火栓を2基、そういった計画をもちまして所要の予算を20年度予算に計上をさせていただいたところであります。

以上です。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） 北側の桜の伐採の件でございますけれども、最初に森川議員からご質問あったように、18年12月1日午後7時から東町の共同利用施設でこの事業の説明会をさせていただきます。確かにその中で桜を切って新しい苗木を植えたほうがいいのか、あるいはこれだけの由緒あるものだから残したほうがいいのか、そういう意見が多数寄せられております。今後は地元の区と重々協議した中で、今、議員おっしゃったように、この際だから歩道を整備してほしいということも踏まえまして、十分協議した中で事業のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 以上で森川忠君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時00分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

越川洋一君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

越川洋一君。

〔18番議員 越川洋一君登壇〕

18番（越川洋一君） 頑張って一般質問を行います。

空港対策についてであります。成田空港の年間発着回数30万回増便問題と航空機騒音の被害補償対策について質問し、町長の見解を求めます。

昨年12月暮れ、空港会社が年間30万回は可能とする発表でマスコミが報道いたしました。唐突な発表に住民は大きな衝撃を受けております。まず、町長には、30万回増便問題について、これをどのように受けとめ、今後の対処方針について見解を求めます。問題は、現状の発着回数20万回にあと10万回追加増便が可能であるとする試算であります。しかも、前提条件は離着陸線平行滑走路の飛行方式を東に15度振り、A B 2本の滑走路同時発着としております。この場合、新たな騒音区域は南北に広がる。とりわけ南側地域にとっては旧光町、多古町、旧八日市場市等々、広大、広範囲に広がることが十分に予測される場所です。30万回の大増便と飛行方式の変更に伴う対策区域はどうなるのでしょうか。空港問題の調査研究チーム、成田空港から郷土と暮らしを守る会は次の点を指摘しております。

まず第1は、大幅な増便でも騒音対策区域はほとんど広がらず、期待できないという問題指摘です。問題は、国の制度に欠陥があることです。それは騒音対策の基本である騒音評価方式と環境基準値のもとでは、70デシベルの航空機が100機から倍の200機にふえても騒音値はわずか二、三ポイントの上昇です。したがって、発着30万回の大増便でも住民の騒音被害を補償する対策区域の拡大はほとんど見込めないということになります。また、各航空会社は燃料などコスト削減で航空機の軽量化、強化プラスチック化と低騒音機の開発で5年後をめどに切りかえ導入の方針であります。

守る会の指摘のその2は、平行滑走の発着を東に15度振るという飛行方式の変更の問題です。開港前飛行方式について、航空機騒音公害の拡散防止のため、千葉県内は直進上昇、直進降下という約束が友納知事と運輸大臣の間で確認事項となっております。しかし、今回の発表は、約束違反であり、容認できない重大問題ではないでしょうか。

そして、3つ目の指摘は、成田空港現状の発着20万回にあと10万回の増便は、1日のうち、どの時間帯で発着枠をとるのか。現実問題として、その時間帯は早朝と深夜以外空きがありません。早朝、深夜に増便されることは住民にとって睡眠妨害となり、健康被害など住民の生活に重大な影響が及ぶことは必至であります。空港会社による発着30万回可能とする増便試算問題への対処方針、加えて航空機騒音の住民被害補償対策を抜本的に見直しを求める問題、友納知事との約束飛行方式をほごにする問題、そして増便が住民が休んでいる深夜と早朝の時間帯に集中することでの健康被害など、おのおのについてどのようにお考えか、その見解を求めるものであります。

医療問題です。九十九里地域医療センター構想が断念される中での今後の東陽病院のあり方について、町当局の見解を尋ねるものであります。

この山武都市医療センター計画は、山武地域の医療の底上げを目指して2003年度に構想が出され、翌年7月から本格協議が開始され、9回の策定委員会で基本計画をまとめ、2006年4月には県の開発許可を受けておりました。2006年といえば、3月27日に当町の合併が整い、4月23日には初の町長選挙が行われた年でありました。ここで合併、医療センター推進派が当地でも山武市でも破れる激変の事態となりました。1週間後の香取市長選挙でも、県立佐原病院の原状回復を求める会の代表・宇井氏が大差で市長に当選をいたしました。また、合併前の3月には、国保成東病院の内科医が9人全員退職することで入院も二次救急も不可能な事態となり、住民の間には衝撃が走りました。この大もとには県立東金病院の内科医が10人から4人になり、成東病院にしわ寄せがいったことにより医師の勤務条件が耐えがたいものになったからであります。地域医療の崩壊の引き金を引いた県立東金病院の医師不足は、国言いなりに自治体病院の統廃合に進もうとした結果であります。山武医療センター構想は、県立東金病院、成東病院、国保大網病院、公立東陽病院を統合再編する、東金病院はつぶしてセンター病院をつくるが、県は加わらない、成東病院、東陽病院などはセンター病院の支援をするサテライト構想というものであります。その後、診療科やベッド数の修正、長生郡市への参画を求めるなど、基本的な矛盾を広域でカバーしようとしてきました。救命救急センターを目玉にしましたが、県みずからの撤退による地域医療からの責任放棄のもくろみは崩れ去りました。佐藤町長は、就任と同時にこの医療センター構想に巻き込まれ、地元の東陽病院の行く末に思案していたものと思いますが、医療センター構想が破談した要因は何だったと分析しているのか、所見を聞きます。そして、その点を踏まえて東陽病院の運営を今後どうしようとしているのか尋ねます。

昨年12月に政府は「公立病院改革ガイドライン」を取りまとめ、2008年度中にガイドラインを活用した公立病院改革プランを策定する通知を出しました。改革プランは、経営効率化、病院機能の再編とネットワーク化、経営形態の見直しに関する計画を提示させるものとなっております。この自治体病院の再編、縮小、廃止を推進して、国と地方の財政支出を減らす改革を目指すものにほかなりません。しかし、医療を支え、命と健康を守る自治体病院の改善・充実こそ住民は求めております。救急体制の整備、産婦人科・小児科の設置など、医療における安全・安心の体制が、充実が急がれております。ガイドラインはそうした住民の願いに反し、地域から医師や病院を奪うものとなっております。今後の病院経営を考えると、暗に無視できない押しつけととれるが、それをそのまま検討・推進していくのかどうか。あるいは公立病院を取り巻く厳しい現状と病院の実情をありのままに町民に伝え、現状を打開していくためにも住民の地域医療に対する声を的確にとらえて、国や県に働きかけていくことが必要であります。そのためのアンケートなどの取り組みが求められているというふうにありますけれども、今後の対処方針を確認したいと思います。

稲作の生産調整についてです。

農政改革3対策の1つ、米対策として生産調整の強化が打ち出されております。「10万ヘクタールの過剰作付に向けて」として生産調整への行政関与を強めております。この緊急対策は、未達成者にはペナルティーをつけて推進するというもので、消費量の減退の中で過剰作付は米価の下落につながるというものです。本当に過剰作付か。本町の生産調整の目標面積、実施状況はどうなっているか。ペナルティーをつけてまでこれを実施するのか。作付前に農家のもやもやと怒りが起こっております。国産米がどのくらい過剰なのか、減反面積を計画どおり達成したら米価が安定する保障があるのか、これが農家の声であります。国産米の在庫は、昨年11月の米穀年度末にはなくなり、新米を22万トン先食いして供給をつないでいます。過剰となっているのは輸入米で、152万トンあると言われます。平成の米パニックと言われた1993年より23万トン繰り越し在庫は少ないというのが実態であります。減反すれば生産者米価が回復するという保証はありません。需給すれすれの状態の中で政府の備蓄米を古米だとして生産費を下回る価格で販売していることが問題であります。

2006年の農水省の調査でも、米の生産費は1俵1万6,282円、農家の労働報酬は1日2,048円、これを時給にすると256円、これは労働者の最低賃金の4割ですから、生産が続けられません。米の減反の歴史は、1970年から米過剰の解決、食管赤字を減らすため、食管制度を守るために減反が必要だ、米の輸入を防ぐために減反が必要だ、そして米価格の低下を防ぐ

ために減反が必要だとの理由づけで行政決断が進められてまいりました。農民の反対を押し切って輸入もされ、政府は価格からも流通からも撤退をし、価格を市場原理にゆだねてきた結果、大小を問わず農業に展望が持てないという状況が広がっております。まさに米つぶし、農業破壊の政策が多国籍企業化した大企業、財界の意向に沿って輸入優先の政策として進められてきた歴史でもありました。この結果、中国からの冷凍ギョーザに見られる食の不安、小麦やトウモロコシの値上げによる食品価格の大幅上昇をもたらし、食料自給率の向上を求める世論が今沸き起こっております。地球的規模での温暖化、異常気象、環境破壊も現実の恐怖になっております。金さえ出せば世界じゅうから食料を買える時代は終わりました。食料自給率39%のこの国の危うさは、国民の命を支え、地域経済と個々の環境を守っている農業の崩壊とつながっております。

発展途上国の経済発展と食糧需要の増加、バイオ燃料ブームで家畜と自動車が食糧の奪い合い、投機マネーの暴走が原油市場、穀物市場に流れ込み、価格を高騰させております。小麦、トウモロコシ、大豆の国際価格は昨年10月ころより上昇に転じております。この4月からは小麦の原料価格が3割も値上がり、食品価格の高騰が心配されております。このような世界的な食料をめぐる変化の中で、自給率こそが最大のキーワードとなっております。米改革、強制減反の中止と、政府が米の管理に責任を持ち、価格保障を実現することの対策を求めることこそ、生産意欲を励まし、消費者の願いにこたえることにつながると思います。

以上であります。

〔18番議員 越川洋一君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、越川議員さんのご質問にお答えします。

初めに、成田国際空港の離発着30万回問題についてでございますが、平成18年度の成田国際空港の発着回数は19万636回となっております。

昨年12月の定例議会でも山崎議員にお答えをいたしました。2010年3月には2,500メートルの平行滑走路が供用開始され、大型機の乗り入れや発着回数22万回が見込まれておりますので、騒音地域の状況など見直しが必要になると思っております。

この平行滑走路、北伸後の年間発着枠は、国・県、地元自治体、空港会社の4社間で平行滑走の北伸整備に係る確認書を取り交わし、発着枠22万回の合意がなされており、この中で

「国・空港会社は、今後、22万回をさらに増加させる場合は改めて地元と協議することとする」となっております。

なお、発着回数30万回につきましては、国や空港会社から公式発表されたものではございませんが、物理的に可能だとしたものであると思われま。

当然のことながら、2010年3月には2,500メートルの平行滑走路が供用開始され、発着回数がふえることから、騒音被害について危惧されるところでございますが、騒音問題は地域住民にとっても極めて重大なことでありますので、慎重に対処してまいりたいと考えております。

また、直進上昇、直進降下につきましては、昭和48年5月18日に国から当時の運輸大臣に要望書が出されておりました、運輸大臣からの回答が昭和48年5月25日に出されておりました、九十九里から利根川までの間、直進上昇、直進降下については要望に沿うよう措置をするというような答弁がなされておりました、今でもこれは生きているというように聞いております。空港会社においても、これは認識しているところであるとのことでございます。

次に、新環境基準、騒音測定方式の見直しについてでございますが、航空機騒音にかかわる測定・評価方法は、昭和48年以来、W E C P N L（加重等価平均感覚騒音レベル）を採用しております。空港周辺には全体で103局の航空機騒音監視測定局が設置されております。しかしながら、平成14年に成田国際空港において、W E C P N L（加重等価平均感覚騒音レベル）の逆転現象が発生したことや、近年、騒音測定技術の進歩や国際的に航空機騒音についてエネルギーベースでの評価指標等が採用されていることから、現状に適した新たな評価方式の採用が必要になってきたために、昨年12月、環境省は中央環境審議会の答申を受け、最新の騒音技術の活用、国際的動向への整合、逆転現象の解消等において、より正確な評価が可能になるとして、航空機騒音に係る環境基準の評価方式をL den（時間帯補正等価騒音レベル）に改正することを決定いたしました。これは平成25年4月1日より施行することでございます。当町においても、航空機騒音監視測定局103局のうち、常時監視局9局が設置されておりますが、この改正に伴い、L den（時間帯補正等価騒音レベル）の計算機能や解析機能の追加等、データ処理システムの大幅な変更が必要となってくることから、航空機騒音データ処理を一元的に集計処理しております成田空港周辺地域共生財団と十分協議し、遺漏のないよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療問題についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の医療センター構想が破談した要因についてのご質問でございますが、先般の全員

協議会におきましてもご説明申し上げましたが、本計画につきましては、建設予定地の問題や成東病院の機能回復への障害などが関係市町間での意見の食い違いの原因となり、また、計画策定委員会の座長が辞任するなど、一時、計画自体が中断していたことはご承知のことと存じますが、昨年2月13日に地元選出県議及び千葉県健康福祉部長ほか関係者が同席した市町長会議が開かれ、この席上で山武郡市広域行政組合を軸に改めてスタートラインに立って計画を煮詰めていくことが合意をされました。

そのときの合意事項の内容は、1つとして、成東病院は計画の修正案をベースに150床にする。2つ目、長生郡市にも参画を求め、名称を（仮称）九十九里地域医療センターに変更する。3つ目、東陽病院については、今後、横芝光町の二ズ等を踏まえ、計画を見直す中でこの計画の枠組みに加える。4つ目、19年度以降、新たな検討組織を立ち上げ、具体的な計画の細部を検討するなどでありました。また、このときに千葉県からは、県としても基本的に現在の市町の財政負担を超えないように最大限の財政支援の検討に着手するとの考えが表明されておりました。

この後、平成19年3月16日に山武郡市の市町長一同で堂本知事に対し、医療センターのセンター長の推薦を要望いたしました。これを受けて県は、千葉大学にセンター長の人選を依頼してござっておりました。それが年が明け、ことしの1月になり、千葉大学から医療センターに関する幾つかの質問が出され、その1つがセンター長の権限を確認するものでありまして、この回答内容について、2月15日の市町長会議で話し合った結果、昨年2月の合意事項を見直す権限をセンター長に与えることになると、成東病院を初め、東陽病院も支援病院として計画に参画した場合は、ベッドを持たない診療所になってしまうことがかなり高い確率で予想できることから、この点の意見が一致せずに計画が白紙撤回されたものでございます。また、この計画を進める上で、構成市町における財政負担の不透明さ、具体的な地域医療の確保策で基本的な合意が得られていなかったことも確かでありました。

続きまして、2点目の東陽病院の運営を今後どのようにしていくかとのご質問でございますが、ただいまお話をいたしました医療センター計画が白紙となった現在、新たな方向性を検討する必要が生じたことは確かと認識しております。

近年、多くの公立病院において、経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や医療提供体制の維持が極めて困難な状況になっております。東陽病院も例外ではなく、昨年末に常勤の内科医師が1名退職し、その後任が確保できない状況でありましたが、幸い、病院長からの大学への働きかけと、インターネット

の医師求人サイトの有効的な活用に活用によって、非常勤の外来担当医師及び当直担当医師など、ある程度の医師確保はできたところでありまして、大幅な診療制限を行うことなく医療を提供できると思っておりますが、引き続き常勤医師の確保には努めてまいりたいと考えております。

なお、運営面についても現状でよいとは考えておりませんので、平成20年度からは、昨年末に総務省から示されました公立病院改革ガイドラインに沿った改革プランを策定し、その中で地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供するという公立病院の果たすべき役割を明確にしながら、ガイドラインの3つの視点であります「経営の効率化」「再編ネットワーク化」「経営形態の見直し」を踏まえた計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、町民の要求をとらえるためのアンケートの実施についてという件でございますが、ただいまご説明をいたしました「公立病院改革ガイドライン」に基づく改革プランを策定していく上で、必要に応じて患者さんあるいは住民の皆様方の意見を求めるための方策として検討してみたいと考えております。

次に、稲作の生産調整についてのご質問にお答えをします。

平成19年度産米の本町の生産調整の実施状況についてであります。初めに生産調整の方法を申し上げますと、平成16年度からは、これまでの転作面積の配分から生産してもよい米の数量の配分が変わりました。あわせて、生産者には、生産数量を面積に換算した作付目標面積を配分し、確認は面積により行っております。

まず、千葉県内の19年度産の生産量は、生産目標数量26万6,000トンに対して、32万7,000トンが作付され、目標数量を6万1,000トン上回り、過剰量は全国で福島県に次いで2番目に多い県となっております。

当町横芝光町の状況でございますが、平成19年度米の県からの生産目標数量7,701トンに対し、1万900トンが作付され、率で41.5%の大幅な過剰作付となり、県内では13番目の高い率となっております。これを面積換算いたしますと、目標面積1,383ヘクタールとなり、これに対して作付推計面積は1,960ヘクタールで、作付過剰面積は577ヘクタール、県内で7番目に多い結果となっております。

次に、過剰作付の実態でございますが、本町の水田の状況は、地下水位が高く、ほとんどが湿田状態な上、圃場整備が終了していない水田が多いことから、稲作以外の作物をつくるのは極めて厳しい状況にあると思います。また、生活の主たる収入源を農業以外とする兼業

農家においては、生産調整に対する関心が薄れていることも要因の1つと考えられております。さらに、早場米の産地であり、つくれば売れるという現実が過剰作付を誘引するとともに、米価の下落による収入の減少を数量で補う傾向にあると思われます。また、米価水準の下落が過剰作付によるものであるという認識は持っていると思われませんが、現状では、米よりも価格と生産効率で有利な作物がないことこそ実態であると感じているところであります。

次に、未達成者のペナルティーを強制するのかがとご質問でございますが、平成19年12月21日、農政改革緊急対策本部が決定した「当面の生産調整の進め方について」の中で、目標未達成の都道府県、地域、農業者へのペナルティーとして、都道府県、地域にあっては20年産の産地づくり対策交付金で予定どおり交付されない。21年産の産地づくり対策交付金や各種補助事業、融資について不利な取り扱いを受ける。このようなことがあり得ると記載されております。ちなみに当町では、平成18年度に約2,300万円の交付金をいただいておりますが、生産調整が進まなければこれらの交付金に大きな影響が出るものと思われま

す。また、農業者も同様で、各種政策支援措置についてペナルティーを課すとされ、「認定農業者であることが要件となっている農林漁業金融公庫のスーパーL資金については、今後、生産調整非実施となったことを理由に認定農業者の認定が取り消された場合には、繰り上げ償還を求めるとともに、農林水産長期金融協会からの利子助成の措置を停止する。スーパーL資金以外の政策融資、融資残補助を初めとする各種施策支援措置については、災害資金など一定の部分を除き、生産調整非実施者をその対象としない方向で検討する」としてあります。さらに、関係者は目標未達成とならないよう全力を挙げることとし、未達成となった都道府県、地域の具体的な取り扱いについては、20年産の生産調整の推進状況、達成状況等を見ながら、適切なタイミングでペナルティーを決定すると明記されております。

このような状況を踏まえ、当町では千葉県生産振興課と山武農林振興センターを加えた生産調整推進会議を開催し、平成20年以降の生産調整に対する基本方針を決定いたしました。概要を申し上げますと、県の基本方針を重視し、飼料作物並びに飼料用米を重点的な取り組み作物とする。集落営農組織の構築を推進し、農地・水・環境向上対策実施地区（篠本、新井、二又、入、小堤）等を対象に、ブロックローテーションや固定団地による麦、大豆、稲ホールクロップサイレージ等の集団転作を推進する。特に横芝光町では、近隣市町村と比較し、肉牛や酪農を営む生産者が極めて多いことから、飼料作物の生産が求められている。これらの状況を踏まえ、当町においては、特に稲ホールクロップサイレージを重点作物と位置づけようとしております。まずは、このような方針に基づき推進することが重要であると考

えているところであります。

しかしながら、生産調整は米価の下落に歯どめをかける重要な施策であることから、町においては今後の国・県の動向を踏まえ、未達成者や未達成地域における支援の内容に差をつけるなど、検討をしなければならない課題でもあると思っているところであります。

続いて、3点目の世界的な食料をめぐる変化、自給率向上が最大のキーワードについてでございますが、日本の食料時給率はカロリーベースで39%と言われており、農林水産省はこの1月に発表した食糧供給の内訳では、大豆、野菜、果物などが32%、魚介類が59%、砂糖類が32%、小麦が13%、油脂類が4%、畜産物16%、米が94%となっており、小麦、大豆、トウモロコシの3品目はほとんどアメリカ産に頼っている状況であります。世界人口の増加、中国等の急激な経済発展、バイオ燃料向けの農産物等の需要増加、所得の向上に伴う畜産物の需要増加など、地球規模で需要が高まっております。

一方、供給面では、異常気象の頻発、砂漠化の進行、水資源の制約、家畜伝染病の発生など不安定要素をたくさん抱えているのが現状で、現にオーストラリアでは2年連続の干ばつによる不作と投機マネーの介入のため小麦の相場が大きく上がり、日本の食生活に影響を及ぼしているところは議員のおっしゃるとおりでございます。

また、さきの中国製冷凍ギョーザに付着した農薬中毒事件の影響で、輸入農産物や加工品に対する信頼感は急速に失われております。今、日本人の目は品質管理の高い安全・安心の国内産に向けられ、野菜類の需要が伸び、小麦製品の値上がりから米の消費が若干ふえているとの報道がございました。消費者に、値段にかかわらず安全で新鮮な国内産農畜産物を選んでいただくことが、農業者の経営安定と生産意欲の向上につながり、自給率の向上に結びついていくことを期待したいと思っているところでございます。

4点目の米改革の中止と米の管理に責任を持ち、価格保障を実現することの対策を求めることについてでございますが、国の施策に関することでございますので、当議会での答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 最初の、成田空港問題であります。成田空港の発着回数30万回可能試算は、単に発着処理能力の可能性を試算したにとどまらずに、民営化空港会社の増便での機能拡充、これが直接的に利益拡大につながるという意図、これは明白であります。騒音

被害に苦しむ住民の声、とりわけ7割が騒音区域の芝山町の町民の声、「増便を断って羽田に移るなら、それでも結構だ」これが率直な声であるというふうに聞いております。開港以来、不十分で遅々として改善されていない被害補償と対策のもとで、睡眠障害など住民生活を脅かす深刻な影響が及んでおります。しかも、今、平行滑走路新整備の最中で、供用開始も数年先、発着回数22万回というのは住民同意の上限だということです。これを上回る30万回増便がなぜ出てくるのか。国と空港会社の本音は、口では「地域との共生」ということを言うわけではありますが、騒音に苦しむ住民の心を平気で踏みにじるもので、許せないというふうに思います。したがって、30万回試算は全面的に返上、撤回させるべきではないでしょうか。町長は、この3月29日開催の9団体の会議が予定されているというふうに聞いておりますけれども、明確な態度表明をすべきではないかというふうに思います。いかがですか。

それから、将来の増便問題より、今、住民のためにやるべきことというのは、1つ、騒音対策、被害補償制度の抜本的見直しの問題であるというふうに思います。騒音評価方式と環境基準は、昨年環境省告示で見直しとなったものの読みかえ程度の変更で、制度の改善は全くないわけです。そこで、改善を求める上で、昨年、成田市が発表いたしました「地域の環境と生活に関する調査報告書」の最大のポイントであるところの評価方式に、夜間・深夜・早朝の睡眠への影響を反映させる制度に抜本的に見直すようにと成田市など周辺の9団体が共同・協力して要請していくべきというふうに考えます。この点について、町長、いかがですか。

それから2つ目は、成田空港で離発着飛行方式は、地元千葉県と国との間での約束で、県内直進上昇、直進降下を厳守して、騒音公害の拡散を防止すると。この約束を今後も堅持するよう9団体推進会議として空港会社と国に確認すると。これも今後の30万回問題を通じての横芝光町における騒音問題、こういうことを予想した場合に大事になってくるものというふうに思います。この点について、2回目の質問にしたいと思います。

医療問題についてですが、医療センター構想が破綻した原因ですけれども、私が思うには、東金病院を運営する県が地域医療からの撤退を表明して、計画にきちっと参加しない。それから、肝心の医師確保の見通しが無い。新病院の救急医療体制が数年前の東金病院より後退する。それから、中核病院の成東病院が大幅に縮小して、地域医療体制を弱体化させるという問題。建設費が新たな負担増となる。こういうような問題があるというふうに考えられますが、この点についていかがでしょうか。

今日の公立病院の経営難というのは、不採算な地域で病院を運営して、医師・看護師の確

保ができずに、病院収入である診療報酬が低過ぎるところに基本的な問題があるというふうに思います。そういった中で、今後の東陽病院の運営についてであります、ガイドラインに沿って改革をするというお話もありましたけれども、きょうの一般質問の齊藤議員の質問の中に対する答弁でもありましたが、実態的にも物理的に地理的にも今後の東陽病院のあり方というのは、旭中央病院との連携、かかわりを抜きには考えられないんじゃないかというふうに私も考えております。ですから、そういう方向で検討を深めるのが現実的ではないのかなというふうに思うんです。

改革プランが求める経営効率化という点では、ガイドラインの中身を見ますと、病院の経常収支が黒字、一般会計の繰り入れ後に黒字になる計画の策定、こういうことが言われていると思うんです。ところが、現行は平成18年度決算では6,300万円の赤字ですよ。この策定と、このために民間委託、給与体系の見直し、病院の診療所化ということが言われております。それから、3年連続して病床利用率70%以下の場合の病床数の削減と。東陽病院は70%以下にはなっていないというふうに思うんですけれども、こういったことも行われている。

それから、再編ネットワーク化ということでは、二次医療圏内の公立病院、民間病院を含めて統廃合、診療所の統合、医師の集約化、病床削減を図る、こういった方向を指し示しております。経営形態の見直しという点では、民間的経営手法の導入、独立行政法人化、指定管理者制度の導入、財政健全化法で連結決算を導入する、財政支援策で改革を推進というふうなことになっていると思うんです。大変厳しい水準をクリアしなければならないということが求められているというふうに思います。健保や医療法に基づいた国民の医療を受ける権利に対して、国と地方の支援というのは当然であります。この間、診療報酬の引き下げや自治体病院の地方交付税の引き下げなどが病院経営を苦しくしてきたわけですが、国による押しつけは許されないということを共通認識にして、医療費抑制の構造改革路線の転換が必要であるというふうに考えます。ですから、こういうガイドラインに沿って進んでいった場合に東陽病院はどうなるのか。町長はどういうふうに考えるか、伺いたいと思います。

それから、全町民へのアンケートという方針を確定されたいという点については、検討するという事ですから、大いに検討していただきたいと思います。

これまでの東陽病院についての内部改革の検討委員会が設けられてきたわけですが、この中でどこまで前進しているのか。そういう枠組みの範囲では、改革を強く押し進めていくことはできないのではないかとこのように思います。いずれ病院の再建というのは、住民の理

解と協力がなければ進みません。ですから、今後の推進の仕方、検討という中に住民の声を集約することが非常に重要になってくるというふうに思いますので、この点を今までと違って前面に出して取り組みが必要だというふうに思います。

東陽病院は、18年度の決算で見ますと、匝瑳市の負担金6,100万円を含めて3億2,850万円一般会計から出ております。当年度6,300万円の赤字で、繰り越し欠損が12億1,700万円。2種類の欠損金があるわけです。企業債として16億8,800万円、この利子だけで1億1,000万円。一時借入金が1億9,000万円、この利子が224万円。この病院をどうするかという問題です。非常に頭の痛い問題だというふうに思いますが、住民の願いは、救急医療体制を含めて公立病院らしい東陽病院に拡充してほしいというのが願いだというふうに思います。そういう方向に向けて鋭意努力を願いたいと思います。

生産調整であります。答弁の中での非常に苦しい胸のうちを聞いたわけですが、横芝光町の今の農業を取り巻く状況の中で、価格と有利な作物がないことが実態だという認識は非常に共感を得まして、そういう中でペナルティーをもってこれが推進されるということで苦悩していると言えるわけですが、苦悩しながらも、今後、各農家には支援内容に差をつけざるを得ないという。行政が、主人公である農家住民にペナルティーをつけるということ自体、政策的に行き詰まっている姿だというふうに思います。これが本当に生産意欲をなくして、決して生産振興にはつながらないというふうに思うんです。さっきも言いましたように、今の米価の状況では労働報酬が1時間256円。ワーキングプア以下です。こういう状況です。この中で鋭意頑張っているというのが多くの農家の実情であります。

消費量が若干ふえているわけですが、問題は、その消費量が減退して作付が過剰だということではなくて、国産米の在庫は、加工用が17万トン、備蓄米が34万トン、えさ処理で10万トン、そして需要833万トン、作況指数99で、生産量が871万トンというふうになるわけですが、こうなると23万トンの不足になる。国内で農家がつくっている米が不足になるというのが実態だというふうに私は思っています。

いろいろ言うわけですが、米価の下落は過剰生産に求めるのではなくて、経済財政諮問会議などは「もっと米価を下げるということを生産者に伝えなければ構造改革は進まない。1俵1万1,000円でも高いというのが私たちの共通の考えだ」というふうに言っているわけです。こういうところを見ますと、米価下落という問題はまさしく政策そのものだという気がいたします。

先ほどの答弁でもあったわけですが、麦、大豆をつくれる町内の条件はごく一部。ホール

クロップサイレージというふうに言いましたけれども、この受け入れの体制はあるのか。やろうとする意思のある農家を全部これでフォローできるのか。みんながやった場合の財政補てんが町でできるのか。こういう準備をしなくて造成すれば、離農しかないという方向に行かざるを得ないと思うんです。そういう点をもう一度伺います。

それから、食料をめぐる自給率の向上の問題を言いましたけれども、これは非常に国際的な国の政策の問題だけでなく、ストレートに地域農業にかかわってくる問題ですけれども、中国産の冷凍ギョーザに見られる輸入食品の安全問題、相次ぐ食品値上げで、金さえ出せば世界から食料を買えるという時代は終わったと、こういうふうに言われています。

もう1つは、世界的規模での温暖化、異常気象の問題。大干ばつのオーストラリアの小麦価格の上昇。もう既に上がっているんですけども、4月からまた3割上がるということなんです。EU諸国は穀物を休耕、廃止した。ロシアなど7カ国が小麦の輸出制限。農水省が食料安全保障課という課を新設するという話です。国民の食料安全保障が重要になったという認識なんですね。それから、中国、インドなどの経済発展と食料需要の増加という問題があります。バイオ燃料ブームでトウモロコシ価格が非常に急騰してしまっていて、豚や牛、鶏などの畜産農家を直撃しています。それから、投機マネーの問題、これが原油や穀物に押し寄せている問題があります。ということで、小麦、トウモロコシ、大豆の国際価格は、今、どんどん上昇しておりまして、現在も非常に高い水準にある。期末の在庫率は、食料危機と言われた70年代を下回る水準になったということです。こういう中で丸紅経済研究所所長の柴田さんは新聞にこういうことを主張していたのが連載されておりましたけれども、「世界の穀物価格の上昇は、これまでの天候による豊凶でなく、需要側に原因がある。世界的な消費の拡大に生産が追いついていないため、新しい価格帯への変化が始まっている。地球温暖化の影響で異常気象が頻発し、農作物の生産に影響する懸念がある。日本はもはや耕作放棄とか生産調整などを行っている場合じゃなくて、食料確保に向けて土地・水・人材をいかに利用し尽くすかに知恵を絞るところに来ている」こういうふうなことを言っているんですね。今、こういう段階に来ているというふうに思うんです。そういう食料をめぐる世界的な情勢が変わってきているという中で、末端の農家は高齢化で後継者がいない、生産意欲をなくしているという状態ですから、米改革の中心は価格保障の問題が国の政策だと言い切っちゃっている町長には大変不満なんです。末端の実態をぶつけながら地産地消も進める、これで地域農業を守る、こういうことが大事だと思います。時間がなくなりましたけれども、ひとつ答弁をよろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、るる答弁をさせていただきますけれども、旭中央病院との関係については東陽病院の事務長からして、ホールクロップサイレージの取り組みについては産業課長のほうから答弁させます。

まず、空港の騒音向けのいろいろの問題でございますけれども、何はともあれ、今、30万回が出てきた背景の1つには、それこそ東京都知事石原さんが羽田空港の国際化を非常に声高らかと上げている中で、羽田空港の国際化と内済分離という中で、要するに成田空港、騒音ですとか地域の皆さんとの問題はすべて解決を図られているわけではありませんけれども、そういう中で国際空港としての位置づけを守っていかなければならないという話の中から、いろいろとそういうような利用拡大について話が出ているわけでございまして、当然のことながら離発着の回数がこれから22万回になっていくわけでございますけれども、そうなったらそうなったで、やはりコンターの引き直し、いろいろな部分でこれは当然のことながらやらなければならないし、それについては私どもも強く言っていきたいなと思っております。

また、今度の29日の会議は地域づくりの推進会議でございまして、成田空港を中心とする9市町は、成田空港が国際空港としてある地域としてふさわしいまちづくりをするためにはどうかということと、おのこの町の発展をダブらせた中で空港、県、国と4者協議の中でこれから進めていくものでございまして、そういう部分では、ある部分、騒音の問題とはかけ離れた会議でございますので、その辺の部分についても一応ご理解をいただきたいと思っております。

また、新たな測定方式の問題でございますけれども、これについては、正直言って私どももまだ把握できていない状態でございます。ただ、より一層住民のためになるようなものにしていかなければならないというのは私どもも考えるところは同じであろうと思っておりますし、この辺についても今後いろいろと研究・検討をしてみたいと考えております。

あと、医療問題の件でございますけれども、まず最初に、九十九里医療センター構想がなくなった問題について、医師の確保の問題、いろいろな部分、東陽病院の関係ということになっているのであるので、まさしく議員おっしゃったとおりでございます。

また、旭中央病院との関係については、この後、東陽病院事務長に答弁をさせるわけでございますけれども、そのほかにも救急車が匝瑳市横芝光町消防組合がやっている関係で、旭中央病院との連携もほぼスムーズにいつているのではないかなと考えているところもあります。今後、そういう部分も含めて旭中央病院との関連をより一層深めてまいりたいと考え

ております。

また、東陽病院の今後の運営についてでございますけれども、確かに赤字があるのは重々承知をしているところでございますけれども、果たして利益を追求するだけが自治体病院の役目ではないわけでございますして、町民の健康維持、いざ病気になったときのための病院としてなければならないものでございまして、開業医のやらない地域で、開業医でできない診療を全部合理的に進めていったでは自治体病院としてのあり方に疑問を抱かざるを得なくなるような状況になりかねないので、今後、当然のことながら病院運営の合理化をしつつも、サービスがなるべく低下しないように今後も努力していく所存でございます。

そして、先ほど病床の削減も余儀なくされるお話をされていたわけでございますけれども、先般、病院長ともその辺についてお話をさせてもらったことがありまして、現実問題、100床でも、極端な話50床でも、経費的な部分とか運営的にはさほど変わらないので、あえてこの100床を減らす根拠というのはなかなか見出せないし、やはり100床ぐらいの規模がないといろいろな部分で今後も運営しづらくなる部分も出てくるじゃないかというお話の中で、この病床を減らす考えは私のほうでは今の段階では毛頭ございませんし、これを維持していきたいと考えております。

また、内部組織改革の進みぐあいの問題でございますけれども、先ほどアンケートは検討したいと申しましたけれども、実はもう一昨年、病院内では患者さんに対するアンケートを行っております。そうした部分で、またいろいろな角度から、このアンケートを検討して、ぜひ大事なご意見を町民から、また患者さんから聞かせてもらうというのは非常に有益なことだと考えておりますので、今後も検討を考えております。

そしてまた、起債の件で企業債の件でございますけれども、16億数千万円の起債残高があるわけでございますけれども、平成20年度にその16億円の起債の中の約15億円について企業債の利息が6.6%という金利を払っておりますして、この金利だけで約1億円を超してしまう。そうした中で、これを企画財政課ともコラボレートさせまして、今、借りかえをできる準備をさせております。これでかなりの金利負担の節約ができるのではないかと考えておりますので、是が非でもやらなければならないと考えております。

そうは言っても、経営と救急医療の充実については、ある部分相反するものがございまして、その辺についても、現状を把握し、バランスをとった中で考えていきたいと思っております。

それと、減反についてのことでございますけれども、ある部分、支援に差をつけざるを得

ないのかなというのが現状でございます、国・県の支援が閉ざされた場合、それを町単独で負担していくことは当然できない規模になってくるのではないかと憶測しております。そして、このペナルティーという言葉は国・県の表現でございます、私は、当町にはペナルティーという言葉は使わないようにというように指示をしております、あくまでも施策の衰退、減退といいましょうか、今までやっていたものをできなくなってしまうというような、結果的に不利益を与えてしまうのですけれども、当町では罰則というような観点ではとらえてはいけなかなと思っております。

そして、ホールクロップサイレージは、先ほど申し上げましたとおり、産業課長のほうからお答えをさせますけれども、私は、日ごろ農政に関しては、これから世界的な食料問題が大きくクローズアップされることは随時言ってまいったわけでございまして、この横芝光町の農地を守ることがこの地域を守ることであるし、については国力を維持するための大きな1つのものがございますので、そういう認識のもと農政についても今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁にかえます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 産業振興課長に申し上げます。制限時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

産業振興課長（高埜広和君） まず、米価の下落の要因でありますけれども、米の消費量が年々減少する中で需要を上回る作付が長く続いていることが需要供給のバランスがとれなくなったということでもあります。このような中で消費の一層の拡大を図ることがまず先決であります。そして、その上で米価の下落の抑制策として生産調整を行うというので協力を求めているということでもあります。ご理解をお願いしたいと思います。

それから、ホールクロップサイレージであります、基本方針のほうにもありましたように、当町においては肉牛の経営者、酪農の経営者が約32件ほどあります。そういう中で、現在でも入の営農組合で6ヘクタール、ホールクロップサイレージを行っていただいております、すべて町内の肉牛の生産者で利用をいただいております。したがって、町がホールクロップを推進するのは、町で生産したものが町で消費できる、いわゆるこれも1つの地産地消ということで重点作物というふうに決定をしております。今回、入営農組合に加えて、基本方針にありましたように篠本、新井、小堤、加えて栗山地区でホールクロップサイレージを行っていただけるということで今取り組んでいる状況であります。

以上です。

議長（八角健一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

#### 休会の件

議長（八角健一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

3月10日は議案調査のために休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、3月10日は休会と決定しました。

#### 散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程は、これをもって終了いたします。

3月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時20分）

## 平成20年3月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成20年3月11日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 横芝光町文化スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第11号 山武郡市広域行政組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第12号 指定管理者の指定について(横芝光町駅前広場)
- 日程第14 議案第13号 指定管理者の指定について(横芝光町老人憩の家)
- 日程第15 議案第14号 指定管理者の指定について(横芝光町地域活動支援センター)
- 日程第16 議案第15号 平成19年度横芝光町一般質問補正予算(第5号)について
- 日程第17 議案第16号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第18 議案第17号 平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号)につ

いて

日程第 19 議案第 18 号 平成 19 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ

いて

日程第 20 議案第 19 号 平成 19 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 21 議案第 20 号 平成 19 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 22 議案第 21 号 平成 19 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 23 議案第 22 号 平成 20 年度横芝光町一般会計予算について

日程第 24 議案第 23 号 平成 20 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について

日程第 25 議案第 24 号 平成 20 年度横芝光町老人保健特別会計予算について

日程第 26 議案第 25 号 平成 20 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 27 議案第 26 号 平成 20 年度横芝光町介護保険特別会計予算について

日程第 28 議案第 27 号 平成 20 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 29 議案第 28 号 平成 20 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について

日程第 30 議案第 29 号 平成 20 年度横芝光町病院事業会計予算について

日程第 31 議案第 30 号 横芝光町教育委員会委員の任命について

日程第 32 議案第 31 号 横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約の締結につ  
いて

日程第 33 請願の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

|     |   |   |   |   |   |      |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|------|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 杉 | 森 | 幹 | 男 | 君 | 2 番  | 森   | 川 | 忠 | 君 |   |   |
| 3 番 | 實 | 川 |   | 隆 | 君 | 4 番  | 川   | 島 | 仁 | 君 |   |   |
| 5 番 | 齊 | 藤 |   | 隆 | 君 | 6 番  | 若   | 梅 | 喜 | 作 | 君 |   |
| 7 番 | 川 | 島 | 富 | 士 | 子 | 君    | 8 番 | 鈴 | 木 | 克 | 征 | 君 |
| 9 番 | 野 | 村 | 和 | 好 | 君 | 10 番 | 山   | 崎 | 貞 | 一 | 君 |   |

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 11番 | 伊藤 囿 樹 君 | 12番 | 嘉瀬 清 之 君 |
| 13番 | 川島 透 君   | 14番 | 鈴木 唯 夫 君 |
| 15番 | 八角 健 一 君 | 16番 | 川島 勝 美 君 |
| 17番 | 越川 輝 男 君 | 18番 | 越川 洋 一 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 町 長     | 佐藤 晴彦 君 | 理 事     | 鈴木 孝一 君  |
| 総務課長    | 林 英次 君  | 企画財政課長  | 林 新一 君   |
| 環境防災課長  | 布施 勇 君  | 税務課長    | 並木 俊郎 君  |
| 住民課長    | 高蝶 文徳 君 | 産業振興課長  | 高埜 広和 君  |
| 都市建設課長  | 瀬理 和夫 君 | 福祉課長    | 山本 照男 君  |
| 健康管理課長  | 実川 薫 君  | 食肉センター長 | 土屋 文雄 君  |
| 東陽病院事務長 | 田鍋 悦央 君 | 会計管理者   | 海保 清一郎 君 |
| 教育長     | 海保 教之 君 | 教育課長    | 小堀 正博 君  |
| 社会文化課長  | 越川 岳 君  | 代表監査委員  | 大木 國臣 君  |

職務のため出席した者の職氏名

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 實川 裕宣 | 書 記 | 須合 京子 |
|-----|-------|-----|-------|

### 開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

越川輝夫君より、本会議におくれる旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日、総務常任委員会委員長から、請願第1号及び請願第2号について、お手元に配付のとおり審査結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

### 一般質問

議長（八角健一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

川 島 富士子 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

川島富士子君。

〔7番 川島富士子君登壇〕

7番（川島富士子君） おはようございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

2008年の幕が開いてから早2カ月が過ぎ、時代の流れは速く激しいと感じずにはいられません。人口減少社会に突入した日本は、地域の衰退、格差拡大、雇用、救急医療、介護など、待ったなしの課題が山積であります。経済も回復基調にあるとはいえ、中小企業などすそ野には広がっておらず、福祉の後退も懸念される今、政治の停滞や政策判断のおくれは、国民に痛みを強いることになりかねません。とりわけ地方にあっては、現場の変化を鋭く感じ取る感受力を持たねばならないと痛感いたします。また、今後、行革が一層求められる、極めて厳しく、先が不透明な中であっても、町民サービスの低下につながらぬよう、英知を結集し、行政運営の全体を見直す工夫と努力が今ほど強く求められているときはないと思いま

す。

行革の断行によって、2万6,000町民の生活レベルの向上と、安定を維持した利便性の提供は、行政の責務であることから、数点にわたり、提言を含め質問してまいりますので、誠意ある答弁を求めます。

初めに、教育行政について、3点にわたりお伺いいたします。

1点目として、小中学校における特別支援教育支援員の配置状況と、今後の取り組みについて伺います。

一昨年6月、学校教育法が改正され、小中学校等に在籍する、教育上特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対して、障害による困難を克服するための教育、特別支援教育を行うことが、法律上明確に位置づけられました。昨年は特別支援教育元年であり、日常活動の介助と学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の計画的配置が行われることになりました。人的体制の整備は特に重要であります。

国が平成19年度より開始した小中学校の特別支援教育支援員を配置するための財政措置を、平成20年度、予算額は、市町村分として約360億円であります。支援員数は3万人相当で、これは、全公立小中学校数に相当します。国ではこのように積極的に整備をしていくようありますが、本町では特別支援教育に対する教諭をどのように配置されてきたのか。また、ニーズの違う子供一人一人に対応するための教諭の資質向上をどのようにされてきたのか、現状と今後の見通しをお聞きしたいと思います。

2点目として、学校施設の耐震化、防災機能の充実について伺います。

地方の財政状況は依然として厳しい中での予算編成であろうかとお察し申し上げますが、その中でも、教育予算については、人づくりの観点から、極力削減することのないよう、有効に活用できる配分をお願いしたいと思います。

さて、国が調べた平成19年4月1日現在の公立学校、小中学校施設の耐震改修状況では、千葉県として、耐震診断実施率はかなり高いものの、耐震化率は50%強で、全国平均の58.6%を下回る状況でありました。昨年12月に政府における耐震化推進に向けた取り組みとして、自然災害の犠牲者ゼロを目指すために、早急に取り組むべき施策、学校耐震化関係が発表され、児童・生徒の安全性の確保と地域住民の安全性の確保から、耐震診断を早急に始めるとともに、大規模な地震が発生した際に、倒壊または崩壊の危険性の高い公立小中学校施設約1万棟について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図るとあります。平成20年度予算は、前年度比プラス10億円の1,150億円で、平成19年度補正予算

の1,138億円と合わせると、2,288億円であります。このことにかんがみ、本町の計画状況及び避難所としての現状、方策、整備等は大丈夫か、お尋ねいたします。

3点目として、学校図書館図書費について、本町の取り組みを伺います。

子供の活字離れが言われて久しいですが、子供が読書に親しむ環境をつくるため、平成13年12月に、子供の読書活動の推進に関する法律が成立し、学校図書館の充実を含む子供の読書環境の整備について、国や地方の責務が明記されました。文部科学省は、平成14年度から平成18年度までの5年間、学校図書館図書整備のために、毎年約130億円、総額650億円を地方交付税で措置してきました。引き続き平成19年度から新たな学校図書館整備計画として、5年間で1,000億円、毎年200億円の地方財政措置が図られております。1,000億円のうち400億円を蔵書をふやすための費用に、残り600億円を古い本を更新するための買いかえに充てるとあります。現在、横芝光の学校の蔵書は、学校図書館図書基準を満たしているのか。現状と今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

次に、福祉行政について、4点にわたりお伺いいたします。

1点目として、本年4月から本格実施の特定健康診査及び特定保健指導についての取り組み状況を伺います。

健康管理課に女性課長が誕生し、県内先駆けての5歳児健診の導入や、妊婦健診の公費拡充など、きめ細かな女性ならではの施策の展開に、改めて感謝申し上げます。そしてもう一つ、全国的に本年4月から変わる健康制度であります。本町では既に19年度から取り組んでおり、そのスピードとすばらしい対応に、町民に対する慈愛の賜物と存じます。

そこで、現状をお聞きするとともに、対象者の問題、あるいは初期には自覚症状がないことから、健康意識の向上と受診率が大きな課題でなかろうかと思いますが、ぜひ成果や対応策等、今後のさらなる取り組みをお聞かせください。

2点目として、第3子以降の保育料を無料にしていかがか、伺います。

少子化は、国はもとより町の運命を左右する重大な問題であります。福祉日本一を目指される町長におかれましては、鋭意努力されておられることは周知のとおりであります。例えばこれからは、先送りできる事業の中から財源を浮かし、国の児童手当にかさ上げするなど、きめ細かな福祉対策事業の拡大、充実をさらに図るよう転換すべきとき到来ではないでしょうか。安心して子供を産み育てられる環境をつくるためには、いかに支援策を打ち出すか。いわば子育てに夢を持てる社会をどう確立すべきかが大変重要であろうと考えます。

お隣の山武市では、本年4月から保育料を改正し、同一家庭内で18歳未満の児童が3人以

上いる世帯の第3子以降については、保育料が無料となります。少子化対策の一助だそうですが、本町はそれ以上に、町長の英断により、ぐんと少子化対策、子育て支援が進んでおるところではございますが、保育サービスの充実、費用の軽減等、さらなる取り組みを期待するものでありますが、いかがでしょうか。

3点目として、耳マークの設置について伺います。

町長は昨年12月議会の政務報告の中で、このように話されました。それは、障害福祉事業についてであります。障害福祉事業の1組織として、ことし7月に横芝光町聴覚障害者協会が設立されました。耳の不自由な方々が初めて防災訓練に参加されるなど、みずからのハンディを克服し、社会参加に向けて積極的に活動されております。このような障害者の自立に向けての活動についても、今後、意を用いて支援してまいりたいと思いますということです。前向きに精いっぱい頑張っていられる皆様に、安心の支援の観点から伺うものであります。

今後、急速に進む高齢社会に伴い、老人性難聴者の増加も予想されます。また、病気、事故等により、人生の途中で耳が聞こえなくなった中途失聴、難聴者の方もいらっしゃいます。より細やかな窓口サービスとして、耳の聞こえにくい方には、「筆談しますので、申し出てください」と書いてある耳マークを設置していただきたいと思います。この耳マークは、昭和50年10月に名古屋市でシンボルマークが制定されたのを皮切りに、現在では全国各地に普及されております。聴覚障害者の方にとって、初めて訪れる場所は不安があります。少しでも安心して訪れることができるように、この耳マークの趣旨を十分に理解していただき、聴覚障害者の方への対応ができることを示すために、入り口等に設けていただければと思います。積極的な取り組みを期待するものであります。

4点目として、東陽病院の経営改革及び認知症高齢者に対するよい介護とよい医療について、かかりつけ医、介護施設とのさらなるシステムの確立と、東陽病院に専門医の導入はいかがか、伺います。

昨年12月号の広報の中で、瑞宝単光章に輝いた元東陽病院看護婦長さんの喜びの声の中に、「東陽病院に勤め始めたころは、周辺が松林に囲まれ、患者がリヤカーや耕運機で運ばれてきた時代。木造ベッド数34床の小さな病院でしたが、活気にあふれていました」と、当時を振り返るコメントがありました。現在の東陽病院しか知らない私は、先人の足跡をかいま見る思いをいたしました。まさしく町民の命を守ろうとの気概が、病院から、地域から伝わってくるようでした。

病院問題であります。先日の一般質問の中でも取り上げられ、ご答弁を伺ってきたところではございますが、センター計画が白紙になった現在、先人が築き、見守ってきた我が町の東陽病院の経営改善に向けた取り組みに全力を挙げることが最善であると思います。

大切な町民に、安定して医療を提供し続けるために、知恵を絞り出し、東陽病院のつくり直しに一致団結するときではないでしょうか。経営の効率化を図るための一助として、外部の有識者に経営診断をお願いするなど、健全運営に向けた取り組みが必須と思います。

また、先日町長からお話がありましたように、総合病院国保旭中央病院との連携であります。旭中央病院との連携であります。旭中央病院は、国の進めている役割分担を理解している上で、さらに当院のような重装備の大病院は、地元の病院、診療所で手に負えない患者さんの診断、治療を行い、病状が安定したら、居住地近隣の診療所へ戻っていただくこと。役割分担連携を政策として進めていますとありますので、当面、病診連携、病病連携のとれる旭中央病院と一層連携を強くしていただきたいと切望いたします。

さて、日本人の寿命が過去最高となりました。2006年の日本人の平均寿命は、男性が79.00歳、女性が85.81歳で、男女ともに過去最高を更新。しかも女性は22年連続で世界一。男性は2位だそうであります。高齢者層の拡大は、介護を必要とするひとり暮らしの高齢者や、寝たきりの高齢者など、社会の課題として表面化してきております。特に高齢化とともに増加しているのが認知症であります。具体的な認知症については、今月の広報の中で伊藤院長より紹介されておりますが、高齢化社会を迎え、だれもが直面する関心の高いテーマであります。昨年4月に創設された地域包括支援センターを、地域医療連携室として、かかりつけ医と介護施設、介護スタッフと、東陽病院のネットワークシステム化を早急に確立すべきと考えます。

また、以前、NHKの特集で、医者を選び方がいかに重要か。回復の度合いが大きく変わってしまうとのことでありました。そこで、専門医の導入についてはいかがお考えか、ご所見を伺います。

認知症高齢者が、毎日その人なりに穏やかでよい生活を送るためには、介護と医療の連携と、業者がそろってよいものであることが必須であることから、町独自の慈愛あふれる施策の導入を真剣にお考えになられるお気持ちがあられるか、問うものであります。

次に、活力と魅力が躍動するまちづくりについて、3点にわたりお伺いいたします。

1点目として、図書館の時間延長について伺います。

本年1月号の広報で紹介の我が町の図書館、インターネットで本の予約、ユニークな取り

組みで見事優秀賞に輝くは、まだ記憶に新しいと存じます。平成6年11月に、全国でも最大級の町立図書館として開館し、約10万冊の資料を初め、充実している施設の内容やサービスに、町内外の利用者が多いことは、言うまでもありません。特に近年の調査で、本の貸し出し数が千葉県下1位であり、それも断トツだったと記憶しております。

そこで、さらなる町民の社会教育の涵養を図るために、現在の開館時間を1時間延長し、午後7時まで開館するお考えがあられるか、お尋ねするものであります。

2点目として、JR横芝駅にスイカカード機設置導入について伺います。

このことについては、3年前の3月議会で質問、要望したわけでございますが、技術は日々刻々と進化を遂げております。JR東日本のICカードスイカが登場してから、6年余りが経過し、平成13年11月18日のサービス開始からのカード発行枚数は、約2,400万枚だそうであります。平成16年3月からは、電子マネーサービスが可能になったほか、2006年1月からは、モバイルスイカサービス、いわゆるモバイル形態に進化され、今月15日には、新幹線チケットレス化を目的としたモバイルスイカ特急券サービスがスタートするそうです。さらには、4月1日から、身近な特急「しおさい」にも導入とのことであります。このスイカカード、いまだに町民の方々から根強い要望の声を耳にいたしますので、カード読み取り機の設置を再びJR東日本に粘り強く交渉願いたいと思いますが、町長のご決意をお聞かせください。

3点目として、町民サービスの一環として、出前講座を本格的に取り入れてはいかがか、伺います。この講座は、町民の皆さんの学習活動に役立てていただくため、皆さん方の学会や集会に、町の職員が講師として出向き、町の事業や施策などについてお話をいただきます。暮らしに役立つ情報や最新の町政情報なども含まれています。あらかじめ用意された講座メニューの中から、聞いてみたい講座メニューを選び、町内在住、在勤、在学の10人以上の団体、集まりで申し込みます。分権社会の中で、行政と町民による協働のまちづくりの推進が大変重要な中、町の職員が町民に説明することは、町政情報を積極的に提供することになり、理解と協力を求められる場ともなり、大変有意義ではないかと考えますが、当局のご見解を求めます。

最後に、行財政改革問題について、2点お伺いいたします。

1点目として、財政の将来の見通しをどのように考えているのか。新たな行政課題に対応するため、行財政の健全化をどのように推進していくのか。歳入をどのように拡大していこうと考えているのか、今後の取り組みについて伺います。

国における本年度予算要求基準は、依然歳出改革路線を堅持。歳出規模の抑制、予算配分の重点化、国債発行の抑制、また、基礎的財政支出の改善を目指しています。政策に当てる一般歳出の予算規模、高齢化に伴う社会保障費の予算措置は大幅なアップ。さらに、予算配分にメリハリをつける重点施策として、地域活性化、環境教育、再生安心安全対策などには、前年度を大きく上回る倍増の予算措置であります。

とはいうものの、地方交付税配分措置では、減額が続くことは明らかであります。また、平成19年度より、三位一体改革に伴う本格的な税源移譲が行われていることから、今まで以上に歳入に与える町税の収納率の影響が大きいと考えます。

このような厳しい状況の中、本町においても、平成20年度の予算編成がなされました。とりわけ新年度事業への取り組みは、各関係者が大変ご苦労されていることと思いますが、町への今後の大きな期待と明るい話題につながることを願ってやみません。

そして、歳入歳出、最大限の努力で、持続可能な財政運営ができるよう、産業の育成や振興、企業誘致、雇用を視野に入れた新しい観光産業の創設など、あらゆる角度からの研究を重ねていただきたいと切望いたします。

そして、集中改革プランなどが、絵にかいたもちに終わることなく、安定した町民サービスの提供を目指して、行財政の健全化に全力投球をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目として、公共用地利用検討委員会での進捗状況を伺います。内部で昨年7月に発足した公共用地利用検討委員会を開催し、今後の方針等を検討されているものと認識いたしておりますが、どのような協議がなされ、どのような調査研究をされておられるか、進捗を伺うものであります。

ところで、現在の本町の観光の目玉は、一体何と言えるのでしょうか。本町では、観光開発の目玉づくりに今こそ発想の転換をすべきではないでしょうか。その手段、方法として考えているものがあるとすれば、具体策の明示をお願いし、私の最初の質問といたします。

〔7番 川島富士子君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めまして、おはようございます。

それでは早速、川島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、福祉行政に関するご質問のうち何点かと、スイカカード機設置について。それから、行財政改革問題についてをお答えし、そのほかのご質問については、教育長並びに各担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず初めに、第3子以降の保育料を無料にしてはいかがかというご質問についてでございますが、ご提案として受けとめ、ご回答申し上げます。

初めに、近隣自治体の状況について申し上げますと、第3子以降の保育料無料化については、山武市が本年4月から、子育て支援対策の一環として実施するそうでございます。県内では唯一、全国では一部の自治体で取り組みがされております。当町におきましては、出産祝い金制度のご提案の際にもご説明申し上げましたように、昨年度から乳幼児医療対策年齢の拡大のほか、県内唯一の小学生等医療費助成事業に約2,400万円、また、保育料の軽減のためにおよそ8,000万円の自主財源を投入するなどして、子育て支援対策充実のため、積極的な取り組みに努めてきたところでございます。

議員もご承知のとおり、このような当町の子育て支援事業は、第3子のみならず、1子、2子にも当然含まれており、子育て支援のための事業予算は、山武市を含む近隣市町村と比較しても、決して劣っているものとは認識しておりません。今後も保育対策を含め、子育て支援事業に対する需要はますます多様化することが予想されますが、住民福祉向上のため、事業の必要性について検証を行いながら、その時代に沿った事業展開を図ってまいっていきたく存じております。

したがいまして、ご提案いただきました第3子以降の保育料無料化につきましては、今後の検討項目として受けとめさせていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、耳マークの設置についてでございますが、耳マークについては、耳の不自由な方が自分の耳が不自由であることを知らせる場合に使用し、また、自治体、病院、銀行などの事業所は、このマークを掲載し、耳の不自由な方から申し出があれば、必要な援助を行いますという意味表示として用いられております。当町では、昨年聴覚障害者協会が設立され、聴覚に障害をお持ちの方々と交流をする機会が多くなりました。現在、役場窓口等では、筆談による対応を行っておりますが、耳マークは設置しておりませんでしたので、早速取り入れて、病院及び町施設の各窓口に設置をさせていただいたところでございます。

続きまして、福祉行政についての4点目のご質問でございます。

東陽病院の経営改革と認知症高齢者に対する介護と医療、専門医の確保ということでござ

いますが、まず、東陽病院の改革につきましては、越川洋一議員のご質問でもお答えいたしましたように、公立病院改革ガイドラインに基づき、経営改革プランを策定することになるわけですが、改革プランでは、主要な経営指標について、具体的な数値目標を掲げ、経営の効率化が求められるほか、県が計画を策定することとなると思われる二次医療圏等の単位での公立病院の再編、ネットワーク化についても、その概要と病院において講じるべき措置について、実施予定時期を含め、具体的にすることとされております。

また、病院の経営形態についても、地方公営企業法の全部適用や、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入、あるいは民間譲渡なども視野に入れた経営形態を検討するように促されております。

九十九里地域医療センター計画が破綻した今、これらの東陽病院のあり方については、改革プランを策定する中で、今後十分な検討が必要であると考えているところでございます。

また、今後もふえるだろうと思われる認知症高齢者に対する対策につきましては、東陽病院に認知症の専門医を配置できないかのご意見をいただきましたが、高齢者の多い町の病院でありますので、専門医を置くことができれば、介護保険施設等と連携を図りながら、より質の高い医療と介護を提供できることになるとは思いますが、日本認知症学会では、平成20年4月から専門員制度を開始するということになったということございまして、まだしばらくは認知症認定医の人数も少なく、現状の医師不足を考えますと、これらを確保することは、非常に困難なことかと存じますので、現段階においては、昨年12月に退職した内科医の後任を確保し、今議会に条例改正をお願いをいたしました療養病床の充実を図ることに重点を置きまして、それが安定した状態で運営できるようになった時点で、認知症専門医の配置につきましても、検討をしてまいりたいと存じております。

次に、JR横芝駅にスイカカード機設置導入についてでございますが、JR東日本千葉支社に問い合わせをいたしましたところ、現在総武本線では成東駅までとなっているスイカ対応自動改札機の設置区間を、銚子駅まで拡大する検討を検討しておるとのことで、横芝駅には平成20年度中に整備が予定されると伺っております。

次に、行財政改革問題についてのご質問でございますが、財政の将来の見通しにつきましては、さきの全員協議会におきまして、総合計画に位置づけられた事業との整合を図りながら、今後10年間の財政計画としてご説明させていただきました。現時点での国の政策動向や経済見通しの中で、町税収入の増は望めないことから、計画事業すべてを実施していくことは困難と思われる部分もございまして、計画事業につきましては、真に必要な事業を選択

していかなければならず、新たな行政課題に対応するためには、施策の見直しを行う必要もあるものと考えております。

なお、財政計画につきましては、年度ごとの執行状況や経済情勢を踏まえ、毎年見直しを図っていく考えでありますが、投資効果、緊急度を優先させ、時々々の財政状況を勘案しながら、事業の取捨選択を図っていかなければならないものと考えております。

また、歳入の拡大策とのことですが、お示した財政計画では考慮しておりませんでした。新たな税源確保のため、企業誘致に積極的に取り組むことも必要であると考えております。現在、光工業団地内には、約5.2ヘクタールの未供用地がございますが、県企業庁より進出を検討している企業があるとの連絡を受けておりますので、今後、県企業庁を交えて、積極的に接触を図っていく考えでおりますので、具体的な進捗がございましたら、改めてご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、公有財産利用検討委員会での進捗状況について申し上げます。

まず、平成20年度予算編成に際し、喫緊の課題として協議してまいりました横芝第二保育所跡地の取り扱いについてでございますが、昨年10月に開催いたしました検討委員会におきまして、学童保育所としての利用が最も有効な手段であるとの報告がなされ、待機児童の解消にもつながることから、開設に向け準備を進めておりました。しかしながら、平成20年度の応募状況から、横芝小学校児童クラブの定員を変更することにより、待機児童の解消が図られることとなり、見送ることとなっております。

今後の状況ですが、平成21年度以降の児童数から推測いたしますと、家族構成等の状況にもよりますが、現有施設での対応が可能であると判断されるところでありますので、他の活用方法も含め、再度検討してまいります。

また、横芝駅前の旧道路公社の建物につきましては、2月に開催されました検討委員会において、いずれは解体費が必要となることを考慮し、インターネット等により広く情報提供を行い、民間企業や個人へ貸し付ける、または隣接する町有地を含め、駐車場として整備してはとの意見も出され、その後に開催いたしました庁議においては、売却も視野に入れて検討も必要とされたことから、今後、この3点に絞った中で、方向性を見出していきたいと考えております。

その他、行政センターの取り扱いについては、施設の老朽化等に伴う耐震強度の不安もありますことから、当面は改修維持管理経費を少額で済む書庫としての使用方法を検討しております。公有財産の跡地利用に関しましては、平成20年度予算に計上すべき施設を優先して

検討してまいりましたが、今後も積極的に協議を行い、意見集約を図りながら、方針を示していきたいと考えております。活用が見出せない施設については、早急に売却を検討すべきではとの意見もございますので、さきの全員協議会でご説明申し上げましたとおり、今後10カ年の財政計画では、事業費の見直しに加え、新たな財源を捻出する方法も必要でありますので、これらを視野に入れた検討をしてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） おはようございます。

それでは、川島富士子議員の図書館の時間延長についてに回答させていただきます。

現在、図書館の時間延長については、図書館は月曜日を除く毎日、年間で296日、祝日も含めて開館をしております。町民の皆さんについては、多くのご利用をいただいております。

開館の時間は、午前9時30分から午後6時までとなっております。また、夏の期間の7月、8月については、1時間延長をして7時まで開館をしております。来館者数については、1日平均840人程度来館され、土曜、日曜は1,000人を超える方がご利用しております。しかしながら、昨年7月、8月に実施しました1時間の延長時間の利用者を見ても、本の返却が多いようで、ほとんど1日5名程度の利用でありました。

また、図書館の利用率を高めるために、図書館のホームページからも本の貸し出し予約や、さまざまな情報発信しておりますので、インターネットの利用等を行いますと、24時間いつでも利用できる体制が整っており、住民サービスの面から、近隣市町村の図書館と比較しても、当図書館の運営方法は格段に進んでいると考えております。

現在、町の財政状況が厳しい中、さまざまな費用対効果を考慮した上で、今後とも現況の開館時間にしたいと考えております。

なお、今後も地域の情報拠点としての最新の情報を提供し、住民が集い、交流する図書館を目指しておりますので、ひとつその辺をご理解いただければと思います。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

〔教育課長 小堀正博君登壇〕

教育課長（小堀正博君） それでは、教育行政につきまして、3点のご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

初めに、小中学校における特別支援教育支援員の配置状況と今後の取り組みについてお答えをいたします。

特別支援教育についてですが、平成14年に文部科学省が実施した通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国調査の結果、知的発達におくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が6.3%であることが明らかになり、特別支援教育の重要性が大きく叫ばれるようになりました。これは、これまでの特殊教育に見られるように、限られた教職員による限られたスペースで担当するような問題ではなく、学校全体で支援する体制づくりの必要性が強く求められたものであります。

その支援体制の一つとして、特別支援教育支援員の配置がございます。この支援員は、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、担任を補助しながら、それぞれの特性に応じた支援をするもので、本町でも積極的に取り組んでおり、現在3名の支援員を配置しております。来年度はさらに3校への配置が必要なことから、新年度予算に必要経費を提案させていただいたところでございます。

現在、配置校からは、児童の特性に応じたきめ細かな支援が可能になり、担任が他の児童への対応に多くの時間が使えるようになったとの成果が出ております。今後さらなる配置につきましては、各学校の状況を踏まえつつ、財政当局と協議しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、学校の耐震化、防災機能についてでございますが、町内学校施設の耐震化につきましては、国庫事業の交付金を受けながら計画的に進めており、現在まで、横芝小学校校舎及び体育館、上堺小学校校舎、南条小学校校舎の耐震補強を完了させたところでございます。今後も上堺小学校体育館、大総小学校体育館の補強工事を予定しており、それら事業計画につきましては、千葉県が策定する第3次地震防災緊急5箇年計画及び町3カ年実施計画に、財政状況も考慮しながら盛り込み、計画的に耐震補強工事を実施する考えでございます。

また、防災機能の充実につきましては、災害時に学校施設を避難場所として使用することを考慮し、防災倉庫や防災井戸を設置しております。

さらには、新たな学校施設を建設する際には、設計段階から防災機能を考慮した検討をしております。具体的には、今建設中の横芝中学校でも、講堂と1階と部室棟のトイレには、

くみ取り式に使用できる地下ピットを設けてあり、災害による停電、断水時にも使用できる機能を備えております。

また、校舎内レイアウトにつきましても、家庭科用調理室を体育館に近い特別教室棟1階西側に配置し、災害時の炊き出し等に配慮するなど、避難場所としての利便を視野に入れた設計をしております。

最後に、学校図書費の関係でございますが、学校図書費につきましては、文部科学省の施策による学校図書館整備5カ年計画の基準額を上回る額で、学校図書図書館予算を措置し、各学校図書の購入に充ててきたところであり、この額は、平成19年度からスタートした新学校図書館整備5カ年計画においても、国の基準をほぼ充足するものとなっております。

各学校では、この限られた学校図書購入費を有効活用するため、図書主任教諭等が中心となり、調査研究をした上で、購入図書を精査し、執行をしているところでございます。

さらに、当町におきましては、町村規模では全国的にも有数の町立図書館を保有しており、この図書館と各学校図書館をオンラインで結び、図書資料を一元管理した上で、児童・生徒が必要とする図書を配本、貸し出しするなど、町立図書館を核とした図書館ネットワークにより、児童・生徒のリクエストにこたえております。今後も学校図書館の図書購入と図書館ネットワークにより、読書好きな児童・生徒をはぐくんでまいりたいと考えております。

〔教育課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

〔健康管理課長 実川 薫君登壇〕

健康管理課長（実川 薫君） 続きまして、福祉行政についてのご質問の1点目、本年4月から本格実施の特定健康診査・特定保健指導についての取り組み状況についてお答えいたします。

特定健康診査・特定保健指導につきましては、医療制度改革に伴い、平成20年度から、各医療保険者が、それぞれの健康保険の加入者のうち、40歳から74歳までの方を対象に実施することが義務づけられました。今までの基本健康診査では、政府管掌健康保険等のいわゆる社会保険と国保の加入者を問わず、健診の対象としていましたが、平成20年度からの特定健康診査・特定保健指導は、当町の国保の加入者のみを対象として実施することになります。この制度改革につきましては、町広報紙による啓発や、基本健康診査の結果通知に制度改革のお知らせを同封するなど、本年度、町民の方々への周知を図ったところでございます。

また、本年度におきましては、平成20年度からの特定健康診査・特定保健指導に備え、基

本健康診査においては、腹囲測定を健診項目に追加して実施したほか、健診後の保健指導につきましては、国庫補助事業の国保ヘルスアップ事業を活用し、特定保健指導を試行的に実施したところでございます。事業の内容といたしましては、特定保健指導の基準にはかり、動機づけ支援の対象者218名のうち、参加者55名と、積極的支援の対象者173名のうち、参加者32名の方に、個別面接や運動教室を実施いたしました。なお、運動教室の参加者は、体重や腹囲を減らすため、それぞれが自分の目標値を設定し、食事や運動面での無理のないメニューで取り組んでおりまして、運動教室参加から2カ月後の状況でございます。まだ最終評価の段階ではございませんが、参加者の3分の2の方に改善が見られております。

平成20年度におきましても、本年度試行的に実施しました健診や保健指導をもとに、課題等を整理し、より充実した健診、保健指導に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔健康管理課長 実川 薫君降壇〕

議長（八角健一君） 総務課長、林英次君。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） 次に、町民サービス向上の一環として、出前講座を取り入れてはとのご質問についてであります。外務省や国土交通省などの国の機関や、県内においても、千葉市や船橋市など、比較的規模の大きな自治体では、広く住民の皆さんに行政施策や制度、あるいは事業内容等を周知させるための出前講座を数年前より実施していると伺っております。

当町では特に出前講座という名称では行っておりませんが、大型事業を実施する前の事前説明会のほか、地区からの要望があれば、職員等が各地域に出向き、住民の方々に関係の深い制度の事業説明、あるいは内容説明などを行っておりまして、今年度は昨年7月8日の日曜日に、上堺小学校を会場に、千葉県を襲う地震と津波に係る講演、及びハザードマップ作成ワークショップなどを開催いたしました。また、来年度は7月下旬に全町民を対象とした防災関係の講演会を予定してあるか、各地区で希望があれば、救急救命関係の説明会が開催できるよう、消防署との調整も済んでおります。

このほか、来年度は各地区24カ所の集会施設に、町職員が農業委員とともに出向きまして、将来の農業行政のあり方についての説明会を開催する予定であります。町の行政運営を順調に進めるためには、住民の皆様方のご理解とご協力が不可欠であるということは言うまでもなく、そのためにはまず制度や事業内容をよく理解していただくための説明等が特に重要で

あると認識をいたしております。

今後も住民の視点に立って、行政情報を積極的に提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子議員に申し上げます。制限時間まであと9分です。

川島富士子君。

7番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

時間がありませんので、絞って、耐震化のところと、東陽病院に関して手短にお答えいただければと思います。

そして、2点ほど執行部のほうにお願いして、後ほど議会終了後にでもご返事いただきたいことがあります。

1点は教育課であります。国の平成20年度新規事業の中に、学校支援地域本部事業50億4,000万円が計上されました。地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備するとありますが、もう少し具体的な内容を教えていただきたいということと、本町として取り組むお考えがえられるかどうか。これは議会終了後に教えていただければと思います。

そして、企画財政課長に、町内の滞納問題。税金、治療費、保育料、給食費。ほかにどういふ項目があって、金額にするとどのくらいに町としてなるのか。これも議会終了後に教えていただければと思います。

先ほど申し上げました、時間がありませんので、耐震化と東陽病院に関して、お聞きしますけれども、再三この議会中も、民生文教常任委員会、中学校視察等行ってまいりました。照明灯の件であります。これは再三、ほかの議員さんからの昨年の質問の中での町長答弁で、かなり私も伺っていて、厳しいものがあるのかなというふうに感じてきたところではございますが、文部科学省の20年度予算の中に、先ほど課長からもありました、避難所としての利用を考慮した設計、計画、また地方公共団体は、施設整備事業等の機会を活用して、防災機能を整備すべきという項目がございます。また、国のスポーツ振興基本計画に位置づけられております、総合型地域スポーツクラブの設置、これは文部科学省2004年度から、本来2010年度までに、全国の各市町村に最低1カ所の設置ということで位置づけられているということでもありますけれども、この辺の観点からも、やはり後でつけるのではなく、防災の拠点、また坂田、かなり広い坂田池の周辺の土地間等、すべてかんがみて、この照明灯は、やはり必要ではないかというふうに思いますが、もう一度町長の、しつこくて申しわけありま

せんが、ご所見を伺いたいと思います。

総合型地域スポーツクラブに照らし合わせても、これは国の施策に照らし合わせても必要ではないかというふうに思います。

あと、東陽病院でありますけれども、すみません、時間がなくて。もし時間がなければ、後で教えてください。職員宿舎の現況、有効活用のお考え、まちづくりに生かせないかどうか。また、治療費未収金がどのくらいあって、クレジットカード決済の導入の考えがないかどうか。各診療科ごとに目標を掲げて達成。度合いを点検する目標管理システムの導入をお考えないかどうか。福岡県の大牟田市の市立総合病院で、前年度比約5億円増の医業収益を上げて、13年ぶりの黒字を実現したという、こういうお話伺いましたものですから、伺ってみました。時間のある中で、よろしくをお願いします。

町長（佐藤晴彦君） 5億円というのは、もう1回言ってくれる。

7番（川島富士子君） 各診療科ごとに目標を掲げて達成。度合いを点検する目標管理システムの導入を、福岡県大牟田市の市立総合病院での、13年ぶりの黒字を実現したという、この事例を通しての参考ですが、よろしくをお願いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、じゃ、川島議員の2回目の質問についてお答えしますけれども、耐震というか、避難所として中学校に照明をつけてはどうですかというようなご質問だと思いますけれども、まず、その中での地域スポーツクラブとの整合性の問題もかんがみてということでございますけれども、結局その地域スポーツクラブ、これは、社会教育の一環でよろしいのかなという認識を持っております。そうした中で、学校教育の中で、ナイター設備を持った学校教育としてのスポーツが適切かどうか。これが一番の大きなポイントと、それと、それこそ耐震ということを含めると、まだまだ当町には、先ほど申し上げましたとおり、耐震施設の改修をしなければならないながらも、計画的ということは一気にできないという、裏を返せば。そういうような財政状況の中で、やはり災害の云々ということを考えますとすれば、校庭には、当然のことながら、一般的にいう照明、防犯的要素の照明というのは、当然ついております。そのナイター設備照明になるとなると、これはまた違う明るさであって、経費も格段のものが違いが出てくるので、またそういう、議員おっしゃられる災害対策の観点から申し上げますれば、ごく近いところに野球場、またテニスコートにも、照明のある施設がある。その辺も考慮した上で考えておるところであって、ほかの議員さんからも指摘をいただいておりますけれども、その辺については、必要性につい

て、まずもって学校現場からのその後の申し出がないということも、一つの大きな要素になるかとは思いますが。そうした中で、やはり照明については、今後も費用対効果、そして先ほどの地域スポーツクラブにおいては、社会教育の一環だというような認識のもと、今後も検討というよりも、考えておりませんので、ひとつよろしくご認識を賜りたいと思います。

それと、東陽病院の職員住宅についてでございますけれども、現在、看護師住宅においては、箇所というんでしょうか、1戸。そして医師住宅についても1戸の利用でございます、ほかは全部あいております。そこについても、今後、今検討したいと考えております。民間に貸し出せるものであれば、有効利用については十分考えていかなければならないと思います。

あと、ちょっと治療費の滞納については、じゃ クレジット決済、まだやっていないのか。

〔「準備中です」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） じゃ、それは……。

あと、診療科ごとの目標を持って黒字とする、そういうようなケースも多々あるかとは思いますが。ただ、自治体病院の一つの大きな使命として、開業医がやらないものも、やはりやっていかなければならないという中で、正直なところ、もうける診療科目だけを残して、ほかをすべてやめてしまえば、すぐ黒字になります。これは簡単なことです。ただ、それが本当に地域住民の医療を守る立場からとして、それが最善の問題かどうかというのは、また違う観点の考え方だと思っておりますので、確かに赤字垂れ流しでいいとは思っておりませんが、その辺のところも重々かんがみながら、今後も検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第3、議案第2号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） この後期高齢者医療制度については、現在通常国会で、4野党の共同提案で廃止するという法案が提出されております。この75歳以上という対象になる方々は、戦後の荒廃の中で、この国を一生懸命立ち上げてきた方々です。それが後期高齢者という、75歳以降になって、大変な仕打ちを受けるような中身の医療制度がつくられるということで、これは大変なことだと。現代のうば捨て山だとも言われておりますが、若干の質問をさせていただきます。

1つは、対象者は当町に何人いるのかという問題です。

それから、保険料が、介護保険料と合わせて、当町の場合にどれくらいになるのか。

それから、2年ごとに料金改定がされるという仕組みになっているというふうに聞いております。2つの要因で値上がりすると。1つは医療の給付費。もう一つは高齢人口だと言われております。人口がふえると、その割合に応じて、12%、15%と上がるということです。ですから、高齢化が進む限り、保険料が上げられる中身の制度になっているというふうに聞いておりますが、この点についてご説明をひとつお願いいたします。

それから、年金1万5,000円に満たない高齢者の保険料についても、ご説明をいただきます。

それから、老人保健制度では、今まで保険証の取り上げというのはなかったわけですが、なぜこの後期高齢者医療制度では、保険証の取り上げと、こういうことまでやるのか。認識のほどをお聞かせ願いたいと思います。

それから、これに伴って、70歳から74歳の方々の窓口負担は、1割から2割になるわけですね。限度額は幾らなんでしょう。

それから、75歳以上とそれより下の医療は、診療報酬が別立てになるというふうに聞いておりますが、この中身をひとつご説明願います。

こういうふうにして、高齢者の医療を抑制するねらいは何であるのかと、改めて聞きたいわけですね。私が考えるに、これは保険料窓口負担、あるいは事業費の保険者負担、公費負担、これらを減らすための制度だというふうに思っていますが、いかがですか。

それから、保険料徴収の一部凍結ということで、これは対象が何人なのか。

以上。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） まず、後期高齢者の対象者の数でございますが、4月1日現在、この4月に75歳以上になられる方、現在のところ3,873名と見込んでおります。

それから、保険料の総額がどのくらいになるかということでございますけれども、新年度の予算書のほうにも出ておりますけれども、保険料としては、1億5,780万円を見込んでおります。

18番（越川洋一君） 1人にすると。

住民課長（高蝶文徳君） ちょっと、じゃ、これ割り返さないで。

それから、年金額の低い方、要するに普通徴収になられる方でございますけれども、これ

は、先ほど申し上げました3,873名ですけれども、横芝光町だけのちょっと試算は出ていないですけれども、千葉県全体として、7割軽減になる方が全体の65.5%。それから、5割軽減になる方が約4%、それから2割軽減になる方が約10.8%、総体の80%が軽減になる方ということで、現在試算されております。ですから、所得割のかかる方としては、残りの2割の方が所得割もかかるという状況になろうかと思えます。

それから、前期高齢者、負担割合が1割から2割になるということでございますけれども、とりあえず1年間につきましては、1割のまま据え置きになるということで、現在決まっております。

あと、制度全体の問題といたしまして、少子化が進む中で、社会保障の全体として、若い人が高齢者を助ける形の社会保障の形として、今、年金等を初めとして、そういう形で現在の制度ができています。その中で、少子化がかなり進んで、働く世代が減ってくる。高齢者がふえてくるということで、ある程度のご負担は、やはり高齢者の方にも願っていかないと、今後こういう制度を、医療制度等を維持していけないのではないかというようなことで、この制度の改正がなされているものと思えます。

また、状況が今後変わってくれば、またその時点で医療制度自体も見直しになってくるだろうというように考えます。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） というようなことをよく言われるんですがね。そうじゃないと思うんですけれども、大事な点のもう1回、じゃ、聞きますよ。

2年ごとに料金が改定になるという、自動的な仕組みになっているという。これでは際限なく上がることになる、負担がふえることになるという中身だということの説明がない。

それから、老人保健制度では、保険証の取り上げがなかったのに、何で今度保険証を、75歳以上の払えなくなったような人から取り上げるというような制裁をするのかと。これもない。

それから、75歳以上とそれ以下の診療報酬が別立てになる。別立てになるということは、差をつけた医療をするということが、制度の中でそうになっているということですよ。この点をもう少し。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 2年ごとの保険料の見直しということでございますけれども、今

までのいろいろな状況の中で、例えば介護は3年ごとに見直しということで、現在なっております。後期高齢者につきましては、2年ごとに見直しをしていくわけでございますけれども、ある程度やはり短期の中で見ていかないと、わからない部分というのが、かなり多い部分があるということで、余り長期に見直しにしてもしょうがないし、かといって、毎年見直すと。基本的には例えば国保などは、毎年見直す、ほとんどできる制度となっておりますけれども、広域の中で2年に1回。それでこの保険料については、広域連合のほうで決定していくこととなりますので、千葉県全体の高齢者の医療費の動向、それから高齢者の数、こういうものを見て決めていくということから、このような決め方になったと思います。

それから、保険証、資格者証の発行ということでございますけれども、国保の中でも、資格者証の発行ということになっておりますけれども、実際のところ、75歳以上の方については、老人保健法に基づきまして、最低でも短期の保険証を発行しております。この後期高齢者につきましては、制度の中でやはり未納がある場合は、資格証明書を発行するというようになっておりますけれども、この保険証の発行につきましても、これは県の広域連合のほうで発行する形になりますので、まだ制度の始まる時点では、当然未納の方というのはありませんから、全部1年間有効の保険証が発行されることになるとは思いますけれども、その後の運用につきましては、県の広域連合のほうで、どのような考えで運用していくかということになるかと思っております。

それから、診療報酬、高齢者だけ別立ての診療報酬制度をつくるということについては、これは、それこそ町のほうでは、ちょっと、どういう形でこうなったのかと、はっきりわからない部分もありますので、ちょっとお答えはできないという部分もあります。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 答弁の中身はちょっと理解できないわけですが、この間、お年寄り、高齢者に対する増税攻勢が1年ずっと、数年続いてきたわけですね。それで、介護保険制度も3年ごとの見直しで、見直して、中身はもう見直しのために、3年ごとに上がっているわけですね。今度の後期高齢者医療制度も、2年ごとの見直しで、確実に上がるという中身、仕組みになっていると。制度がなっているということなんですよ。ですから、これでは大変だということで、4月実施だということに、これはもう撤回させるしかない、やめさせるしかというふうな運動が全国的に起こっている。署名も進んでいるというのが実態だというふうに思うんです。先ほども言いましたけれども、後期の高齢者という方々、本当に戦後の荒廃の中で、この国を、家族を守ってきた方々で、何で75歳という、こういう年齢

になって、こういう仕打ちを受けなければならないのかと。非常に高齢化社会の中での大きな矛盾の制度だというふうに思います。

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第4、議案第3号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） この議案については、第7条の葬祭費を7万円から5万円にするということで、これまでは国民健康保険は7万円の葬祭費だったんですが、後期高齢者医療制度の導入に基づいて、5万円にされてしまったと。これ根拠はどういうふうにご説明をされますかね。7万円でしかるべきだと思うんですが。後期高齢者に倣っちゃったのか。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） この5万円の根拠につきましては、以前から申し上げていると思いますけれども、医療制度改革法で、社会保険等の葬祭費が5万円に定額化されたこと、それから、先ほどからご質問にありましたように、後期高齢者医療でも5万円に決まったという、この2点ぐらいが、国保についても5万円にするという根拠になるうかと思えます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第5、議案第4号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 暴力団員であるかどうかという、その見きわめというのは、どういう情報なんですか。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） この暴力団員であるかどうかの見きわめの件でございますけれども、これにつきましては、私既に説明申し上げましたけれども、警察のほうでこういったものを把握してございまして、それらを町長と警察署長でやりとりするといった中で、こういったものが判明された場合ということで理解してほしいと思っておりますけれども。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第5号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第6号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第8、議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第9、議案第8号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 本議案ですけれども、病床の有効利用として非常にいいと思いましたが、3階にある一般病床5床、これをほかの40床の療養病床と同じものとするということで、経営的にも有効利用としていいと思ったんですが、この一般病床が産婦人科用の病床であっ

たという すみません、5床が、産婦人科用の病床だったということで、先ほど町長も、なかなか一般ではやらないようなものも行っていくという決意や、少子高齢化対策で妊産婦健診を5回まで実施しているという子育てに対する、子供が生まれるところまで含めての手厚い方針からすると、ちょっと矛盾するのではないかなと思ひまして、その点をどのように考えているのか、教えてください。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） その点につきましては、結局今、正直なところというか、現実として、産婦人科を科がない状況の中で、この5床を遊ばせておくわけにはいかないという観点で、その経営的な効率を考えて、こういうお示しをさせてもらっているわけでございますけれども、本来であれば、産婦人科を当病院でやっていたわけでございますけれども、だんだん患者数も減っていき、最後やめた年には1人の利用しかないということで、近隣においては、産婦人科の民間に頼る部分が多いような傾向があるのかなと思ひている中で、このような処置をさせていただきました。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） たまには齊藤君と意見が合うというか、同じような感じで。

今、公立病院だけでなく、小児科、産婦人科というのは、非常に少なく、住民からは待望されております。かつては東陽病院の産婦人科というのは非常に人気があって、出産多かったですね。この病床、療養病床にするということなんですが、何で東陽病院の産婦人科がしりすぼみになったのかという経過は何であったのかなと思ひて、ちょっと事務長に聞きたいなど。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） ただいま産婦人科が、患者数がどうして衰退をしていったかということだと思いますが、今回、先ほど町長の答弁にもありましたように、産婦人科を閉めたのは平成16年の8月です。それは患者数が減少しているということですが、患者数の減少と、もう一つは、その当時、患者数の減少に伴って、また助産師の確保ができないと。そういう状況の中で廃止をせざるを得ない。また、その当時は、高齢者が増加してきた中で、療養病床の必要性が高まっていたということもありまして、3階、当時内科の病棟と産婦人科の病棟であったわけですが、そのうち内科の病棟を療養病床に転換してまいったというような経緯がございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第9号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第10、議案第9号 横芝光町文化スポーツ振興基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第10号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第11、議案第10号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事

務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） この無線に関する件でありますけれども、これは消防無線を含めると思います。当町で先々検討しております無線のデジタル化などの周波数、デジタル化に対するものとの整合性については、どうなりますでしょうか。あと、周波数についても、この点で一元管理をすることになれば、共同周波数になるようなものなのか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） ただいまの質問であります、ご質問のとおり、全部町の防災行政無線のほうとリンクするようになります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第12、議案第11号 山武郡市広域行政組合同規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第12号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第13、議案第12号 指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 今も駅前の駐車場、東町区が管理して、今度はさらに向こうのもっと広い地域を指定すると、こういうことなんだよね。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） 委託する場所につきましては、それこそ昨年ですか、銚子連絡道旧事務所、ここに置くスペースを設けまして、それからあと、トイレの清掃とか樹木の剪定、これらのものでございまして、1年7カ月、今やってもらっているわけでございますけれども、これらと全く変わらず、同じくやってもらうということでございます。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今回のこの議案12号については、今までのエリア的には全く同じなのですが、先ほど私が町有地の遊休地の利用の促進の中で、道路公社の事務所跡地の駐車場部分は、今現在も駐車場として東町区に管理をしております。ただ、あのプレハブを、そのうち壊さなければならぬであろうというような話の中で、今皆さんご承知のとおり、鉄が非常に高いという中で、思ったほどの、その辺の相殺関係で、壊すこと自体もそんなに

お金がかからないのではないかというような案も出まして、それを壊してしまえば、新たにそこが駐車場用地として、また価値が見出せるというお話を、先ほど壇上でさせてもらったわけで、それとこれとはまた別個の話でございまして、今回の議案については、全く今までと同じ状況の中でのご決議をいただきたいと存じております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） とじくさったんだけど、別個なんだけれども、やっぱり指定管理で管理を指定するけれども、あの建物の今後のあれについては、もちろん町の持ち物で、それはもう今後の検討協議の中でやっていくんだということだよ。

町長（佐藤晴彦君） そのとおりです。

18番（越川洋一君） 以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第13号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第14、議案第13号 指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 現在、シルバーセンターの事務所としては、旧横芝町の公民館ですか。あの場所と、憩の家があるわけですが、こちらを指定するということは、今後向

こう側の旧施設の利用ということは、どういふふうにお考えになっていますか。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） この議案13号の指定管理につきましては、あくまでも横芝光町老人憩の家としての利用について指定管理を行うということでございますので、シルバー人材センターの事務所とするということではございません。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） それはわかった。でも、実際はそういうふうに使っているわけで、関連で向こうは今どういふふうに。そのまま継続してということになるのかな、どうなのかなと。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 旧横芝町役場の中央公民館に今あるシルバー人材センターの事務所はそのままでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第14号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第15、議案第14号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は1時から再開します。

（午前 11時50分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

#### 議案第15号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第16、議案第15号 平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 補正予算書の36ページ、商工費の中小企業振興資金利子補給事業691万6,000円の追加でありますけれども、これは限度額ですか。そういうものを設けて考えているものなのか。あるいは無制限に利子補給しているものか。あるいは今現在の実績等、お聞きをしたいと思います。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） この中小企業振興資金利子補給交付金であります。これにつきましては、現在、設備資金で限度額が9,000万円。それから、運転資金で8,000万円。これは借入れの額であります。この額にこの限度額までの額に対して町が利子補給をして

いるものであります。これにつきましては非常に補正予算額、あるいは昨年の決算を見ても、極めて大きな金額が必要になってきております。今、この限度額を見直そうというふうなことで、考えているところであります。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今の担当課長のほうから説明のあったとおりでございますけれども、この制度につきましては、合併当初、合併協議会の中でできた制度ございまして、旧横芝地域においては、この制度が抜本的に違う制度になっておりまして、それが両町同じ制度体制になった途端、利用者が非常に想定よりも多い利用がありまして、5年間の利子補給事業なんですけれども、ある程度一回り、一巡はしたのかなという流れはあるものの、抜本的な部分として、今、課長から説明があったとおり、限度額の引き下げを今検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 12ページでは、国庫支出金の民生費補助金、後期高齢者医療制度補助金とあります。358万5,000円。これは新しい制度の設置に伴って、激変緩和ということでの健康保険などの扶養者になっていた方が、後期高齢者医療制度の場合に、今度はみずから保険料を払う。そういう点での激変緩和の国分だと、こういう理解でよろしいのかなというふうに思うんですね。

それから、22ページでは、賦課徴収費で、償還金利子及び割引料、過誤納返還金、取り過ぎたから返すということだと思んですが、これちょっとご説明をしていただきたいというふうに思います。

33ページでは、最後の農地費の農業振興地域整備計画策定業務委託料が910万円というのは、ちょっと大きい額なので、この減額の理由をひとつご説明いただきたいということです。

以上でございます。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 12ページ、後期高齢者の制度の補助金でございますけれども、これはまだ今年度は実際の事業に入っておりませんので、コンピューター関係のソフトの変更に関する補助金でございます。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 22ページの過誤納金の返還金でございますが、これにつきましては、予測できない面もございます。二重に納付されたり、そういうものに対しての返還金でございます。現年度分につきましては、年度内でやるんですけれども、年度を超えたものに対しての還付金が生じた場合に、ここで返還するわけでございます。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 農業地域振興計画であります。この事業を中止したわけではございませんで、実は合併特例事業で、いわゆる企画財政課が担当している事業の中で、これもできるということがわかりましたので、産業振興課のほうの予算は削らしていただいて、合併特例債事業のほうに切りかえた。そちらで実施するということでもありますので、よろしくをお願いします。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 過誤納還付の二重に納付というのは、どういう原因でこういうことが起こるんですか。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 二重納付ばかりではなく、過去にわたりまして、税金の修正申告をした場合がありますとか、そういう場合に返還金が生じてまいります。

それから、現年度分は、その年度内で処理しますので、この返還金には値しないんですけども、先ほど申し上げましたように、修正申告等によりましての還付が主なものでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第17、議案第16号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第18、議案第17号 平成19年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第18号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第19、議案第18号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 9ページですが、介護予防サービス給付費。これひとつご説明願います。年額1億1,700万円。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 介護予防費の1億1,772万1,000円の減額でございますが、予算書にございますように、居宅介護予防サービス給付費1億151万8,000円の減額。地域密着型介護予防サービス給付費361万7,000円の減額。介護予防サービス計画給付費1,258万6,000円の減額でございます。

介護予防事業でございますが、介護保険制度の改正によりまして、平成19年4月から、新たに要支援1と要支援2という区分ができて、この区分に該当した人へは、要介護1以上のいわゆる要介護状態にならないための介護予防サービスを提供することになりました。平成19年度当初予算の計上に当たりましては、介護保険事業計画に沿った予算計上をしたわけでございますが、制度が始まったばかりということもございまして、事業計画に見込んだ利用者数よりも少ない状況で推移いたしました。

また、要支援1、要支援2の認定を受けた方々につきましては、日常生活上不便は感じながらも、比較的症状が軽いために、認定は受けたんですけれども、介護サービスは実際には利用しないという傾向がございました。このような要因によりまして、予防サービス給付費が大幅に減になったものでございます。

なお、この予防サービス給付費が減っておるわけでございますけれども、予防サービス費のほうを減額した分、介護給付費のほうの給付が伸びておりますので、相殺いたしますと、総体で3,000万円程度の総体的な減額ということになります。したがって、介護予防のこの1億1,772万円という減額だけでとらえずに、予防給付のほう伸びているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第19号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第20、議案第19号 平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声があります……。

〔「ちょっと議長、1つ聞かせて」の声〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 歳入の634万6,000円の消費税誤りというのは。消費税の誤り。これちょっとご説明ください。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 消費税につきましては、一般の消費者が商品を購入したときだけではなくて、自治体の事業でも、いわゆる特別会計を組んで行っているものを、一つの法人として課税されるようになっております。この課税額は、原則として売り上げにかかる消費税から、仕入れるときに支払った消費税を差し引いたものが、いわゆる消費税として納めるようになる。この場合、歳入のほうですね。一般会計から繰り入れてもらって、いわゆる起債の償還をいたしました。本来であれば、仕入れるとき、いわゆる債務のほうにかかっ

た消費税を、売り上げたときに消費者から預かった、いわゆる仕入れのときに30円かかりましたといったときに、50円消費者からもらいました。その差額は20円ということで、それを申告するわけですが、その30円が一般会計からいただいたお金なので、売り上げの消費税から引けませんよと。控除できませんよということでありました。当初、国税局の指導によって申告を行ったわけでありますが、その後で、やはり一般会計から繰り入れてもらったものも、いわゆる仕入れの消費税として控除できますということが判明いたしまして、これが誤りだということで、国税局のほうから額が還付されるということになりました。

以上であります。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 今度はもうないわけだな。来年からはもうないわけだな。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 2年前の改正で、1,000万円以下の事業者は免税店、免税業者ということになりましたので、現在はかかっておりません。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第20号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第21、議案第20号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第21号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第22、議案第21号 平成19年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第22号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第23、議案第22号 平成20年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎貞一君。

10番（山崎貞一君） 福祉関係につきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、敬老会事業につきまして、お伺いいたします。

平成20年度の一般会計当初予算（案）の概要のほうのページを申し上げますと、29ページです。この中で、社会福祉協議会運営費補助事業のうちの敬老会事業分ということで100万円。そしてあと敬老会事業の106万9,000円の内容と、対象者4,089人となっております、これは何歳以上を対象とするのか。その辺について伺います。

次に、児童福祉の格差問題について伺います。

現在、横芝地区では、横芝小学校児童クラブ、そして上堺小学校児童クラブという2つがあります。これの、授業後に、そのところに歩いて利用することができるということです。そして今、光地区のほうには、光児童クラブというのがありまして、それは現在、日吉小学校、南条小学校、白浜小学校の児童をバスで迎えに行くという、そういうことであります。

そこで、横芝地区の大総小学校では、まだ学童保育はないように伺っておりますが、その辺について、現在の状況と今後の進め方について、どのように考えているのか、伺います。

3点目ですが、介護の事業等を行っている福祉施設の助成についてであります。

当町の高齢化が大分進んでおりますので、町内にある介護事業所等で行っている福祉施設に、当町単独による福祉整備の助成拡大を図っていったらいかかなというふうに、私は考えておりますが、この辺について、どのようにこれから進めていき、また検討していくのかということについて伺います。

以上です。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 初めに、社会福祉協議会運営費補助事業、敬老会事業分100万円、これについてご説明をさせていただきます。

昨年の敬老会は、75歳以上、約3,500人を対象といたしまして、9月末に光中学校体育館を会場として開催いたしました。あいにくの天気でありまして、当日になって欠席された方も多かったわけでございます。参加者数は約450人だったというふうに記憶しております。

地区社協の皆さんを初め、大勢の方々にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。そのときの課題といたしましては、参加者が少なかったこと。また、荒天に加え、送迎バスがなかったこともございますが、会場が遠いので参加できないという声も出て

きたところでございます。また、会場と駐車場が離れていたため、自分の車がどこに置いたかわらなくなってしまった方がいたとか、近所の人と参加したけれども、無断で片方の方が帰られて、安否が確認されるまで混乱したというような、そういう課題もございました。このほか、交通渋滞や健康管理面の課題もございました。

平成20年度の敬老事業は、こうした課題を考慮いたしまして、1人でも多い方が参加できるようにするために、開催方法を検討してまいったところでございます。地元で近くて参加しやすく、顔見知りの方と楽しく過ごしていただくための方法を模索しているわけでございます。

その一つの案といたしまして、地域の社会福祉協議会による敬老事業ということございまして、改めて各地区で敬老会を開催していただくということではなく、今まで開催してこられた行事に、1人でも多くの高齢者にご参加をいただき、長寿をお祝いしていただきたいという考えでございます。一部の地域で、敬老会の行事は開催が難しく、町が開催すべきだというご意見もございます。

いずれにいたしましても、多くの方が気兼ねなく楽しく過ごせる環境をつくることが第一であるというふうに思っております、現在さらに検討していくところでございます。

予算の計上といたしましては、参加者の昼食、あるいは飲み物代として、1人当たり1,000円、各地域7地域あるわけでございますが、7地域で1,000人の参加を見込み、100万円の計上をしたところでございます。そういうのが100万円の数字でございます。

それから、敬老会事業対象者4,089人、報償金というふうになっておりますが、これは敬老会ではございませんで、敬老事業ということで、高齢者の方々に長寿をお祝いして、タオル等、記念品をお配りしておりますが、その活字の誤植でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

施設の補助等につきましては、政策的なものでございますので、町長よりお答えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

私からは以上でございます。

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

教育課長（小堀正博君） 大総小学校区の学童保育の現状と今後の進め方ということでございますけれども、大総小学校区の現在学童保育の入所児童はございません。横芝町時代に学童クラブを開設するときに、アンケートをとったという経過があるんですが、その時点で、大総小学校区は希望する児童がいなかったということで、横芝小と上堺小の2カ所に開設し

たというふうに聞いております。

ただ、今後、やはり希望する児童、保護者が出てきますれば、光地域と同じように、送迎等の対応をしてみたいというふうに考えております。ただ、今後、大総小学校区の中で希望者が出るようであれば、またいろいろ保護者の皆様等と協議しながら、設置等については検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 介護施設、第二松丘園に対して、どういう補助をできるのか、していくのかということでございますけれども、今のところ当町には光楽園老人ホーム、第二松丘園、吉祥苑、それに山武広域行政組合で運営している坂田苑があるわけでございますけれども、そうした中で、各一つの法人の中で進められている老人介護事業と申しまししょうか、老人ホーム事業を、町がどのような形で支えていくべきかというようなご質問だと思います。そうした中で、当然のことながら、今の段階で具体的に条例的に云々という措置方法は、今の条例の中ではちょっと見当たらない。しかしながら、これからますますふえてくるであろう高齢人口に対する、特老にしる老人ホームにしる、これからどんどん必要に迫られるというか、ニーズがふえてくるのではないかなと考えている中で、いろいろな角度から、また財政面にかんがみながら検討していかなければならない、今後の当町にとっても大きな課題の一つであることは言うまでもない中で、ここですぐさまわかりました、はい、出しまししょうというのなかなか厳しい状況にある中で、何かしらの手当て、方策を今後積極的に検討してみたいと思っております。

それと、今1点目にご質問いただいた敬老会の件でございますけれども、今、担当課長のほうからお話があったとおりでございますけれども、当然、今日のこの横芝光町を築き上げていただきましたご高齢の皆様方の、敬老を敬うということに対しては、当然町としても、やれるべきものはやっていきたいなというふうに考えております。今の段階で、今回の、先ほど課長からあったとおり、社会福祉協議会とよく相談をして、今後、本当にお年寄りの皆さんが楽しんでいただけるようなもの。そしてなお、安全を図った中で、そういうものを今検討している最中でございますので、ひとつ今後とも、皆様方のご協力、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 山崎貞一君。

10番(山崎貞一君) 敬老会の事業につきましてですが、敬老会事業というのは、合併して新しい町ということで、その辺のところを十分認識しながら、融和と協調といいたいでしょうか、そういうことからかんがみまして、一体感のあるそういう事業展開であるべきじゃないかというふうに、私なりに考えております。

そういうことから、これから、先ほど町長ご答弁ありましたように、地区、社協の方々がご協力いただかなければならないというふうに思っておりますが、この辺のところはまた、その角度を違くして、一体的な事業かというような方向でとらえることが一番いいのかなと、私はそういうふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

児童福祉の学童保育なんですが、今、大総小学校のアンケートという話がありました。私が最近伺っておりますと、1年生から3年生の方のアンケートといいたいですが、そういうことではなしに、就学前の保護者の皆さんに、1回アンケートをとっていただいて、そしてそういうことが、どこでどういうふうにしたらいいのかという、当然今後の課題だと思いますので、その辺のところを、十分に調査研究をし、そういうことでお願いしたいと、そのように思います。

先ほど3番目ですが、介護事業の助成ということですが、先ほど町長のほうからありましたように、養護老人ホームなどで、介護事業が今度できるようになったという話は伺っているんですが、その中で、新しく施設を整備するのに、お金がかかるというものについて、高齢者が進展する中では、非常にこれからますます、そういう事業については、力を入れていかなければならない。それが行政サービスの重要な使命でもあるということから考えまして、こういうものにつきましては、今後とも十分検討していただいて、助成の方向で、助成金を捻出する方向で検討していただきたい。そのようにお願いいたします。

以上であります。

議長(八角健一君) 川島透君。

13番(川島 透君) 3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、今回の100億円の予算計上に当たりましては、今、18年度の決算の中で、経常収支比率が91.8%、実質公債率が13%弱という大変厳しくなる中での予算編成に当たりまして、担当課のいろいろな各種要望等がなかなかうまく組み入れられないという面も考慮した中での予算編成に対しまして、改めて敬意を表したいと思います。

そうした中で、3点ほど。

1点目なんですけれども、99ページ、農林水産業費、チャレンジハウス事業について。

先般、3月2日の朝日新聞の1面に、高規格道路、全国で高規格道路と言われる箇所が10カ所、今立ち上げていると。その中で8カ所が赤字であるというような判断された記事が載っておりまして。そして今、国会においては、道路特定財源、それから暫定税率の問題等々、これからの国の財政にかかわる厳しいいろんな討論がされておりますが、そういった中で、銚子連絡道、銚子連絡道も赤字路線の一つとして計上されておりましたが、今後の銚子連絡道の進行状況も含めながら、チャレンジハウスがああ地域に立ち上げていくというのは、2期工事の中で、施設等も含めて考えていくというふうに話がありましたけれども、そういった諸般の事情の中で、その辺のところの県の今後の見通しとか、そういうのを今現在の状況をお知らせしていただきたいと思います。

もう1点、134ページ、教育関係についてであります。ここに、学校安全対策事業、204万円が計上されております。この中には、いろんな緊急通報装置、メンテナンス委託料等々書かれております。先般、2月の末でしたか、インターネット上に、2ちゃんねるで、迷惑メールで千葉県の子供、女の子を殺害すると、そういうような迷惑メールが流れまして、保護者、それから学校関係、機敏な対応をとりました、集団下校等々、機敏にとられました。幸い何事もなかったんであります。やはりこれから、今回総合計画が出されまして、その中でも特に、学校教育、基本計画の中の学校教育の文面の中に、地域の人々との交流を踏まえた交流、教育を子供たちに与えていく。そして実施計画の中でも、子供の安全というがうたってあります。先ほど言いましたような、そういうことが、対岸の火事じゃなく、すぐ身近にもあるという認識の中で、教育長、その辺のところの今後の対応についてをお伺いします。

それとあと、防災課長につきましては、防犯だとかいろんな面でのその辺の町としてのそういう取り組みについての今後の対応をお聞きしたいと思います。

それと、もう1点、167ページ、図書館事業の中で、2階にギャラリー部分があるんですけども、そのギャラリーに、20年度は幾らぐらい予算で見ているのかをお聞きしたいと思います。

以上であります。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず、私のほうから、チャレンジハウス関係についてお答えします。

まず、現在の銚子連絡道路の進捗状況でありますけれども、昨年11月に、いわゆる今の

インターの先から新しくできる部分のいわゆる都市計画設定というものがすべて終了したと伺っております。既に告示も終了いたしまして、決定をしたという段階であります。

今後、そちらが決定いたしましたので、インター付近のいわゆる土地利用について、詳細計画を策定するということになっております。

そういう中で、今月の末までには、当初から立ち上げておりました千葉県道路公団、それから県の道路計画課、あるいは地域整備センター、町の関係課長等で編成しておりました委員会を、末までに開催するという予定で今、事業を進めているところであります。

それから、建物のほうでありますけれども、これは町長のほうから答弁が、一般質問のほうであったとおりであります。そしてまた、今後の、今チャレンジテントで運営をしているわけでありますけれども、今回の予算の中で、コンテナハウス、あるいは仮設のテントというものを計上させていただいております。そういうものを活用しながら、チャレンジテントを続けていきたいというふうに考えているわけでありますけれども、今、品物をそちらに納めたいけれども、自分はそこで売ってられないので、そちらに売ってくれる人がいれば、幾らでもその品物を納めたいという方がおりますので、今後はそういう方々が対応できるような対策を講じて、チャレンジテントを継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） ただいま川島透議員より質問のありました、1つは安全対策事業ということで、児童・生徒の安全は、これは学校教育の最善の課題であります。しかし、残念ながら、現状の社会状況では、決して子供が安全に通学、あるいは学習できる環境にない部分も多く見られます。特に過日、テレビでも放映されましたように、2ちゃんねるというインターネットの書き込みの中に、千葉県の小学生を殺すという、そういうような書き込みが

もちろんその犯人は、後日県警に逮捕はされましたけれども、そのような模倣犯的なものは各地で発生しており、当町におきまして、今回のこの2ちゃんねる事件につきましては、県教委等からファクスが入った時点で、直ちに各学校に対しまして、安全な登下校の指導を実施するようにという指導と同時に、保護者、地域の協力依頼という形をとって、それからもう一つは、教育委員会から警察、それから防犯協会、青少年相談員、学校支援ボランティア等含めまして、特に防犯協会等につきましては、環境防災課のほうからの依頼をして、対応する。しかし現実には、それだけではまだ十分ではありませんので、現在、19年度の予算で新しく更新されましたパソコン、学校に配置されておりますパソコンを利用しました各学

校の学校保護者に対する、インターネットに即時通信という形の安全対策。これは今現在、いろいろな形で研究をしております、近い将来、保護者が自分のホームアドレスですか、を登録していただければ、そうすれば、そのアドレス登録した方に対しては、直ちに送信が可能になる。なかなかやはり、個人情報保護条例が話題をしております、一斉に全部ということは、なかなかうまくできない部分もありますけれども、そういうような機能的な部分においても、確実にやっていこう。ただ、やっぱり一番大事なのは、先ほど議員さんのお話の中にあつた地域との密着、地域と少しでも安全にかかわる総合支援関係をつくっていきたいということを考えております、本年度も学校長を含めました関係職員に対しまして、地域のさまざまな形での支援してくれる方々との連携関係をつくるような指導を実施していきたいというふうに考えております。

それから、図書館ギャラリーの問題でありますけれども、現在図書館のほうは、ご存じのように、千葉県でも有数、あるいは全国的に有数な図書館であります。その入場者数の、図書館利用者数の中には、多くのギャラリー、要するに、現在松岡という企画官がおりまして、その企画官によって行われている常設展示が4回、それから企画展示が4回と、8回ほどの展示をやっておるわけなんですけれども、実際にその展示をするものが、非常に高価なものでありまして、昨年度、19年度予算では、1,210万9,000円という予算計上で展示のためのさまざまな安全、それから展示場の工事等を実施しまして、その中の大きな額が、約500万円相当は工事費でありました。しかし、本年度は、その工事費を減額する。要するに減額した部分、それからあとは、さまざまなポスターとか、そういう消耗にかかわる若干の減額ありますけれども、その分だけの減額でありまして、ギャラリーそのものの内容等については、大きな変更はありませんし、なお、地域の皆さん方にとって、よい文化を提供したいというふうに考えておるところであります。ですので、特に平成20年度の予算につきまして、679万2,000円というギャラリーにかかわる予算でありますけれども、これについては、額的には19年に比べれば大きな減額でありますけれども、これはあくまでも改造工事、工事費という形の、もう工事は完了したということですので、ご了承いただければと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） 町の防犯に関する取り組みの状況でございますが、ただいま川島議員のお話の中で、迷惑メールの件がございましたが、それも含んでということになります。町の、広く防犯関係につきましては、今お話にも出ましたが、町の70名近い防犯協会

の皆さん、それから山武警察署管内の防犯協会連合会というのがあるわけですが、そういったところとの、警察との連携、あるいは補導員という方も、別にまた警察のほうで委嘱されて、活動いただいているところがございます。また、そのほか、広く町には安全会議というのがありますが、いわゆる安心で安全なまちづくり条例の中での安全会議も持ちまして、これにつきましては、各警察初め、消防、防犯含めまして、町の関係各課の課長も含めまして、23名の中からそれぞれ情報の交換、あるいはそれらの協議対応を行っているところがございます。

お話の中の迷惑メールの関係につきましては、当然ながら町のほう通じまして、警察のほうから連絡が入りまして、直ちに防犯協会、関係の皆さんにお知らせして、それぞれの認識を持っていただいたところであります。

そのほか、ちょっと前後しますが、町の防犯協会を中心とした防犯活動につきましては、毎週1回の防犯パトロール、これは町全域を対象として行っているわけですが、あとは各家庭への防犯啓発ですか、あるいは各種行事におかれまして、それぞれパトロールに当たっていただいて、青少年はもちろん、町民の皆さんの防犯活動に努めている状況であります。

以上であります。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 銚子連絡道の、川島透議員おっしゃられた、赤字になってしまっているというようなことございました点に、ちょっと触れさせていただきたいと存じます。ご承知のように18年3月25日にこれは開通して以来、18年度では、平均約3,000台ちょっとを通行量としてあったわけですがけれども、昨年の夏場以降は、1日平均4,000台を超す日も出てきておりまして、開通当時に比べますと2割の伸びを占めていると。そうした中で、今後ますます新しい道路ができれば、それ以上の利用も今後見込まれると思いますし、特定財源がないと、やはりいろいろな部分で大変なお金を落としてしまうのかなという部分もありますけれども、それについては私どもも、特定財源を守りながら、この道路建設並びにチャレンジハウスの建設にも、県、国に対して要望してまいりたいと存じますので、議員皆様方におかれまして、ご協力、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 川島透君。

13番（川島透君） 再度、もう1点。これは主に要望なんですけれども、町長に答弁を

再度お願いしたいと思います。

図書館のことについてなんですけれども、今までの入館者数につきましては、ギャラリーが去年は約1万人弱。累計でもこれまで6万人強と、そういうようなデータをいただいております。本の貸し出しにつきましても、19年度で50万冊というような話も聞いております。これまで来館した方々が、18年度で24万人。それから累計でいきますと、今までの図書館ができてから257万人と、そういうような数字も一応いただいております。このように、やはり内外に大勢の方々が横芝光町の図書館に来られる。やはりこれを最大限にこれからは、もっともっと文化の拠点として生かしていただきたいということを考えれば、図書館というのは、ただ知識を得るだけの場所ではなくなってきている。さらには、子供たちに絵本の読み聞かせ、それから科学講座、ミニコンサート、映画の上映等々、文化の集会、コミュニケーションの施設の場として、今評価されてきているというふうに位置づけていいと思います。同時に子供たちにとっても、触れ合うという場所を、大いにこれからは図書館を利用して活用をしていただけることに期待はしたいと思います。

そういった意味におきまして、やはり確かに行政改革で人員の削減という、そういう問題もありますが、いかに先を見た、めり張りをつけた人員の配置、配慮というのをこれからお願いしたいと、こういうふうに考えております。それに対して、町長一言お願いします。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおり、当町の図書館は全国に誇れる素晴らしい施設であることは、言うまでもございません。まして当町の文化の拠点として、今後も図書館の姿を近隣住民のみならず、千葉県はもとより全国に知らしめるような施策を、今後とも続けていきたいと思っている中、今の人員の問題でございましてけれども、今の決定ではございませんけれども、今、私どもが総務課に指示しているのは、1名増の中で検討させているところでございますので、よろしくご理解賜りますことを、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 3点質問させていただきます。

初めに、一般会計、ほか会計もそうなんですけれども、新会計方式を導入する計画が3年、4年先にあります。そんな中で、いかにこの膨大な予算の内容を町民に知らせるのか。周知の方法について、まずお伺いいたします。

それから、2点目としまして、我が横芝光町は、栗山川の流れがはぐくむ人、自然、文化が共生する町を将来像と定めて進んでおりますけれども、予算書で見る限り、クリーンパークやポケットパーク、マリニピアの維持管理、それから、魚の稚魚の放流ですとか、そのような予算が計上されているように思います。

この町の将来像に向けての栗山川という位置づけをしている中で、これでは余りにも実効性がないと申しますか、予算が少ないように考えるんですけれども、これはどのようにこの厳しい予算の中でこれを実現しようとしているのか、お伺いいたします。

それと3点目に、横芝中学校の建設で19億円の予算が組まれております。これの内容について説明をお願いいたします。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは私のほうから、新会計方式の周知ということで、お答えさせていただきます。

新会計方式につきましては、一般質問の中でもお答えしましたように、遅くとも23年秋までには、この方式を選定いたしまして……。

〔何事か言う人あり〕

企画財政課長（林 新一君） あ、この予算でございますか。新会計方式のお話でございますものからです。

この予算につきましては、毎年広報で広報しているわけですがけれども、それはしっかり周知をしなければならないというふうに思っております。また、今新会計のお話ししましたが、新会計方式が採用されるまでの間は、しばらくそういう状況が続くのではないかなというふうに思っています。新会計を採用するときには、また新しい、皆さんがわかりやすい広報の方法というものを、あわせて考えていきたいというふうに考えています。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおり、栗山川の流れがはぐくむ人、自然、文化の共生するまちづくりというタイトルについて、栗山川整備に対する予算が足りないのではないかと、いうお話でございますけれども、基本的に栗山川の具体的な管理については、二級河川、県の施策でやっていただいているものでございまして、具体的には、草刈りですとか工事について、町の予算からは1円も出ておらないので、結果的にこういうふうになってしまうので、また議員のほうから、何かいい、栗山川に対するこういう提案をいただけるものがあれば、そうした中で検討をしてみたいなとは思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

教育課長（小堀正博君） 中学校の改築事業の19億円の内訳ということでございますけれども、予算書に記載のとおり、工事費で17億6,541万5,000円、大きいものではあと新しい中学校への備品購入代ということで、1億円を見込んでおります。

工事内容、17億6,500万円の内訳でございますけれども、くい工事は19年度で完了いたしましたので、現在電気、それから機械、建築、外構をあわせた建築ということで、継続的に今事業を行っているところであります。その中で、19年度に前払いということで、約3割前払い金をお支払いしております。その残金を含めまして、17億6,541万5,000円という金額になります。

以上であります。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 栗山川についてですけれども、県の河川ということは、十分承知しております。ですが、町として栗山川をタイトルにも挙げてまちづくりをしようと、そういう大きなテーマがあって、この予算も組まれていると思いますので、もう少し町としても積極的に考えていただきたいなと思います。特にふるさとの川整備状況、これも確かに県の事業ではありますけれども、これに対して町として、もう一つ、我々もアイデアを出していかなくてはいけないかと思っておりますけれども、取り組みを強化していただきたいと思っております。

栗山川のこのふるさとの川整備事業の中では、川の駅というんでしょうか。道の駅に対抗して、川に面した場所に川の駅というような、栗山川センターというたしか仮称で図面はできておったかと思っております。そういうものも町の中にできるわけでありますので、そういうものとのタイアップもこれから考えていかなくてはいけないと思うんですけれども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ふるさと川整備事業は、国の採択を栗山川が……。

ちょっとおおむね10年ぐらい前に、申しわけありません、採択を国で受けてやっておるところでございます。その事業が今、当然のことながら、昭和49年から始まっている広域河川改修計画の付随する計画ということで、それがおおむね5年で終わると。その後付随した国の施策として考えておるところで、まだ具体的な年度ですとか、それに対する施策については、私どもも伺っておりませんので、今後それについてもいろいろと調査研究をしま

いった中で、これからの指針を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいなと存じます。

議長（八角健一君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は14時15分です。

（午後 2時00分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

議長（八角健一君） 議案審議を続けます。

若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） それでは、私この予算の概要で、1つお聞きをいたします。

この概要の中に、横芝光町の財政の状況が示されております。また今回は、財政推計というものを出示していただきまして、ちょっと見させていただきました。

この概要からは、18年度の決算の状況、計上収支比率、あるいは実質公債比率というものが示されておまして、また、19年度末の財政調整基金、あるいは基金残高というものも示されております。非常に厳しい内容でありまして、私もこの財政状況、今の横芝光町の行財政運営で、かなり厳しい状況になってくるのではないかなと、そのようなことを考えておりました。

今までそういう中で、町当局の回答は、余り厳しい見方をしていなかったと、そのような発言であったと、このように思います。今回そういう中で、この将来の財政負担を、予断を許さない危機的な状況にあると、このようになり厳しい見方をしておるわけでございます。この推計を見ても、そのようなことが読み取れるわけでございます。

歳入の状況も、極めて不透明な状況であると。この危機的な状況と判断された根拠、それをひとつご説明願いたいと、このように思います。

それから、このような事業推進を、もう試算として額ですので、今回は平成29年までの推計でありますけれども、これ以降、どのような形で進んでいくのか。その辺もひとつ、見通しをお願いしたいと思います。

それと、全協の際の説明で、やはりこういう財政状況の対応として、その時々に対応をしていくんだと、そのようなお話でありましたけれども、やはり財政状況を好転させていく、

あるいは財政基盤の強化を図っていく。そのようなことは、やはり簡単に話をすれば、歳入をふやすか、歳出を減らすかと、このような状況でしかないと思うんですよね。今、行革もかなり進んでやっておりまして、なかなか走り出しちゃうと、途中でこれを改善すると、言葉では言ってみても、なかなか難しいと、私はそのように考えておりまして、そのあたりのひとつ説明のほうをお聞きしたいと思います。

それから、これは合併する前に町民地区座談会ですか、この席で示された資料です。これを見ますと、合併10年後の基金残高と、このようなものが示されておりまして、これを見ると、合併10年後には、26億300万円の基金を保有するんだと、そのような内容のものでございます。

現在の基金の状況というものは、今年度末には17億円ちょっとですよね　の基金残高を保有すると、そのようなことでございますけれども、その中でも、中学校関係の3億8,900万円ある基金は、これはもうすぐなくなるわけでありまして、この推計から見ても、私ちょっと計算したところ、多分22年ぐらいには幾らも残らないと、そのような状況になってくると思うんです。この地区で示された資料、この計画、やはり私は、ある程度こういうものを地域の皆さんにお示しをし、そして旧横芝と光町が合併するのに、いろいろ理解を得た資料であると、私そのようにも考えます。現在の状況ですね。これ起債残高も、もう右肩上がりていくと。年間予算を超えるような残高が今、近い将来来ると。余りにも今の行政運営が、この合併前の計画と、余りにも離れていっていると。そういうような状況で、これ夕張市を例に例えたら、本当に申しわけないんですけれども、やはり将来、相当町民負担、こういうものがふえてくるのではないかと。だからそういうものも予想されるわけでございますけれども、そのあたり、どのような見通しを持ってやっていこうとしておるのか。その辺をひとつお願いしたいと思います。

議長（八角健一君）　町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君）　1つ目の財政の今後の厳しい根拠というお話でございますけれども、今、若梅議員がおっしゃっていただいた、まさしくそのとおりでございます。合併する前の資料として、10年間で26億300万円ですか、この基金ができるんだというような説明の中で、合併が進んでおったわけでございますけれども、現実問題、平成20年度の予算組みをさせていただいた中で、実際的には10年後の平成29年には、14億円の赤字になるだろうというような、今シミュレーションをさせてもらっているわけでございます。ゆえに、この財政が非常に厳しいというように、私どもが常に申し上げさせていただいておるわけでございます。

けれども、そんな中で、いろいろと要因はございます。

そしてその大きな1つとしては、やはりサービスは上に合わせる、そして負担は下に合わせるというような総務省からのお話もあった中で、なかなかそうした部分においても、やはり両町のサービスはいいほうに合わせていく。そして負担はなるべく少なくするという、結果としてそういうようなものが出てきてしまっておるのが一つの要因であって、またもう一つは、本来大型事業、北清水、粟嶋、長塚橋にしろ、粟嶋橋にしろ、2の10号線、2の12号線につきましても、本来であれば10年間の事業予定をしておったものでございますけれども、たまたま道交付金の、地方再生計画の19億1,000万円の採択をいただいた中に、あれが5年の時限立法であるというような流れの中で、前倒しを余儀なくされている部分ですとか、そういうところから、非常に厳しい財政状況であるのは、議員おっしゃられるとおりでございます。

そうした中においても、今後一つ一つの事業を、歳入はなるべく頑張らせて上げていく、歳出はなるべく減らしていく。また、いろいろな企業誘致も図りながら、そして住民サービスが最低限守られる、そういうような部分で、住民サービスをないがしろにすれば、これはある部分、もっと楽な行政ができるのかなという部分はありますけれども、それでは自治ではございませんので、そうした部分を勘案しながら、毎年毎年これを再考しながら、夕張にならないための財政運営を心がけていきたいと存じておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 私の質問に対しまして、若梅議員の言うとおりだと、そういうふうに言われちゃうと、私も困るんですけども。

合併した本来の目的、これはやはり、地方分権の対応等、いろいろありますけれども、やはり両町がそれぞれ財政の破綻を間近に控えた中で、やはり一番の目的は、財政の健全化、立て直したと私は考えておまして、今の状況、その方向に向かっているのかなと。サービスが一番最上のサービスで、負担が一番下でと、そのような考え方で、今取り組んでおるんですけども、いずれはこれ町民に負担を負うような、そういうような状況が生じるのではないかと。近隣でも、東金さんのところを言ってもあれですけども、いろいろな負担が今、ふえてきている。合併をしないということもあるでしょうけれども、そういう面で、私この推計を見まして、これどのような形になっていくのかなと。この先がどういうふう

なっていくのか示されていない部分が、これが心配になるんですよ。いろいろな機会にまた質問させていただくんですけれども、ぜひひとつ、財政の健全化と、やはり合併前に町民に約束した、このような健全財政というものを頭に置きながら、行財政の運営をしていただきたいと、このように思います。どうもありがとうございました。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 私のほうからは1点、町長の施政方針の中に、14ページでございますけれども、真ん中の妊婦健康診査費の公費負担については、妊婦の保健の向上と経済的負担の軽減を図るため、受診料による2回の現物給付に加え、昨年10月から、3回の償還払いによる助成を実施したところでありますが、平成20年度からは、受診票による5回の現物給付による公費負担のほか、診察料における妊婦負担分については、償還払いによる助成を実施してまいりますということであります。前回、87ページにこの妊産婦健康診査の予算計上がありますけれども、この意味が私にはよくわからなかったので、教えていただきたいと思えます。というのは、この施政方針の妊婦健康公費負担の5回の現物給付及び診察料助成は、県下統一施策と認識してよろしいものかどうか。あとの部分の助成の部分がちょっと意味がよくわからなかったので、教えていただきたいということと。

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

健康管理課長（実川 薫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

20年度からは、公費負担で5回の無料というのは県下統一でございます。それで、診察料のほうなんですけれども、今、自由診療ということで、お医者さんによりましては、6,000円から3,000円。それぞれお医者さんの設定がまちまちなんですけれども、妊婦健康診査の県課統一の分では、診察料については2,700円というふうな設定になっております。そうしましたら、産婦人科の医師会のほうからは、その2,700円では安過ぎるので、その差額は妊婦自身から徴収するということになりました。ですから、うちの横芝光につきましては、その個人負担分の妊婦の差額分の一応3,000円までは助成するということで、今回予算計上させていただきましたけれども、千葉県におきましては、差額分を助成するということはまだないと思えます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） よくわかりました。すみません。 申しわけありません。

若梅議員の質問を聞いていて、私も非常に同感するところであります。先日、夕張市長のコメントがテレビでやっておりまして、夕張市長は、これからは、計画ありきではなく、市

民ありきでやっていく。これが原点でいるべきではないかということでありましたので、生意気を言うようですけれども、英断的な町長の行動力はすばらしいと思うんですけれども、身の丈に合った選択を考えて、やめるときは、取りかかった事業でもやめるくらいの英断も必要ではないかというふうに思います。町民の皆さんに負担にならないような、グランドデザインというんでしょうか。10年先の横芝光町を見据えたグランドデザインの設計こそ、描かれる町長の前向きな取り組みを期待するところでありますし、また

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほどの若梅議員の質問の中にも答弁が漏れたところもあります。10年後、その先はどうなるかというようなご質問でございましょう。そうした中で、私が今考えていることは、こういう合併したメリットを最大限に有効利用させてもらうということで、中学校建設、2つの橋の事業、それに伴う道路事業、集中してこの10年間に、ある意味一気にやらせてもらってしまう。そうすることによって、当町、横芝光町としての基盤整備がほぼ充足するだろうというような認識の中、その後については、緊縮予算をずっとやっていくべきだろうなど。ご承知のとおり、実際、合併特例債、あとは国・県補助の補助がある中で、具体的に申せば、事業費の半分が国の補助金で、あとの半分を合併特例債で、そしてその合併特例債については、おおむね3分の2を交付金算入いただけるのであれば、単純に考えますと、6分の1の事業費で事業ができると、そういうような、ある意味千載一遇のチャンスの中、事業費は拡大してしまうものの、これが当町横芝光町の将来にとって、必ずやいいものにつながるものであると考えて、毎年毎年、先ほども申し上げましたとおり、財源の見直し、そして歳出歳入の多くチュウシャクしながら、今後とも進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

以上です。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、3点ほどお伺いさせていただきます。

まずは駅前広場整備事業に、概略設計の予算がつけておりますけれども……。

議長（八角健一君） 予算書のページ。

2番（森川 忠君） すみません。37ページ。概要です。

ついこの間、お話の中で、県の事業というので、それとタイアップして行いたいということで、 しますと、ほぼめどがついたかなというような私の想像でございしますが、その辺、確定した部分、また今後の流れ等がおわかりになれば、教えていただきたいと思ひます。

そして2点目として、28ページ、住民基本台帳ネットワークシステム事業。こちらには来年度、215万、大体5割強のサクタイの予算立てておりますが、先般の一般質問させていただいた中でも、現在330枚ということですか、そして個人認証のカードについては、99枚という非常に少ない数で、横芝光町も、来年度は本気になって住民基本台帳カードの発行をやっているのかなというような気がしていますが、ご存じのとおり、立派な図書館もございます。それを例えばIDカードとして、個人カードとして使う。また、市川市あたりでは、諸証明をとる際に、そちらでとるということで、6%ほどのかなり高い交付率があるわけでございますけれども、町として今後、300枚といたしますと、全職員よりちょっと多いというぐらいで、職員の方も多分お持ちになっていない方もいらっしゃると思いますけれども、その辺は率先垂範されて、ぜひともお持ちいただきたいと思います。

3点目、34ページになります。我が横芝光町、立派な健康づくりセンター「プラム」を擁しております。非常に立派な設備で、お聞きしますと、ふだん健診以外は閑散としているという、近くの方の声も来ております。有効利用されて、立派な調理施設等もございます。もっともっと住民が立ち寄りやすい、まさに健康づくりに関する、供することをさせていただきたいと思いますが、その辺、お考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、駅前広場事業の今までの経過、それから今後の計画ということまでのご質問でございますので、現在わかっている範囲の中でお答えをさせていただきますと思います。

まず、議員ご存じのように、この横芝駅前、県道が変形交差点になっておりまして、朝夕、天気の悪い、特に雨天時ですね、このときには非常に混雑しておりまして、また敬愛高校の生徒たちおりまして、歩行者、自転車、こういったものが錯綜して、非常に危険な状態でございます。ということで、昨年来、佐藤町長と県の県土整備部のほうへ、ひとつこの交差点の改修につきまして、特段のおはからいを願いたいということで、要望、陳情を重ねてまいりました。県のほうの考え方につきましては、今、駅前広場につきましては、暫定の約1,000平米で町が整備してございますけれども、都市計画決定の中では、約3,500平米の駅前の整備が都市計画決定されておるわけでございますけれども、これらの町の駅前広場の整備とあわせて、ひとつ県道の交差点も改修していこう。実はこの県道というのは、横芝停車場白浜線と、及び横芝上堺線、この2本の県道が交差しております。昨日、千葉県議会におき

まして、地元県議会議員の議員さんが、この駅前の交差点の改修につきまして、一般質問をしていただきました。私もパソコン上で拝見していたわけですが、県土整備部の古川部長の答弁を申し上げますと、この横芝駅前の変形交差点につきましては、重々承知しておると。そういった中で、平成20年度に事業化に向け調査を進めるという答弁がございましたので、そういったことで、町も水面下ではそういったことをお聞きしておりましたけれども、20年度から基礎調査に入るということでございます。

以上です。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 森川議員お尋ねの住基カードの件でございますけれども、まず、この中で、19年度に比較しまして、予算が多少ふえている。これは、パソコン等の機器をこの2月に更新いたしまして、19年度に比べますと、ちょっといい機械を使っているということで、その辺がふえた理由でございます。

それから、現在、横芝光町の住基カードにつきましては、付加価値としては、eタックスの個人認証、これを希望する方にはつけております。ただ、今のところ付加価値としてつけているものは、そのくらいしかありませんので、今後は議員おっしゃるように、図書館のほうのカードだとか、それから、これは新たに機械の導入が必要になりますけれども、住民票の発行機に使えるようにするんだとか、それから印鑑登録カード等にもできるということも聞いておりますので、それと、例えば免許証等のないお年寄りの方とか、このカードを発行して持っていますと、公的機関の写真つきのカードということで、身分証明カードになるということもありますので、作成するのは住民課のほうに来ていただければ、その場で写真を撮って、デジカメで写真を撮って、すぐ写真を張りつけて発行できますので、そういう使用方法もあるということで、皆さんも地域の方にお話を願いたいと思います。

また、先ほど来申し上げております付加価値については、今後できるだけいい方法で使えるように検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

健康管理課長（実川 薫君） プラムが閑散しているという件なんですけれども、一応、1日大体平均しますと、30人ぐらい、いろいろな健康相談や、それこそ電話でもいろいろ相談があります。そういうのを全部入れますと、30件以上にはなると思いますが、仕事自体が、プラムだけでやる仕事ではなくて、外に出て出向してやっている、いろいろ事業もあ

りますので、毎回毎回プラムがいっぱいになって事業を行っているということは、ちょっとないので、そういうところを見られて、ちょっと閑散しているのかなというふうに見受けられたと思うんですけれども。

あとプラムの中には、子供さんの遊び場として、親子のプレイルームというのがあります。そのプレイルームの利用は、毎日結構、そうですね、親子で20人。夏休み、冬休み、子供のお休みのときには、もう朝から夕方閉館するまで、絶えずギュウイッパイの子供さんたちの利用もあります。ただし、やはりプラムは、町民の健康の場所でもありますので、これからは町民の方が気軽にプラムに来て血圧をはかったり、ちょっと自分の健康相談をしたりというふうに、皆さんに親しまれるプラムをつくっていかねばならないのかなというふうな、私も思っているところですので、これからの職員、努力しまして、一応、プラムの利用の方が多くなるように努力していきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） まず、6ページ、地方交付税であります。前年と比べまして当初予算では2,000万円ふえております。この間、三位一体の改革ということで、04年あたりにながくと交付税が減りまして、今回は5年ぶりの増加だという、地方財政計画を見ると見えるんですけれども、大体年間どのくらい見込んで、当初計上、この25億3,000万円。これはどういうことに基づいて計上したのかというのを尋ねておきたいなということです。

それから、2つ目は、14ページで町税が当初予算計上では前年比1億1,184万8,000円の減額ということですが、これはやはり歳出とのかかわりで、当初予算はこういう計上になったんでしょうか。

30ページは、臨時財政対策債。これは交付税と同じく使えて、後で交付税に算入措置されるというものなんですけれども、今年度の発行額は、これで限度額ぎりぎりなんですかね。そこを1つ尋ねます。

それから、先ほど若梅議員も、ねちねち、ねちねちじゃない、真剣に質問されておりましたけれども、財政推計ですよ。この推計から推測される財源不足。この年度と現在における対応策というのを、どのようにお考えしているのか、尋ねておきたいなというふうに思います。

それから、33ページは、今回の定員適正化計画であります。5年間で20人の職員を削減するという中身であります。国は交付税を減らすと同時に、こういう自治体リストラを強制するものということでもあります。私は地方自治権の否定だというふうにご考えてきておりますけ

れども、分権型社会への移行の中で、多様化、膨大化する行政需要と、こういうふうな表現も一面でされております。そしてまた合併によって、行政課題、事務事業量も膨大している中だと、こういうふうな表現もされております。こういう中で、5年間で20人の削減。そしてこの中身というのは、定員のモデルと比較しますと、ちょうど同数だと。それから、近隣の類似団体との比較では、49人下回っているということを言っています。なのに、なぜこの減らさなければならぬのか。これが住民サービスの低下、これにつながるのではないか。あるいはまた職員の労働強化に直結するのではないかという心配をいたしております。この点について、ひとつご答弁をお願いしたい。

それから、集中改革プランですね。これも地方行革の押しつけですけども、こういう集中改革プラン、定員適正化計画というのは、提出というのは、国・県の、これ義務になっているんですかね。計画の執行はやはり、年度ごとの実態をよく見てというふうな気がいたしますけれども、ここのところの見解をお聞きしておきます。

それから、51ページですが、合併後そろ2年、行政センターが廃止ということです。いいことに、サビアのあそこの利用率というのが非常に高いということですけども、行政センターの廃止で廃目になるわけですが、町民の反応は、廃止という点については、どのように当局に届いているのか。確認のために尋ねておきたいと思います。

それから、74ページでは、町内児童と医療費等助成事業が計上されておりますが、私は県下初めてやられた、この小学6年生までの医療費の無料化は、ぜひ中学生まで今後考えてほしいなとも思うんですけども、福祉の心を持つ佐藤町長をお願いしたいというのは、この制度ができて、制度の適用にならない児童がいると。これは親の経済状況であって、子供には責任がないというふうに思うんですね。せめて資格証を発行している20世帯25人。この子供たちには、何とか資格証じゃなくて保険証を出せないのか。制度の適用に組み入れられないのかなというふうに思います。20年度も町長の改革の意思、その芽をこういうところに残して続けてほしいなと、そういうふうに思うんです。

それから、87ページでは、さっき出ました妊婦健診ですね。5回にまたがって現物給付になるということで、県内でもたしか11回くらいまで無料にやっているところもあるんですけどもね。今後は、そういう頑張っている自治体もあるわけですから、ぜひ頭に入れていただきたいなというふうに思います。

100ページです。地産地消食育推進宣言ですが、この宣言というのは、何と県内でまだ2つの自治体しかやっていない。そして匝瑳市と横芝光町ですね。ここだけです。これはも

う、冷凍ギョーザの安心・安全の問題。そのニュースの中でもキャスターが、地産地消という言葉を使うような時代にまでなってきました。そういう意味では、非常に先進的な決断であり、政策であるというふうに思いますけれども、大事なのは、この宣言の中身をいかにして埋めていくかということで、町民ぐるみで推進する必要があるというふうに思います。これを推進していく上での準備と決意を尋ねておきたい。

それから、農水省の補助事業として、この20年の中に、地域全体で地産地消に取り組むモデルタウンの整備、あるいは直売所を中心として、高齢小規模農家が活躍できるモデル的な生産流通体制づくりを支援する事業、こういうのがあるんですね。これをひとつ課長、さっきチャレンジハウスの話がありましたけれども、検討してみる必要があるのではないのかなと思って私はおります。いかがでしょう。

それから、水田再編対策の問題です。101ページですが、減反について、去年は生産者団体の取り組みというふうにしておったものが、今度はペナルティーを、今後県もペナルティーという言葉で強制してくるというふうになりました。しかし、世界的な食料を取り巻く流れの中で、生産調整をしている時代ではないというふうに認識しております。そういうことでありますが、そういう中での生産調整に対して、この間の一般質問で町長は、やはり当町とすれば、ペナルティーという表現はふさわしくないというふうに言われました。全くいい理解だというふうに思います。長い減反の歴史の中で、大変、他の作物がつかれる条件がない中で、農家は苦悩の歴史だったというふうに思うんです。

そういう中で、今回一応この減反に対応する中身を聞きたい。1つは、個人にまで割り振るのか。本町の減反は、ホールクroppサイレージという話も、この間説明を受けたわけですが、じゃ、全部が減反を割り当てられた面積をこなす、そういう体制も、財源的余裕もないんじゃないのかなというふうに思うんです。そういう中で、やはりやれる条件と準備のある部分については、積極的にやっていただく。そして決して強制にはならない形の中で、この事業を通じて、規模の大小を問わずに、生産を続ける意思のある、この農家をやはり大事にするという、この観点に立って、町が減反をやる人も、できない人も、いがみ合いのないように生産意欲を育てるという点での知恵と力を集める必要があるんじゃないか。ホールクroppについては、もう少し、どういうふうにするのかということの説明を願いたいんですけどもね。麦、大豆の振興もあわせて、積極的な対応をしていくという話もちらり聞いておりますが、説明を受けたいというふうに思います。

117ページは町道舗装率ですが、旧横芝町と比較して、旧光町の道路の舗装率、改良率と

というのは、現在どうなっているのか。私は旧光町に行って、道路の舗装率はまさしく高いなというふうに思っているんですけどもね。その大きなやっぱり要因の一つは、これ職員の発案だったとも言われておりますが、直営舗装というああいう方式ね。ですから、ちょっと違いがあれば、そういう方式の導入をするというのも、大いにいいんじゃないのかなと思います。

入札制度の改善であります。落札結果がその都度議員には送られてまいります。そういう中を見ますと、世間で言われている談合じゃないのかなと見られる結果もあるわけですけども、この入札結果についてのこの間の改革、この中身を説明願いたい。公正で厳正な倫理観のある入札制度に改善していくためにも、指名入札というのは、指名競争入札というのは、もう時代におくれているのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

127ページでは、旧両町にあります公営住宅、町営住宅の老朽化の問題と対策の現状、どのような計画になっておるのか。

それから、131ページでは、防災マップ、防災計画ができたわけですが、その中での津波対策というのが非常に気になります。お聞かせ願いたい。

それから、133ページで、教育基本法改定に伴って、その後、学習指導要領の見直しなど、いろいろ検討されていると思うんですけども、現場との関係においては、どのようになっているのか。そこをひとつ聞きたいと思います。

それから、152ページで、中学校にかかわる問題ですが、いよいよ中学校の建物の上部構造に、これから着手されるという段階であります。いわゆる入札の段階から私言っておりますけれども、設計者との協議の上での瑕疵担保責任の問題ですね。これはやはり、場所が場所でありますので、私だけでなく、多くの議員も町民の方々も、そういう心配されるおるのではないかなというふうに思います。せめて法の範囲内でも、きちっとしたものを残して、責任をなし遂げていただきたいというふうに思います。

それから、158ページでは、合併して、同じような町が2つ一緒になったわけですね。そうしますと、同じような施設があるんですね。やはり合併前と利用率はそう変わらなく使われているのか。住民の声とすれば、そういう点ではどうなのか。その辺のところを、なかなか、合併して非常に浮き彫りになった一つの問題点ではないのかなと。問題点といたら変だけれども、思うんですけども。

図書館の問題は、質問さっきありました。

177ページで、学校給食センターの建設の問題が現実の課題になってきております。地産地消食育宣言にふさわしい給食センターのあり方。やっぱり給食は教育であるという点での、食育基本法、またその宣言の具体化ということとあわせたところの給食センターの建設計画が、きちっと合致した、マッチしたものになっているのか。今後どうするのかという問題です。そこをひとつお尋ねしたいと思います。

それと、その給食の中身では、やはり地産地消と食育の交差するところに給食というのがあるわけですね。匠の野栄の学校給食センターは、全国の学校給食の甲子園といわれるコンテストで、見事全国優勝を果たしてきた、そういうところでもあります。ですから、この地産地消、食育を推進しよう、その中の生徒、児童に歓迎される給食を実現しようとするには、十分できる条件があるということを示したということですから、大いに学びながら、鋭意努力を願いたいというふうに思います。この点についてはどうですか。

以上であります。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 多岐にわたる越川議員さんのご質問に対して、1つずつ、できるだけ丁寧にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、最初の地方交付税、また町税の減少の問題、臨時財政対策債の限度額の問題については、企画財政課長より答弁させますので、長期的な部分での財源不足への対応については、先ほど若梅議員、また川島富士子議員にお答えしたとおりでございます。逐次、毎年毎年吟味した中で進めてまいるということでございます。

あと、続きまして、定員適正化計画並びに集中改革プランについては、当町合併前に約150人の旧横芝職員、それと約120名の光職員、合わせて270名おったわけでございますけれども、それが両町単独時代もそうですけれども、なるべく人員を投入してこなかった状況も含めて、今あるわけでございますけれども、決して議員おっしゃられるように、労働を強化させる気は毛頭ございません。ただ、少数精鋭という言葉もあります。そうした中で、職員一人一人のスキルアップを目指していくのが、行政改革の大きな1つでもあるわけでございますので、今後とも適材適所に、そしてまた、当然職員の健康管理に十分留意しながら、人事管理をしてまいりたいと思っております。また、この集中改革プランが国・県の義務になっているのとのご質問でございますけれども、一応そういうような指導はあるものの、私どもは、さっきお答え申し上げました財政運営においても、この職員の数の問題というのは、非常に大きく左右する問題でございます。まずをもって職員のスキルアップをより一層お

願い申し上げて、何らかの職員の適正化を今後とも進めていきたいと思ひますし、今後ただいたずらに採用を延ばすことは、将来のためにも、また穴をあけてしまうこともあるかと思ひますので、そこについては、今後担当当局とよく相談をしながら、人事も、全く入れないわけではなく、今後計画の中で進めていきたいと思ひております。

続きまして、行政センター廃止について、町民の声についてはですけれども、先ほど議員もおっしゃられたとおり、サビア内につくりました町民サービスセンターが、思っていた以上のいい反響をいただいております、それは一部には、一抹の寂しさを発している町民の方もおられるかと思ひますが、正直申し上げまして、私のところには、さほど大きな部分での意見はございませんで、町民のご理解を温かく受け入れているところでございます。

続きまして、町内児童医療助成事業にかかわる資格証を短期保険証にすべきではないかという議員のご提案でございますけれども、今、先ほど20世帯25人というように、極めて少ない子供たちに対する施策でございます。しかしながら、大原則として、納税の公平というものがございまして、特別な事情であれば、要領、要綱を定めることにより、保険証の発行も可能であるというような事例案もあるとのことでございます。それについて、やはり議員おっしゃられるように、この国民健康保険税の払う、払わないは、子供に責任があるわけではございません。そうした中で、積極的に解決できるよう、方策を考えてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと存じます。

妊婦健診10回やっているところもあるじゃないかというお話でございますけれども、現実にはそうございまして、その辺については、今後財政当局とじっくりひざを交えた話をした中で考えていきたいと思ひます。しかしながら、余り早急なものは、一つ一つ、一步一步踏み固めていきたいと思ひますので、よろしくご理解賜りたいと思ひます。

地産地消、この宣言を、この中身を町ぐるみでつくっていくべきだろう。当然議員おっしゃられるとおりでございます、今後とも担当当局と一緒に、また町民の皆様とともに、この……。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君）　じゃ、これについては、担当課からももう一度お答えをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

続いて、生産調整に対する問題で、この問題は、議員おっしゃられるまでもなく、当町にとっては大変非常に大きい問題の一つであることは、言うまでもございません。今、国・県は、公然とペナルティーという言葉を使っているわけございまして、せんだっての一般質

問の答弁の中でもございましたスーパーL資金について、事実上の繰上償還を求めるですとか、実施助成をやめるですとか、そういうような災害資金などの一定の分野を除き、生産調整非実施者をそういうような部分の対象にするというような検討もしているとしておりますけれども、町としては、このような動向を踏まえた中で、ペナルティーではなく、現在農業者及び農業者団体支援策として実施していることなどに対して、生産調整達成を加えることを検討としながら進めてまいりたいと思っております。

そうした中で、生産達成者のメリットとしては、品目横断的経営安定化対策の収入減少影響緩和対策に加入することによって、米価の下落による収入の補てんを受けることができるようになりました。平成19年においても、当町の加入者は、営農組合で2組合、個人で8人でありましたが、今後高齢化が進む中で、地域農業を持続的に発展させていくために、認定農業者や集落営農組織などの担い手が中核となった農業構造にしていく必要があると考えております。そのためにも、認定農業者の認定を受けられたり、集落営農に参加すれば、品目横断的経営安定化対策などの支援も受けられるわけであり、生産調整の推進に当たっては、経営感覚のある担い手の育成と確保、米生産の担い手への集積が必要であると考えております。

そうした中で、ホールクロープサイレージ用の機械、コントラクターと申し上げます。おおむね2,000万円の機械を、この一般会計予算の中には、今盛っておりません。それはなぜかと申しますと、これについては、国50%、県15%の補助金が見込まれる中、この今申請を出しているところでもございまして、これが採択を、正式な申請は20年度に入ってからになりますので、これが採択でき次第、補正予算で対応してまいりたいと考えております。10アール当たり13万円の交付金が支援される部分もございまして、今の段階、それを生産調整分すべてに振り分けるのは、かなりの無理がございまして、ホールクロープでつくったその稲を、町内の酪農家、または肉牛用事業者に対してだけでは、全部をやった場合、処理が、ホールクロープ米が多過ぎて処分できません。そういう部分を近隣の農協さんとか、近隣市町にいろいろと声をかけながら、そういう施策で進めてまいりたいと考えております。

町道の舗装率については、建設課長にお願いをしまして、入札制度が談合の温床になっていないか、指名競争入札か否かという問題でございましてけれども、入札制度、平成19年度の中で、いろいろ試行錯誤した中で、いろいろとやってみりました。そうした中で、指名競争入札については、今後一般工事では取り扱いをしない。そしてまた、業務委託ですとか設計業務においても、なるべく公募型の一般競争入札に持っていきよう、せんだっての議会で

も要領、要綱を整えさせていただいたところでございますので、今後ともそういった部分においても、公共性の保たれるような入札制度を心がけてまいりたいと思います。

町営住宅の老朽化、津波対策、教育基本法、中学校建設については、各担当のほうからの答弁とさせてもらいまして、設計者との瑕疵担保責任の問題でございますけれども、先般、越川議員とは議場でもお話をさせてもらったことですが、当然、法的な部分に発生する瑕疵担保責任においては、当然のことながら業者の責任になるというふうに考えておりますし、そうならないでほしいことでございますので、建設途中の審査ですとか管理には、町職員を含め、十分審査を加えながら、調査をしながら進めてまいりたいと考えております。

施設の利用率については、担当課のほうでよろしくお願い申し上げまして、あとは給食センター建設の地産地消宣言にふさわしい計画になっておるのかというところでございますけれども、当然のことながら、これについては、地産地消を全面的に推進していくんだという、私の気心は思っておりますが、まだこれからの計画段階でございますので、今後とも地産地消を念頭に置いて進めてまいりたいと思います。

ちなみに、今現在、給食センターは、光給食センターと横芝給食センターがあるわけですが、米飯給食は、光給食センターが1週間5日のうちの5日間が米飯給食でありまして、横芝給食センターは週3回が米飯給食になっております。これはなぜかと申し上げますと、光給食センターは、光給食センターその場で米の炊飯ができます。しかし、横芝給食センターは老朽化、施設がないために、自前で炊飯ができません。しかしながら、当然米については、ビタミン米を除くすべてが当横芝光町産の米を使用しておりますので、そうした中で、当然新しい給食センターには、炊飯のできる施設を当然考えておりますので、そうした中で、100%の当町米の使用で供給できる体制をつくっていくことを初め、野菜に初め、肉に初め、そういうものもなるべく自分のところのものを使えるような計画に進めていく所存でございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 越川議員さんの質問に対して、お答えいたします。

学習指導要領の改訂でありますけれども、これは2月15日に、文部科学省より告示されまして、2012年の4月から完全実施ということになっております。

そこで、本町におきましても、まだ改訂の中に入っておりませんが、早速本年度より改訂にかかわる順、特に一般的には授業時数が5%。しかし、多い教科、理科等において

は23%以上の授業時数の増加となりますし、内容がふえてきますので、その辺を踏まえまして、やはりカリキュラムの編成等を含めた実際の試験的な状況調査等は必要であるというふうに考えておりますので、早い時期に改訂への移行のための準備に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは私のほうから、まず、地方交付税について申し上げます。

地方交付税につきましては、議員おっしゃりますとおり、5年ぶりに1.3%増額の予算が確保された。その中には、地方再生対策費ということで、地方の就業構造ですとか、高齢人口に基づきまして算定されるというような、新しい制度ができて、それらを考えまして、今回は昨年度の当初予算額よりも、普通交付税では1億円増というふうに見ているところでございます。

ただ、特別交付税のほうでは、合併に対します加算分といたしまして、約6億円強が3年間で交付されるという制度がございました。それで18年度、19、20、要するに20年度まで交付期間でございまして、交付率が50%、30%、20%というふうな交付の算定基礎になっております。したがって、20年度は20%を算定するというところでございまして、それらの減額を見込みまして、特別交付税では8,000万円減額するだろうというふうに見ております。したがって、総額では2,000万円の増というふうな予算計上になってございます。

それと、実際どのくらい見込めるんだというようなお話あったかと思いますが、私の胸の内ですと、もう5,000万円ほど増額算定していただければ助かるというふうに考えております。

次に、臨時財政対策債の3億1,900万円の金額についてでございますが、これにつきましては、国の20年度地方債計画の中で、総額を15.5%減らすんだというふうな計画が来ておまして、現実的には地方交付税の算定とともに、この限度額が算定されるわけですが、現在の中では、目いっぱい見ているという状況でございます。

それと、先ほど来ご質問がございまして財政推計の不足額をどうするのかという質問に、町長の回答に一言つけ加えさせていただきますと、歳出の削減の部分でございまして、議員の皆様にお配りしました将来推計の部分を、職員全員に配りまして、削減に協力いただけるよということ、通知いたしましたので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、私のほうから、道路関係と、公営住宅関係の2点につきまして、お答えさせていただきます。

まず、道路に関しましては、旧横芝、旧光町、おととしの合併時点のそれぞれ舗装率、改良率でございますけれども、旧横芝から申し上げますと、総延長は39万7,000キ口。これは一級幹線町道、二級幹線町道、その他とあるんですけれども、約その他道路が90%弱を占めております。そういった中で、旧横芝では、改良率が49.75%、それから舗装率が75.97%でございます。

また、旧光町で見ますと、総延長が約36万キ口でございます。それで舗装率が72.78%、改良率が47.32%、こういう数字になっております。なお、議員おっしゃられたように、直営舗装、現在両町でやっていただいております、非常にありがたいことだというふうに考えておまして、今後もこういったものをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

それから、公営住宅の件でございますけれども、公営住宅につきましては、現在、栗山に49戸ございます。これは昭和44年から昭和46年に建築した住宅でございます。また、一番古いものでは、横芝の竜ヶ塚団地、これは昭和30年建築ですけれども、1戸ございます。それから、旧光の小田部団地、これが昭和45年から昭和47年建築で45戸。合計94戸、現在町営住宅として持っております。

そういった中で、建築後35年から40年経過しておまして、施設も大分老朽化しておまして、都度、町といたしましても、台所の改修、あるいはトイレの改修、それからサッシの交換、玄関あるいは扉の交換等々、住んでいる方がそれこそ支障がないような状態で、町も維持管理に努めておるところでございます。

ということで、今後この公営住宅をどういうふうにするかというのは、非常に大きな問題でございます、今私たちができ得る範囲のものは精いっぱいやっているということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 越川議員、町税についてご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

前年度予算と比べまして、1億1,100万円ほど減額でございますが、昨年の12月に町税につきましては、約1億円の減額補正をさせていただいております。それらを踏まえまして、今年度の決算見込みを立てまして、余り伸びる要因もございませんので、前年当初と比べましては、1億1,184万8,000円の減という額で計上させていただいております。

以上です。

議長（八角健一君） 社会文化課長、越川岳君。

社会文化課長（越川 岳君） 施設の利用率はとの質問であります。17年度と18年度を比較しますと、全体的に見ますと、利用率が上昇しております。19年度は利用率は確定していませんが、19年4月1日で利用料金を低いほうに合わせたことから、光地区での施設利用料が安くなりました。したがって、さらに利用率が上がるものと思っているところであります。

また、参考までに、安くした料金の影響額は、全体では約350万円ぐらい減となる見込みであります。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） 地域防災計画における津波に関する、いわゆるハザードマップの中での津波に関する記述の件でございますが、現在、間もなくでき上がるところにあるわけでございますが、ハザードマップにつきましては、洪水あるいは津波、これらにおけるものを中心としたマップが作成されるわけでございます。ちなみに、ハザードマップそのものにつきましては、このほかマップには、防災関係の機関やら避難所、水防施設、そういったところとか、あるいはこれら災害に伴う備えあるいは対応、そういったところがやはり防災マップの中にふえることとなります。

ちなみに、地域防災計画につきましては、3月6日に防災会議を開きまして、地域防災計画が作成の方向に進んでいるところでございます。

以上であります。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） それでは、私のほうから。

まず、地産地消、食育の推進計画でありますけれども、町長が冒頭申し上げましたとおり、6月ぐらいまでに原案を策定いたしまして、議員の皆様にも説明をしたいというふうに思っているところであります。

今の状況でありますけれども、越川議員にも協議会委員の1人としてご参加を願っている

わけでありますが、今後の方向性につきましては、やはりこの推進計画の中で、十二分に詰めていただきまして、また協議会の中で大いに議論をしていただきまして、方策を決定していきたいというふうに考えております。

それから、ホールクロップと麦、大豆等の細かい、これは交付金の額ということでよろしいんでしょうか。ではなくて、交付金の額ということでよろしいんですか。

18番（越川洋一君） ううん、額じゃない。とりわけ本年度のホールクロップの取り組み。もう少し 答えだけ。

産業振興課長（高埜広和君） 現在、緊急対策ということで、本来であれば、町のほうで、いわゆる計画書等を策定した後に、推進を図るべきところでありますけれども、緊急対策、いわゆる期日までに推進方策を決めなければ、いわゆる交付金等のペナルティーがあるということで、急遽、基本方針にもありましたように、農地・水・環境対策を講じている篠本新井、小堤、それから栗山地区、栗山地区は基盤整備が整っているということで、お願いをしたところであります。現在、入地区で6ヘクタール行っていただいております。それから篠本新井で2ヘクタール、小堤で6ヘクタール、栗山地区で6ヘクタールの予定であります。

それから、これにつきましては、町からの交付金、あるいは県、国からの交付金、それらで財源は賅っていくという形になります。

今回、なぜホールクロップかという問題でありますけれども、生産調整の作物として、県が飼料米ということで位置づけをしたわけでありますが、現在、それらの受け入れ先、飼料米をつくる、あるいは加工米で出すといった場合に、現在、受け入れ先がありません。ホールクロップについても、他の市町村ではなかなかその受け入れ先が難しい状況であります。ただし、横芝光町にあっては、先ほど町長が申しあげましたように、肉牛あるいは酪農家がホールクロップを利用してくれるということでありますので、ホールクロップを生産調整の作物として今回位置づけをして推進をしていくものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今後も認定農業者、あるいは集落営農組織、さらにはその基盤が整っている地域に生産調整を推進していくという形になります。越川洋一議員の集落におきましても、まさにその基盤は整っているところでありますので、ぜひご協力を願ひたいというふうに思っております。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 農水省の補助事業の利用という点では、わかり切っちゃっているの。そうでなく、検討してください。チャレンジハウスに利用できないかという、この補助事業の農水省。言われてないの。検討する気はないの。お願いします。

それと、さっき落ちました、1つ。後期高齢者医療制度が、多分始まっちゃうと思うんですけどもね。これに対して、やはり、少子高齢化社会の中での、少子化部分の子育て支援は町長やってきた。お年寄りのこの、高齢者への、何とか援助が、大変な厳しい財政状況の中なんだけれども、少しでも援助が何らかの形で、保険料の減額でも、それはやっちゃだめだということは、国会の議論の中でも言われていないからね。そこらも検討して、結果的にだめでも検討して、お年寄りの皆さんの前で、きちっとそういうことをあいさつできるというか、報告できるというか、これが必要だというふうに思うんですよね。

それから、集中改革プランの定員管理の問題では、やはり住民サービスの低下は絶対起こさない、職員の労働強化を起こさないとなれば、この前に指定管理者制度をとったんだけど、こんなに減らしちゃって、大丈夫なのかなと。不補充っていても、今後の職員の年齢構成なんかも踏まえて、採用もということも考えているようですけれども、非常に私は心配いたします。

医療費の問題については、20年度でこれ、補正で検討してやられるとすれば、さらに引き続いて改革の芽ができるということで、期待をいたしたい。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、議員おっしゃられたとおり、チャレンジハウスの建設に向けて、地産地消のそういうような部分とリンクさせながら、いろいろと前向きに検討をさせていただきたいと存じます。

そして、高齢者への援助については、正直なところ、私も、何ができるのかなというところで、今、職員みんなで検討しているところでありまして、目の前の山積する問題に追われているのが現状ではございます。そうした中で、先ほど山崎議員からおっしゃられたように、敬老会についても、いろいろな角度から、何をできるのか。何を求められておるのか。その辺のところを十分考えながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げ、そして集中改革プランにおきましても、職員の能力を十分発揮することができれば、まだまだある部分の改革も可能ではないかなと思っております。それと裏腹に、やはり今後の職員の育成のためにも、ある程度の、先ほど申し上げましたとおり、

再来年度からの採用に考えておるところでございますので、ご理解、ご協力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議中でございますけれども、ここで休憩をいたします。再開は3時50分。

（午後 3時37分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

#### 議案第23号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第24、議案第23号 平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 204ページでありますけれども、退職被保険者等の保険税であります。これも今回の医療制度の改革に伴いまして、今までの74歳までというものが、65歳までに変更になっておると思います。この減額の影響が、平成20年度予算でも7,000万円減額になっておりますが、それにかわるものとして、前期高齢者交付金がセットで減った分、逆に新設されておると思いますが、このような今回の制度の変更に伴いまして、このように金額

的な増減が起こるのは、今後も継続として考えてよろしいのでしょうか、ご説明願います。  
議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 齊藤議員ご質問のとおり、平成20年度から退職者医療制度が縮小されまして、従来ですと75歳未満までが退職者医療制度の対象となっていたわけですが、平成20年度からは、65歳未満の退職者の方、前に厚生年金等に加入していただいた方ですね。この方たちが退職者医療制度の対象になるということで、歳入でもその今まで退職者分として計算されていた方がなくなるということで、減額になっております。

その制度にかわるものといまして、歳入の中の前期高齢者の、6款ですね、6款1項1目、前期高齢者交付金、205ページの一番下の欄に掲載されておりますけれども、これは全国の高齢化率の平均が約12%くらいということだそうです。横芝光町の国民健康保険に加入している方の高齢化率は28%ということで、かなり高齢化率が高くなっている。この前期高齢者交付金につきましては、その高齢化率の高いところに余分に交付される制度ということでもあります。ですから、今後ともこの前期高齢者交付金につきましては、横芝光町につきましては、当然歳入のほうが多くなっていく。歳出については、事務費程度の拠出金が取られる程度だけであろうという、今のところの予想であると。

以上です。

5番（齊藤 隆君） わかりました。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 211ページですけれども、1款4項、12の役務費の通信運搬費、以前議案事項の中で、医療費通知の予算計上ということであったかと思っておりますけれども、費用をかけただけの効果が上がっているのかどうか。とても親切な取り組みだとは思いますが、お金をかけてやっただけの効果が上がっているのかどうか、伺います。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 医療費通知の効果ということですが、はっきり上がっているとも上がっていないとも言えない部分あると思います。ただ、医療費通知の通信運搬費については、多分19年度に比較すれば、額が少なくなっていると思います。というのは、今までは、封書形式、封筒形式の形で通知を出していたんですが、20年度からははがき形式。よく今、ぺたっとうくっついている方式ありますね。はがき方式にするということで、郵送料等が少なくなるということで、額としては減額されておると思います。

額がある程度下がるだろうということから、ことしは年6回、2カ月に1回、これだけお

宅の家庭では医療費がかかりましたというような通知を差上げると。この中で、出したことによって医療費が抑制されているかどうかというのは、ちょっとはっきりしていない部分もありますけれども、一応そのような形で、まず、郵送料については、なるべくかからないように、ことしからははがき形式で送るようにしますというところであります。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 1つは、後期高齢者医療が始まる中でのこの会計への数値的な影響といたしますか。

2点目は、一般会計繰入金で、平成18年、19年度は5,000万円ずつの法定外繰り入れを行ったわけです。被保険者にとっては非常にいい判断だったというように思います。しかし、20年度はさらにこれを続けなければ、法定外繰り入れを続けなければ、さらに上がってしまうのではないかと心配をして、そういう質問もこの間してきたわけですが、そういう心配がないということなんですね。主要な原因について、改めて説明を受けておきたいというふうに思います。

それから、213ページの葬祭費は、後期高齢者医療に便乗してというか、2万円も葬祭費下げちゃった。1,320万円ですね。これは2万円掛ける対象人数分という形になるわけですか。

以上です。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） まず、後期高齢者医療が始まることにより、国保の歳入全体がどのように変わってくるかというご質問ですけれども、全協のときもご説明申し上げましたが、まず、後期高齢者分として計算基礎が今度国保税の中にできました。それは介護保険制度ができたときも、介護保険分として計算をして、国保税と一緒に納付していただく。ことしにつきましては、たまたま介護と同じ税率ということで、ちょうど予定した金額に達成できるでしょう。ただ、介護とは限度額が3万円ほど違いますけれども、後期高齢のほうが限度額が12万円。介護分としては限度額が9万円という形で、税率等については同じなんですけれども、限度額が後期高齢者はちょっと高くなる。それと、先ほど申し上げました、退職者医療制度で、制度が変わることによって減額になる部分もあるけれども、逆に前期高齢者の交付金として、かなりの額が来ると。それから、従来ですと、老人保健には特別計算をしない、通常国保税の中から老人保健の負担金を歳出していたわけですが、今度後期高齢者につきましては、別枠で計算をして後期高齢者分の負担金を出すということで、全体としては

多少の余裕がある形で予算が組めたのではないかなというように感じております。ですから、従来ですと、介護分、それから医療分、2本立ての計算の中から、介護に負担金、それから老人保健の拠出金を出していたわけですが、今度は老人保健の拠出金がかなり大きく減額されます。その分、賦課限度額を下げた。それと後期高齢者の負担分については別枠で計算をするということになりましたので、総体の中では、税率を上げないでも、20年度についてはできるであろうという予測のもとに、20年度の予算をつくっております。

それから、葬祭費ですけれども、葬祭費につきましては、議員おっしゃるとおり、見込みの中で2万円を減額した中で1,320万円減額ということであります。ですから、これを2万円割っていただければ、大体の人数が出るとは思いますけれども、そういうようなことで計算はしてあります。

ちなみに、19年度ですけれども、現在の時点で葬祭費として243件、1,701万円ほど支出しております。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） ちょっと漏れちゃったんですね、法定外繰り入れをしなくていいわけというのは。結果的に見て、どういう中身であったのかという。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 決算見込みで、それとあと基金の繰り入れも、たしかほぼ同じくらい予算で見えてあるわけですが、現在の決算見込みからしますと、法定外繰り入れ5,000万円。それから、基金からの繰り入れについては、これは見ないとちょっとわからない部分もあるのですが、たまたま決算見込みからしますと、なくても大丈夫であると。ですから、医療費の伸びがそんなになかったのかなというようにとっているわけですが、もしこれがかなり医療費がかかっていけば、また何らかの方法で、税率を上げるとか、何かそういうことを考えないといけないというところだと思いますが。

それとあと、20年度から後期高齢者の医療制度が始まるということで、75歳以上の方については、全く別枠で医療費を考えることができるようになりましたので、国保のほうについては、そんなに医療費の伸びを見なくていいのかなという部分があると思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 単純に町民の皆さんの国保険者は健康であったということが結論でございます。これは本当に当町の町長としても喜ばしきことであって、これもひとえに町民

の皆さんのふだんの健康管理に留意をしてくださっているたまもの。また、私ども行政の中で、健康管理についても、逐次指導をしているたまものなのかなというふうに考えております。今後とも町民の皆さんの健康には十分留意していただくことが、この国保財政にとってもよい結果を導くわけでございますので、今後ともそういう啓発運動並びに健康に対する指導をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第24号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第25、議案第24号 平成20年度横芝光町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第25号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第26、議案第25号 平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第26号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第27、議案第26号 平成20年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第27号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第28、議案第27号 平成20年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第28号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第29、議案第28号 平成20年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第29号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第30、議案第29号 平成20年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 今回の、これまでの議論の中でも出てきたわけですが、これガイドラインに基づく改革プランというのは、08年中につくらなければならない。つくって提出する。

一般会計質問でもあれしたんですが、もっと理解を深めるために質問したいんですが、経営効率化という面では、3年間で病院の経常収支を黒字になる計画。経常収支比率、職員給与費と医業収益比率、病床利用率。こういうふうなことを求められていると思うんですね。再編ネットワーク化というところでは、統廃合。それから経営形態の見直しでは、地方公営企業法の全部適用、独立行政法人化、指定管理者制度や民間、そういうあれではないかと思うんですね。

この大変厳しい中身を書けというようなことと、改革プランを策定すれば、地方債の発行、元利償還金に対する交付税、22.5%から36.25%。こういうあめの面もあって、交付税措置。病床削減後5年間は、従前の病床数の普通交付税が補てんされる。

それから、公立病院対策債の創設。03年から07年に生じた不良債務、一時借入金を含めて長期債務に振りかえる。特例債の利息と特別交付税の手当て。病床数で計算している普通交付税算定を病床利用率に振りかえる。いわゆるあめとむちがあるわけです。当町も大変な企業債使っております、町長この間、企業債の借りかえ、0.6% 借りかえということを行ったんですが、このような点は使えるのではないかな。上手にこれ使って、改革プラン。

その関係がどうなるのかなと。

基本的な病院の現状打開のためには、やはり本来の公立病院としての果たす役割を非常に重視する必要があるということで、医療制度政策を抜本的に見直すというのが1つ。本当に病院が現状を打開していく必要があると思うんだよね。

もう一つは、診療報酬の総額引き上げ。それから、不採算医療に対する診療報酬上の評価、それから、自治体病院存続できる地方交付税措置の改善。こういったことが必要だというふうに思うんですよね。

そういう中で、この地域なりの病院のあり方というのを模索していかなければならない。そのあめとむちのプランと利用できる制度の関係というのは、どのように検討されているかというか。今後進めていくつもりでいるのか。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） ただいまの公立病院改革ガイドラインに係るご質問なんですけれども、確かに今回のガイドラインは、昨年12月24日ですか、まだ総務省から示されたばかりです。具体的にこれをどういうふうに、ガイドラインに基づいた改革プランを策定していくかということについては、もう少しまだこれから県の説明会等も、新年度にかけてあるのかなというふうにも思っているんですけれども、現在の段階、まだ具体的なお話はできないんですけれども、ただ、基本的には、経営の効率化、先ほどありましたお話ですが、繰入金にいたしましても、公立病院として必要な業務は何であるのか。それを明確化した上で、いわゆる独自の繰り出し基準といいますか、そういったものを定めてもいいのかなというふうに解釈をしております。

そういった中で、赤字にならないような運営をしていくんだと。ですから、どこまで何をやるかということ、もう少し明確にしるということだというふうに考えております。

また、再編ネットワーク化については、これは県が計画を示すというふうに言っております。どこの病院とネットワーク、いわゆる病院の市町村合併的なものというような言い方もできるのかもしれませんが、そういった枠組みについては、県が何らかの形を示した計画をつくるのかなというふうに考えております。

また、もう一つは、経営形態の見直し。これは公立病院、現在の形の公立病院ではなく、先ほど議員おっしゃられましたような、指定管理者ですとか、地方独立行政法人ですとか、いろんな形態もあろうかと思うんですけれども、そういったものも、5年間の中で先のことを見据えて考えるようにというふうに言われているわけでございます。

また、あめとむちというお話で、財政措置のお話がありましたけれども、財政措置については、こういったプランをつくっていく上で必要な経費、例えばコンサルの委託料ですとか、そういったものなのかなというふうに思っておりますけれども、そういった費用については、ある程度地方交付税でも見ますと、そういうように言っているのかなというふうに思っております。

また、企業債の借り入れ、これについては 借りかえですか、これについては、この改革プランとは別に、昨年からそういったことが認められてきております。利率が7%以上の高いものについては、19年度、今年度ですね、借りかえの協議を受けていただけたんですが、につきましては、6%以上のものが2本あるわけですが、これについては来年度また、そういった協議のテーブルにのせていくようになるというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 公立病院の再編ネットワーク化に伴うガイドラインの問題につきましては、最後の最終ページの部分にですけれども、モデルプランというものが示されている中で、再編による、小さい病院は診療所にというような提案もあるような中のプランでございまして、それが当町の病院のシチュエーションには、いささか合わない部分もあったりまして、あめとむちと今、議員おっしゃられましたけれども、病院をあきらめるんだったら、今までの借金についてはどうのこうのしますよとかというような方法も模索されているようで、これについては、今後総務省並びに県との執行が、どのような流れの中で来るか、まだ定かにはなっていない部分が多いので、今後十分検討しながら、地域住民の医療を担保しながら、東陽病院の運営については、常に注意を払いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 管理者である町長には、今のこのガイドラインを初めとした、公立病院を取り巻く背景、それから東陽病院の現状、数値をもってやはり住民に中身をよく知らせ、理解者につける、味方につけるといふかな。そういう のやっぱり打開の方法を見つけていくという方法での医療、健康、安心、安全についての町民の願いというのは、非常に大きいものでありますので、くれぐれもよろしく。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 予算書の341ページであります。

マンモグラフィー保守点検料84万円の計上でございますけれども、私の認識の間違いでありましたら、申しわけないんですが、マンモグラフィーの検診が有効的に機能なされていないというような認識でございましたけれども、この保守点検料ということであれば、きちっと検査等、受けれるものであるかということが1点と、町内の開業医で東陽病院と連携のとれているかかりつけ医がどのくらいあるか、お伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） マンモグラフィーの保守点検料ということですが、これは乳がん検診等に使う機器でございますけれども、現在、議員がおっしゃられましたように、余り活用されていない状況であることは確かなんですが、また、去年の秋に病院に参りました、新しい外科の先生が、また現在もこういった認定、この検診を行うには、そういう認定が必要になるわけですが、このままで病院といえ、そういった検診にも取り組んでいるということで、その認定医もとろうということで、現在いろいろと努力をして、準備をさせていただいております。

そういったことで、またこの機械導入した当時のような形での検診に取り組めればということで、機器も使える状態に完備しなければいけないということでの予算をお願いしたところでございます。

それから、町内の開業医の先生との連携ということでございますけれども、これにつきましては、患者の紹介をいただいたり、そういった形での連携ということでは、すべてとまでいうわけではありませんけれども、ある程度入院の必要な患者さんについて、東陽病院で対応できるようなケースについては、もちろんこれは、患者さんのご希望もあるところでございますけれども、多くの開業医の先生から紹介をいただいているという状況でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第31、議案第30号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第31号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第32、議案第31号 横芝光町道路台帳統合及びシステム構築業務委託契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 請願の件

議長（八角健一君） 日程第33、請願の件を議題とします。

請願第1号及び請願第2号を議題とし、請願審査の経過と結果について、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、野村和好君。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君登壇〕

総務常任委員会委員長（野村和好君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、総務常任委員会に付託された請願第1号 耐震での転倒防止金具の取り付け助成に関する請願及び請願第2号 小規模公共工事の登録制度に関する請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月4日午後3時50分、委員6名及び紹介議員である森川忠議員、齊藤隆議員出席のもと、請願2件の審査を行いました。

審査は紹介議員からそれぞれ請願の趣旨説明を求め、慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、請願第1号、請願第2号、いずれも不採択とすべきものと決定をいたしました。

本会においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果のご報告といたします。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま委員長から報告のありました請願2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議なしと認めます。

これより請願第1号、請願第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 耐震での転倒防止金具の取り付け助成に関する請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものであります。

この請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手少数。

よって、請願第1号 耐震での転倒防止金具の取り付け助成に関する請願は不採択に決定しました。

次に、請願第2号 小規模公共工事の登録制度に関する請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手少数。

よって、請願第2号 小規模公共工事の登録制度に関する請願は不採択に決定しました。

#### 閉会の宣告

議長（八角健一君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成20年3月横芝光町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 齊藤 隆

議員 川島 透